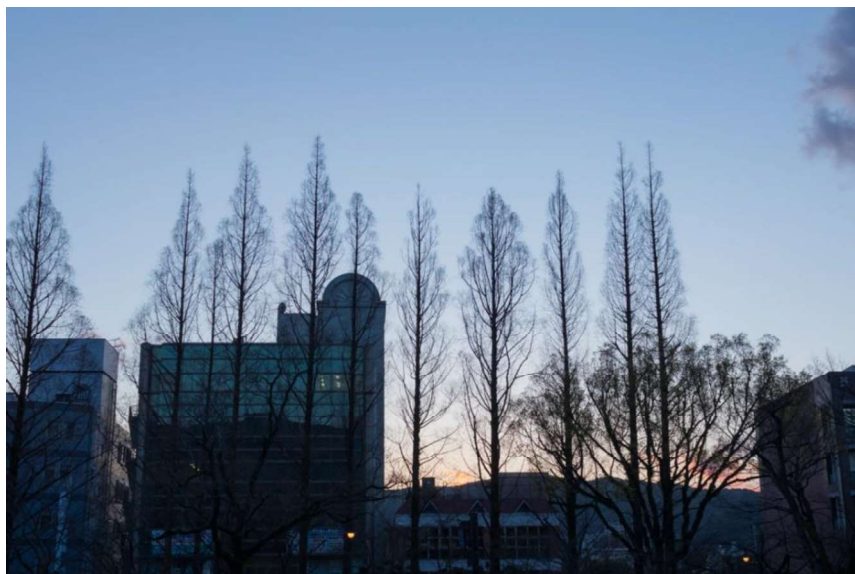


第一部　＜基調報告＞

歴史的出来事から現在への射程



（長崎平和公園　2021 年　©Teppey Yoshinari）

写真家 東松照明が伝えようとした復帰前の沖縄の現実——平和憲法を持つ「祖国」の退廃への葛藤と責任

吉成 哲平*

1. はじめに

1) 問題の所在

戦災復興から急速な高度成長を遂げ、戦後日本が経済大国となった 1970 年前後は、「豊かさ」が達成される一方で、沖縄返還、学生運動、日米安保改定、公害問題等、列島各地でそのひずみが顕在化してゆく時代であった。それゆえに、「昭和元禄」とも呼ばれた一見すると平穏な日常の中にあって、繁栄する社会の実相をどのように捉え、ひとびとに伝えてゆくべきであるのかが一人ひとりの写真家たちに現場から鋭く問われてゆくことになる。とりわけ、「戦後写真の巨人」と呼ばれ、少年期の敗戦と占領体験を原動力に 1950 年代より戦後日本を捉えてきた写真家である東松照明（1930-2012）が当時、鮮烈な衝撃を受けたのは、自身が初めて訪れた復帰前の沖縄に生きるひとびとの現実であった。東松は、「基地の中に沖縄がある」と自ら記したほどの米軍統治下の実情を目の当たりにしたことで、その後数十年以

* 大阪大学人間科学研究科・博士後期課程

本稿は、吉成哲平・三好恵真子(2022),「写真家 東松照明が直面した「基地の中の沖縄」—日米の狭間で揺らぐ復帰前の現実と歴史への責任—」(『生活学論叢』第 41 号、30-45 頁)をシンポジウムの成果報告として構成を見直し、加筆修正したものである。

上にわたりライフワークとして沖縄を見つめ続けてゆくことになる。

後述するように、沖縄へ向かうまでに東松は、写真家の土門拳が提唱し、敗戦後の混乱する社会の現実を鋭く捉えた「リアリズム写真」に強く触発されることで、復興する社会のダイナミズムを捉え始め、被爆後の長崎等、列島各地から戦後日本の行方を見つめてきた。特に戦後写真史においては、かつて戦時下の対外宣伝を担い、「リアリズム写真」と共に 50 年代までの写真表現の潮流であった「報道写真（組写真）」とは一線を画し、写真の視覚的な効果を重視しつつ 60 年代に新たに登場した「映像派」世代を代表する写真家として位置付けられている。

しかし、こうした東松の撮影活動について、写真史や写真論等の既存研究では概して「映像派」としての側面が強調され、作品上での写真同士の組み合わせが鑑賞者に喚起する象徴的なイメージが中心的に論じられてきた。例えば 60 年代の長崎の原爆被害を捉えた東松の最初の写真集である『＜11 時 02 分＞NAGASAKI』（1966 年）を巡っては、被爆者のケロイドにスポットライトが当たった写真と、その隣に配置された木漏れ日を写した写真同士が、原爆の炸裂した瞬間の光に象徴される、暴力的な太陽光の存在を鑑賞者に喚起すると論じられている（林田 2013）。

しかし、従来の研究では鑑賞者の視点から写真の象徴性や表現技法の特徴、また特定の作品の編集の仕方等が客体的な批評の対象となることで、東松が撮影を続ける過程で、それぞれの作品を通じてその都度伝えようとしていった現実からは乖離した議論が展開されてきたという課題点が浮かび上がってきた。例えば、前述の『＜11 時 02 分＞NAGASAKI』として結実してゆく撮影の最中に東松が直面したのは、街は復興を遂げる一方で、被爆者が「政治への期待も現代医学への希望も失なうにいたった長い年月」を生きる、見過ごされた戦後の現実であった。それゆえに東松は、被爆者の傷跡を写すことへのためらいを抱えつつも、写真を撮ることにより原爆体験との距離を埋めることへと駆り立てられていったのである（東松 1965）。

そこでこれまで筆者は、上述の課題点を克服するために写真史や写真論、

映像民族誌等の関連研究の視角との差異化を図りつつ、独自の方法論として「写真実践」を提起してきた。すなわち「写真実践」とは、写真家たちが撮り続けることで深化させながら私たちに伝え残してゆく心意表現¹を総体的に捉え直すことで、彼ら一人ひとりの経年的実践を体系化する方法論である（吉成 2021）。例えば、東松にとっての原爆被害との直面がまさにそうであったように、写真家は撮影を行う最中に目の当たりにし、心を揺り動かされた現実に対して自らは何が出来るのかを問いかけながら、更なる撮影行為へと駆り立てられていく。このとき、自らがレンズを介して受け止めた一瞬一瞬の出来事の意味を、未来への記録としてその時々作品に留めてゆくのである。そして、後述する筆者らのこれまでの研究成果からも浮かび上がってきたように、この動態的な撮影活動の展開過程で、彼ら写真家たち自身の中で、撮影を通じ直面した現実を巡る思索が重層化され、徐々に見出されてゆく事柄があるのである。

それゆえに、撮り続ける過程で写真家が生み出してゆく作品や雑誌、新聞記事、対談集等の様々な表現媒体は、彼ら一人ひとりが撮影を行う中で感じ取った目の前の現実を刻々と留めていった貴重な記録であると考えられる。従って、「写真実践」の視角からの分析においては、写真を客体的に捉える従来の研究視座とは異なり、多様な表現媒体を辿り直すことで、撮影行為を介して絶えず重層化されていく写真家自身の心意を通じて彼らが伝えようとした事柄を徐々に読み解くことが出来る（吉成 2021）。

ただし上記の分析に当たっては、分析者である筆者自身がこれまで 10 年以上にわたり撮影活動を続けることにより、自らも体得してきた経験を根底に据えている。すなわち、写真家たちが現場で常に問いを投げかけながら、過去を背負い未来を眼差し生きゆく一環として写真を撮り続けてゆく

¹ 環境社会学者の鳥越皓之は、柳田国男の民俗学が理解しようとした「心意」とは、認識主体である柳田の「心を通じて見えた事実」であり、それゆえに対象を知と感性に分離することが出来ない点を指摘する（鳥越 2002）。筆者はこの柳田の心意論に示唆を得て、方法論としての「写真実践」においても、写真家自身が撮影行為を通じ複雑化させてゆく心から浮かび上がってくる現実のありようを「心意表現」と位置付けている。

重み、さらには写真を撮り続けているからこそ見えてくる事柄を実感しており、だからこそ東松を含む複数の写真家において「思索を深めていく経時的実践」を立体的に論証しうることに結びついている²（吉成 2021；吉成・三好 2021, 2022a, 2022b）。よって、分析の対象となる写真家が生きた当時の社会状況を踏まえつつ、筆者自身の身体実感に基づく資料分析を行うことで、写真家が伝えようとした事柄を彼ら自身が生きていった視点から具体化することが可能になる。

この「写真実践」により、筆者らが東松の足跡を辿り直すことでこれまで明らかとなってきたのは、自らの占領体験への複雑な葛藤を抱えつつ、激動する戦後社会を生きてゆくひとびとの姿を、東松がそれぞれの生活の現場から「伴走者」として見つめていったことである（吉成・三好 2021, 2022a, 2022b）。とりわけ、60年代初頭から30年以上をかけて見つめ続けた長崎では、前述のように被爆者が厳しい生活状況に留め置かれていたことへの衝撃を原点に、写真家として何が出来るのかを自問しながらそれぞれの被爆者と関係性を次第に築いてゆくことで、やがて戦中戦後の時代を共に生きてきた「生活者」として一人ひとりの暮らしを捉え直していったプロセスが浮かび上がってきた（吉成・三好 2021）。

ただし、このとき押さえておくべきは、東松が戦後のひとびとの生活を個別具体的な現場から常に捉えようとした根底には、敗戦時に15歳の少年であった自らの「戦中の被害体験、敗戦の記憶、戦後の飢餓感」の滲む「戦争の影」（東松 1987: 142）が刻み込まれていたことである。特に、敗戦と占領を経て目まぐるしく進む「アメリカニゼーション」への直面は、彼にとって戦後日本を見つめ続けてゆく原動力であった。すなわち、敗戦直後に突然現れた占領軍は、人びとを窮乏から「解放」し、旧来の生活様式

² 例えば、これまで筆者自身も東松が見つめた長崎での撮影を続けている。また、アラスカの野生生物の営みを捉えた自然写真家である星野道夫(1952-1996)が、撮影を通じ「人間と自然の関わり」を問い続けることで、やがて人間と自然の分断を越えた根源的な生命を見出していったことを現地に身を置く中で体得してきた。

を塗りかえてゆく一方で、例えば「混血児」が直面した苦難に象徴されるいくつかの弊害を生み出していった。更に、朝鮮戦争とベトナム戦争が激化する中で、敗戦直後に日本へと民主主義の種子を撒いたアメリカが、育ちかけたその芽を摘んでゆく変化への割り切れない思いを東松は抱いてゆく。そして、日米が結び付きを深め、「豊かさ」が達成されてゆく反面で、戦中に無数のひとびとに死をもたらした国家が再び暮らしを翻弄しつつある現実を目の当たりにしていったのである（吉成・三好 2022a）。

このように東松は、高度成長の繁栄の影に置かれた暮らしを捉えてゆく過程で、60年代末の復帰前の沖縄を初めて訪れることになる。そして、ここで「基地の中の沖縄」の現実より鮮烈な衝撃を受けるのである。本稿ではこの側面を掘り下げていきたい。なぜなら、実に復帰前の最初の訪問を契機として、70年代前半には東南アジアにまで足を延ばしつつ最晩年を沖縄で迎えるまで、東松は自身のライフワークとして同地を数十年にわたり撮り続けてゆくことへと結実していくからである。加えて、後述するように、同時期の列島各地で噴出する高度成長のひずみを前に、「なぜ、写真を撮るのか」を各々の写真家が現場から問い直していた点に鑑みる時、本土の人間の一人としての内省の中で、沖縄を見つめ続けることへと駆り立てられていった東松の足跡の意義を具体化する必要があるためである。

2) 本稿の目的と視角

一方、次章で詳述する通り、写真史や写真論における沖縄での東松の撮影活動について論じた先行研究では、概して復帰後の島々を写した特定の作品にのみ焦点が当てられてきた。そして従来議論では、復帰以後の島々に東松が身を置く中でそれまでの占領という主題から離れ、シマの風土と古来の精神文化に魅せられていったとされることが、「原日本」を沖縄に見出すかのような植民地主義的な視線として批判を呼び起こしながらも、ともすれば定型的に語られてきたのである。特に、上述した議論の背景としては、日本人と基地問題という、東松自身のそれまでの関心が交わる接点にあった沖縄への初めての渡航にあたり、60年代当時の彼が柳田国男の

『海上の道』に見られる日本人の「南方起源説」に触発されていた側面が強調されてきた。

しかし本稿で指摘したいのは、既存研究では復帰以後の島々への足跡のみが注視される余り、「復帰前」の現実より東松自身が受け止めた衝撃と内省こそが、晩年まで沖縄を撮り続けることへと彼を突き動かしていった重要性が見過ごされてきた課題である。例えば、前述した 60 年代の長崎においても、戦後も続く被爆の傷跡を衝撃と共に初めて目の当たりにしたことは東松にとって「決定的に大きな意味」を持ち（東松 1965: 68）、それゆえに彼は終わらない原爆被害を後世へ伝えるために、晩年まで長崎に生きる人びとの暮らしを撮り続けたことを思い起こしたい。すなわち、東松が戦後の沖縄の現実を伝えていこうとした当時の胸中から乖離して、これまで彼の足跡の意義が論じられてきたことが課題として浮かび上がってきた。

そこで本稿では、上述した「写真実践」により、1970 年前後の写真家たちが抱いた記録を巡るそれぞれの葛藤と模索を踏まえつつ、東松が復帰前の「基地の中の沖縄」の現実から強い衝撃を受ける中でひとびとに伝えようとした事柄を明らかにすることを目的とする。つまり、本土の人間として東松が直面した復帰前の厳しい現実、1972 年の復帰から半世紀を経た今もなお、私たち一人ひとりがどのように沖縄の現状と向き合うべきであるのかを問いかけ続けているのである。

本稿の構成において、以下、第 2 章の 70 年前後にかけての写真表現の転換を踏まえた先行研究の精査に続く第 3 章では、高度成長の影に直面した当時の写真家たちのそれぞれの模索を整理することで、本土の人間としての鮮烈な衝撃から沖縄と向き合っていた東松自身の立ち位置を具体化する上での足がかりとしたい。更に第 4 章では、東松が初めて訪れた当時の沖縄が、冷戦期のアメリカの東アジア戦略の下で帰属の曖昧な位置に留め置かれてきたことが、「基地の中の沖縄」の現実を形成する遠因となってきた歴史的状況を押さえる。その上で、第 5 章にて日米の狭間で揺らぐ沖縄から東松が伝えようとした米軍統治下の暮らしの実相を明らかにしてゆく。そして、以上の分析より第 6 章では、東松を含む同時代のひとびとが国家

の内側から眼前の現実に対し自らのなしうることを模索していった「弱い」個人としての戦後の生活者像を浮かび上がらせつつ、東松が沖縄から問い直した、戦後 25 年を経た「祖国の退廃」の意味を考えていきたい。

2. 70 年前後の写真表現の転換を踏まえた東松の沖縄での足跡の意義に関する先行研究とその課題

1) 1970 年前後の写真表現の潮流の変化

先行研究の精査にあたり、本節ではまず敗戦後から 1970 年代初頭までの主流の写真表現の変遷の中での、東松の位置付けを概観しておきたい。前述したように、敗戦後から 50 年代にかけては、土門拳が提起した「リアリズム写真」と、編集者であり写真家でもあった名取洋之助による「報道写真（組写真）」の二つの潮流があった。そして 60 年代に入ると、東松が奈良原一高や細江英公らと共に結成した写真家集団『VIVO』に象徴される、写真の視覚的な効果を重視した「映像派」世代の写真家たちが新たに台頭してゆく。とりわけ、名取ら前世代の写真表現のあり方との違いを象徴する出来事として戦後写真史において今なお広く知られるのは、1960 年に雑誌『アサヒカメラ』誌上で展開された「名取＝東松論争」である。既報（吉成・三好 2021）で詳述した通り、これは社会的な出来事を単線的なストーリーとして描くことを重視した名取の「組写真」に対する東松の反発として現れ、その根底にはかつて「組写真」が戦中の虚構的な対外宣伝を担ったことへの東松の忌避感があったのである。後述するように、それゆえに東松は従来の「組写真」とは一線を画す独自の表現方法として「群写真」を提起していく。すなわち「群写真」とは、東松自身がカメラを介して直面した現実の複雑性を、写真と文章を組み合わせることにより重層的に表現していく手法であった（吉成・三好 2021）。

しかし、その後の 60 年代末から 70 年代初頭にかけては経済成長に伴う社会の価値観の多様化を背景に、広告写真の活発化や社会的にも大きな影響力を持ったベトナム戦争の記録、あるいは旅の経験や民俗学への関心の

高まり等、同時代の写真表現も様々な広がりを見せてゆく（飯沢 1999: 87-96）。特に学生運動に象徴されるように、政治、経済、文化の広範な領域で戦後体制への根本的な異議申し立てが進む中、写真の領域においても「ラディカルな問題提起」がなされたこと（前掲書: 89）は、東松が初めて沖縄を訪れた時期に生じていた写真表現の潮流の変化としても押さえておきたい。すなわち、まずそれは出来事の正確な記録というそれまでの写真表現の理念に疑問を投げかけ、いわゆる「アレ・ブレ・ボケ」と呼ばれた技法に特徴付けられる「従来の写真の美学や文法を徹底的に破壊した断片的な映像群」（前掲書: 90）の存在であった。これは東松とも親交のあった写真家の中平卓馬や多木浩二らが中心となり、60年代末に刊行した雑誌『プロヴォーク』の活動に収斂した。

他方で、『プロヴォーク』の写真家たちの姿勢と対照をなしたのが、私的な眼差しから日常的な光景や出来事を淡々と写したいいわゆる「コンボラ写真（contemporary photography）」であった。写真史家の飯沢耕太郎は、『プロヴォーク』の写真家たちと共通して「コンボラ」写真の撮り手たちもまた「既成の価値観に対する不安と危機意識」を抱きつつ、より醒めた視点で自己と他者との関係性を捉えていたことを指摘する（前掲書: 92）。このように1970年前後には、リアリズムに代表される社会問題をストレートに捉えた主流の写真表現への懐疑から、「私的領域」や「個人の内面」等の「私性」を重視した写真表現への変遷が生じていた（戸田 2012: 78）。次章で詳述する通り、このことは70年前後の記録のあり方を巡る、東松を含む当時の写真家たちが抱いていた葛藤と模索の背景として押さえておく必要がある。

2) 沖縄での東松の足跡の意義に関する先行研究とその課題

上述した70年前後にかけてのリアリズムの退潮と「私性」を重視した写真表現の流行を念頭に、以下では同時期の東松の沖縄での撮影活動に関する先行研究を精査していきたい。まず、写真史や写真論では復帰前の沖縄問題を巡る報道の過熱と民俗学のブームにより、同時期の写真家たちの多

くが日本本土から沖縄へ向かったことを背景に（重森 1987；鈴木 2005）、東松も同地を訪れる中でそれまでの占領への批評性から解放され、離島の風土をのびやかに表現していったことが指摘されてきた（飯沢 2008；島原 2013）。つまり、これまで東松と沖縄との結びつきに関しては、『太陽の鉛筆—沖縄・海と空と島と人びと・そして東南アジアへ（以下、太陽の鉛筆）』（1975 年）に象徴される、復帰以後の離島を中心に捉えた写真が概して想起されてきたこと（倉石 2010: 126）が分かる。

他方で、東松が「原日本」を沖縄に探るかのような上述の側面は、日本と沖縄を一体視する「南島イデオロギー」の影響を受けた植民地主義的な視線を含んでいたとしてこれまで批判もなされてきたこと（仲里 2009: 229）に留意したい。この批判については、復帰後の島々から東南アジアへと更に続く旅により、彼が島々に共通する「南方要素」を見出してゆくことで、沖縄への「ノスタルジア」を乗り越えていったと指摘される（鈴木 2005；田仲 2013；仲里 2013）。東松の沖縄を巡る撮影活動の展開過程に焦点を当てる時、以上の一連の指摘において、東松が沖縄側からの拒絶を含んだ視線を時に感じ取りながらも、本土出身の写真家として「なぜ沖縄を撮るのか」を自問し続けることで、自らの思索を深めていく歩みがあったとされること（鈴木 2005: 38）は重要である。

しかし、既存研究では復帰以後の島々を巡る中で東松が抱いた葛藤とその克服に言及がなされる一方、概して作品中心主義的な視座から批評されることで、後年の撮影活動へと彼を駆り立てていった原点として、復帰前の沖縄の現実と直面することによって抱いた衝撃が見過ごされてきた課題が浮かび上がる。

特に、復帰前の沖縄に対する東松の眼差しに関して既存研究では 60 年代末の沖縄への最初の渡航が、あくまでも同時期の日本本土における沖縄への急激な関心の高まりという社会的な潮流の中で、これまで限定的に論じられてきた点を押さえておきたい。すなわち、沖縄への最初の訪問は、60 年代末の日本本土から多くのジャーナリストや文化人、知識人らが同地を訪れた「ブーム」に、当時の東松も乗じたに過ぎないとされてきた（小屋

敷 2016: 29)。そして沖縄で東松が表現した現実に関しては、同時期の写真家たちが訴えたように、基地やベトナム戦争、反戦デモ等のテーマに象徴される典型的な「問題」としての側面からのみ捉えたとされるに留まっている（鈴木 2005: 39）。

加えて先行研究では、東松が「基地の島」としての現実を描く際に用いた表現手法の特徴に概して焦点が当てられてきたことも課題である。この点に関し改めて思い起こしたいのは、前述の通り戦後写真史において 60 年代の新たな写真表現として登場し、写真独自の視覚的な効果を活かした東松の「映像派」としての側面がこれまで強調されてきた点である。既報（吉成・三好 2021）で述べたように、とりわけ東松が提起した「群写真」については、写真が鑑賞者へと喚起する象徴的なイメージが中心的な議論の俎上に載せられることで、東松自身が直面した戦後社会の現実が概して見過ごされてきた点が課題として浮かび上がってきた。この課題点を再び念頭に置く時、沖縄返還を前に刊行された東松の最初の写真集である『OKINAWA 沖縄 OKINAWA—沖縄に基地があるのではなく基地の中に沖縄がある』（1969 年、以下『OKINAWA 沖縄 OKINAWA』）に関する従来の論考でも、いわゆる「アレ・ブレ」として言及される、モノクロ写真の荒く、ざらついた粒子感と画面全体の揺れ動きが醸し出す、占領という暴力



写真 2-1 『OKINAWA 沖縄 OKINAWA』
に収録された B52 爆撃機

© Shomei Tomatsu – INTERFACE

的で不安定な現状が告発的に表現されていた側面（写真 2-1 等）が強調されてきたこと（倉石 2010: 122；鈴木 2005: 39；仲里 2009: 231-232）が分かる。しかし、東松が「群写真」より自らの直面した現実を重層的に描き出すことを試みていた点を鑑みた時、「アレ・ブレ」等の視覚的な特徴や審美的な側面にのみ目を注ぐことは、彼自身の捉えた現実からは乖離する

危険性がある。後述するように、現に東松自身は「アレ・ブレ」といった表現技法自体は重要視していなかったことが浮き彫りとなってくるのである。つまり独自の方法を用いつつも、東松自身が描こうとした沖縄の現状こそを明らかにする必要がある。

3. 1970 年前後の現実を捉えることへの写真家たちの葛藤とそれぞれの模索

前章で述べた通り、沖縄返還に揺れ動いた 1970 年前後は、高度成長がピークに達する一方で、リアリズムを中心とした従来の写真表現のあり方が問い直された時代でもあった。このとき見過ごせないのは、当時の戦後日本社会が内包していた諸課題を現場で目の当たりにした各々の写真家たちが、自らの立ち位置を模索していったことである。以下に述べる通り、その根底には一見すると「平和」な日常ではありながらも揺らぐ時代をいかに捉え、表現してゆくべきであるのかを巡るそれぞれの葛藤があったことが浮かび上がってくる。次章より、東松が撮影を通じどのように「基地の中の沖縄」の現実と向き合っていたのかを明らかにしていく上で、本章では当時の写真家たちの模索から浮き彫りとなる 70 年前後の現実を押さえておきたい³。

はじめに、高度成長を遂げた当時の時代状況として留意すべきは、明治維新以来の近代化の歴史が国家規模で再評価されていたことである。例えば歴史学者の鹿野政直は、60 年代以降の経済大国化に伴って、戦争へと突き進んだ昭和戦前の「狂信性」を否定しつつ、戦後の繁栄の源流としての「明治」を高く評価する史観がこの時期に台頭したことを指摘する（鹿野

³ 本章は、吉成哲平・三好恵真子（2023）、「写真家たちが向き合った 1970 年前後の現実―「写真 100 年」展を通じた明治期以来の記録への内省―」（『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』49、印刷中）を大幅に改稿したものである。東松を含む 70 年前後の写真家たちが抱いた各々の葛藤と模索の詳細については、上述の論文（吉成・三好 2023）を参照されたい。

2008b: 54-55)。とりわけ、1968 年の日本政府による「明治百年記念式典」は、敗戦後の急速な復興と繁栄をもたらした強固な基盤である輝かしい「明治」を顕彰するための国家的事業として举行された（石居 2018: 38-39）。

しかし、明治維新以降の近代化の成功として戦後の「繁栄」を称揚することは、ともすればその影に置かれ厳しい生活を強いられてきた「民衆」の犠牲を覆い隠しかねない危惧を、当時の少なくないひとびとが抱いていたことは見過ごせない。そして、それはまた同じ時代を見つめた写真家たちが 70 年前後の「繁栄」を前に、撮影を通じそれぞれの現場から内省していった事柄でもあったのである。

例えば、かつて東松らと共に写真家集団『VIVO』結成の立役者となった写真評論家の福島辰夫は、1968 年に開催され、幕末・明治期から終戦までの写真表現を回顧した「写真 100 年」展⁴の北海道開拓写真から、明治期の苛酷な開拓の歴史の先に、高度成長とは裏腹に炭鉱の閉山や落盤事故が相次ぎ、道内各地には自衛隊が配備され、今なお引揚者が厳しい生活を送る北海道の現状を捉えていた（福島 [1974] 2012: 317,320）。また、福島が主導したアマチュア団体である全日本学生写真連盟の学生たちは、開拓写真への衝撃から、「開道百年がただ単に、お祭的かつ観光のキャッチフレーズとしてのみとらえようとしている」ことへ「懷疑と怒りに似たものを抱き」、北海道の実相を写すことへと駆り立てられてゆく（全日本学生写真連盟 1968）。つまり、高度成長に伴う「豊かさ」の影に覆い隠された戦後社会の現実と、その基盤としての近代日本の歴史を、プロ、アマを問わず当時の少なくない写真家たちは見つめようとしていたのである。

しかし先に述べた通り、70 年前後においては「コンボラ写真」等の「私

⁴ この展示の正式名称は、「写真 100 年—日本人による写真表現の歴史展」であり、日本写真家協会が主催した。同展は、戦前から北国の風土を見つめてきた写真家である濱谷浩を筆頭に、東松照明、多木浩二、内藤正敏、中平卓馬ら当時活躍していた若手写真家たちを中心に写真の収集、編纂作業を行い、写真が日本へと到来した幕末・明治から終戦までの約 100 年間の写真家たちの歴史を初めて体系化した展覧会であった。この「写真 100 年」展が当時の写真家たちに与えた影響については、既報（吉成・三好 2023）を参照されたい。

性」を重視した表現が流行する中で、社会的な現実を鋭く捉えた従来のリアリズム写真は退潮しつつあった。例えば、前述の「写真 100 年」展の編集委員の一人であり、のちに『プロヴォーク』にも参加した写真家の中平卓馬は、かつて土門や東松らが広島や長崎に生きる被爆者の現実を克明に捉え、「戦争体験が普遍的なものとしてあった」頃からは様変わりした 70 年前後の時代状況を当時、以下のように述べていた点に留意したい。

「若い人たちは、戦争といっても、戦争についての記憶もなければ、現実に皮膚で感じてもない。だから何も起らない日常とか、太平と呼ばれるものをとらえていく以外ないんじゃないか、という気がするんです。」（桑原ほか 1969: 234）

つまり中平は、終戦から 25 年が経過し戦争体験が徐々に風化する時代の中で、若者たちが「何も起らない日常」や「太平と呼ばれるもの」へと目を向ける傾向にあることを示唆していたのである。それゆえに、「昭和元禄」とも呼ばれる平穏な日常の中で、いかにすれば社会の現実を人びとに伝えてゆくことが出来るのかを、それぞれの写真家たちが苦悩していた姿が浮かび上がってくる。

例えば、1966 年以降激化した三里塚闘争において報道写真家の栗原達男は、現地の団結小屋の傍で撮影していた際に農民から唾をかけられた経験を振り返り、「ぼくはツバキを当然のことと感じて一言もそれに対して抗議する気持がなかった」、「報道写真というのは不自由なものだなという気持がこのごろわかってきた」（栗原ほか 1970: 94）と、自らが現場で抱いた葛藤を吐露していた。また、69 年の東大安田講堂事件を巡り中平は、講堂に立て籠もった学生たちを「機動隊という権力の側の視点」から写すことに終始した事件報道に対し、「完全に、全的に真実の報道というものは一つもなかった」と指摘していた（桑原ほか 1969: 234）。

後述する東松が同じ時期の沖縄で抱いていた葛藤とも重なるが、このとき特に重要であるのは、現場での撮影に避け難く内包される撮り手自身

の「加害性」を、各々がどのように受け止めるべきであるのかを中平が切実に問いかけていたことである。例えば中平は、当時激しさを増していたベトナム戦争の報道において、日本人自身がアメリカと共に「加担者」の側にあることを抜きにした報道が「ぼくらの共犯性を全部はずしてしまう」危険性（前掲: 234）があることを強調していた。しかし、それでも栗原は東大安田講堂事件について「じゃ、とらなければいいのかというと、そうはいかない。だからこそとらなければ、と思う」（栗原ほか 1970: 95）と述べ、また中平も「撮らなければヴェトナムも知らない」（前掲: 95）と語っていた点は見逃ごせない。つまり、彼らは目の前の現実から生まれる問いや矛盾をあくまでも撮り続けることで解いてゆこうとしていたのである。

ただし、以上の写真家たちの発言の背後には、列島各地での運動のうねりとその記録を巡り当時急速に浮上していた、表現の自由を巡る危機があった点に留意したい。例えば三里塚闘争では、ドキュメンタリー映画制作のため、現地で衝突の様様を撮影していたカメラマンが 1968 年に「公務執行妨害」により逮捕された（「独立プロ・カメラマンら逮捕 成田の衝突」『読売新聞』1968 年 7 月 12 日付朝刊）。また、同年 10 月 21 日の国際反戦デーにあわせベトナム戦争への抗議のために新宿駅に結集し、暴徒化した学生たちのデモである「新宿騒乱事件」を巡っては、その様子を撮影していた国学院大学映画研究部のフィルムが捜査当局により押収される事件が発生している（「緊張する映画界 国学院大映研のフィルム押収問題」『読売新聞』1968 年 12 月 2 日付夕刊）。つまり、当時の写真家たちが「豊かさ」の中で生起している現実を伝えようと駆り立てられながらも、撮影に臨む際の彼ら一人ひとりの立場性を巡る現場での葛藤があったのである。そして、記録した映像が「権力の側の道具に転化する」危険性を多木浩二が当時指摘した通り（多木 1970: 179-180）、ともすれば国家により撮影と発表の自由が制約あるいは利用されかねない複雑な状況に彼ら自身が置かれていたことが分かる。

従って、「平和」な日常の中で見えにくくなっていた 70 年前後の困難な現実を前にして、彼ら写真家たちはそれぞれの立ち位置を模索していった

のである。既報（吉成・三好 2023）で具体化した通り、それらは国粋主義的なプロパガンダへと流されていった戦前から戦中にかけての写真表現を内省し、70 年前後の社会の中で撮影行為を介して応答してゆくことで形作られ、概して三つの類型に分けることが出来た。すなわち、それはまず中平らが重視したように、写真の匿名性を肯定し、即物的に目の前の事物を捉えていった姿勢であり、他方では水俣を写した桑原史成に代表される、自らの個性を強く打ち出すことで眼前の現実を告発していく立場であった。そして、東松が戦後の長崎を生きる一人ひとりの被爆者を見つめていったように、矛盾や葛藤を抱えて現場で自らが感じた「距離」を、撮り続けることで絶えず埋めていこうとする姿があったのである。これらの 70 年前後の写真家たちの異なる立ち位置を念頭に置きつつ、次章からは、60 年代末の復帰前の沖縄の現実を目の当たりにしたことへの衝撃を原動力に同地を撮り続けていった東松が、撮影を通じその「距離」を埋めようとしていった重要性を描き出していく。

4. 表裏一体であった日本本土の戦後復興と沖縄への基地の集中という歴史的状況の把握

東松が沖縄で受けた衝撃の実相を見つめてゆくにあたり、本章では復帰前の沖縄が置かれていた歴史的状況を整理しておきたい。周知の通り、沖縄戦の終結から 1972 年の復帰に至るまで、沖縄は米軍による占領と統治下に置かれた。特に、1952 年 4 月 28 日のサンフランシスコ平和条約の発効により日本は独立を果たす一方、沖縄は正式に米国の施政権下に置かれることになる。このとき重要であるのは、依然として日本が「潜在主権」として沖縄に対する領土主権を保持しながらも、統治権はアメリカが有することで、沖縄が日本国憲法による保障の外側に置かれてきたことである。つまり、それは条約や法規に拘束されず、米軍が沖縄の土地を「フリーハンド」で使用可能であることを意味していた（小熊 1998: 603）。しかし、新川明や岡本恵徳など、60 年安保に直面した沖縄出身のひとつとが本土で

抱いた葛藤にも象徴される通り⁵、とりわけ 60 年代前半までの日本本土では、上述した沖縄の現状は概してその視野の外に置かれてきた点は見すごすことが出来ない⁶。むしろ、安保闘争を含む日本本土における平和運動の隆盛は、本土から沖縄への軍事基地の集中を加速させていったのである（前掲書: 603）。

ただしその背景には、冷戦下の東アジア戦略の下にアメリカが日本本土と沖縄に対し異なる占領政策を適用していった経緯があった。特に朝鮮戦争の勃発以降、日本ではそれまでの非軍事化および民主化から経済復興へと重点が移る一方、沖縄では米軍占領下で基地の安定的な使用が最重要課題とされた。そして、アメリカの占領政策下での日本における経済復興と、沖縄における米軍基地の保有は、例えば沖縄での早期の基地建設のため、同地で必要な生活物資については日本からの輸入に依存させることで日本と沖縄の戦後復興を効率的に結び付けたように、表裏一体の関係性にあったのである（屋嘉比 2009: 318-319）。

このとき重要であるのは、冷戦下のアメリカが「戦略的」な視点を優先したことで、戦後の沖縄が独立や日本への返還、中国への引き渡し、あるいはアメリカへの併合のいずれでもない不確定な状態に意識的に長く留め置かれた点である（鹿野 2008a: 118-119）。つまり、沖縄に生きるひとびとにとってそれは「いかなる国の市民でもない」、「“stateless”の固定化」（前掲書: 120）を意味していたのである。

それゆえに、とりわけ 1940 年代から 50 年代にかけての沖縄は、戦後の東アジアの冷戦体制下で継続する「戦場」、「占領」、「復興」という重層的な状況下にあった。歴史学者の屋嘉比収によれば、朝鮮戦争下で朝鮮半島は「戦場」である一方で、米軍の出撃基地であった沖縄は「占領」下に置

⁵ それゆえに、彼らは沖縄返還のあり方に疑問を深め、東松が沖縄を訪れた同じ時期の 60 年代末には「反復帰論」を提起していった（福間 2011: 177）。

⁶ ただし、沖縄での復帰運動に呼応した同時期の日本本土での地域的な動きの広まりを鑑みる時、60 年安保闘争によってのみ当時の沖縄問題への認識を代表させることは、当時の実態とかけ離れたものとなる危険性が指摘されている点（大野 2014: 41）には強く留意したい。

かれたままであり、翻って日本本土は特需により「復興」を遂げていった。言い換えれば、米軍を介して、東アジアにおける「戦場」、「占領」、「復興」というそれぞれ異なる状況が「相互に重層的に混在し同時並行的に展開」していたのである（屋嘉比 2009: 227-228）。

しかし、沖縄と日本本土が非対称的な戦後を歩む一方で、本土の高度成長期を通じて培われた、合理主義に支えられた繁栄への満足とその担い手としての自負は、人々が戦後日本の大国化を「自己肯定」することへとつながってゆく（鹿野 2008b: 44, 49-50）。そして、戦前への訣別から「民主」、「平和」、「豊かさ」を志向した「戦後」の初心が次第に薄れてゆく時代状況への移り変わりを前にして、経済的繁栄の影に置かれたひとびとの生を写真に収めてゆく過程で東松が初めて訪れたのが、60年代末の沖縄であったのである。

5. 東松が伝えようとした「基地の中の沖縄」の現実

1) 分析対象作品と方法

戦後の沖縄が置かれた以上の歴史的状況を踏まえ、東松が伝えようとした「基地の島」としての沖縄の実相を具体化するにあたり、本節では分析対象となる作品群と方法を述べておく。以下表 5-1 に整理したように、東松は『アサヒカメラ』の特派員として 1969 年 2 月に初めて沖縄へ渡り、那覇で迎えた 72 年 5 月の復帰を挟んで、73 年までに断続的に同地を訪れてきた。東松が沖縄と東南アジアで行った撮影活動は、同時期に掲載された雑誌『アサヒカメラ』や『カメラ毎日』の記事を中心にまとめられている。そして自身の写真集としては、これらは『OKINAWA 沖縄 OKINAWA』（1969 年）、『太陽の鉛筆』（1975 年）、また写真文集『朱もどろの華—沖縄日記』（1976 年）としてそれぞれ結実していった。

他方で、第 2 章で詳述した通り、既存研究では復帰以後の島々への足跡

表 5-1 復帰前後の沖縄への訪問時期

時期	足跡
1969 年 2～3 月	初めて沖縄へ渡航 嘉手納基地周辺を撮影後、各地の集落や離島を訪問
1971 年 7 月	二回目の沖縄訪問（一ヵ月間滞在）
1971 年 12 月	三回目の沖縄訪問 （波照間島に一ヶ月間滞在）
1972 年 4 月 ～1973 年 3 月	四回目の沖縄訪問 那覇で日本復帰を迎え、住民票を同地に移し約一年間滞在
1973 年 3～8 月	宮古島に移住（約半年間滞在）
1973 年 9～10 月	東南アジア（ベトナム、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、台湾）を一ヵ月間訪問後、帰国

（伊藤・今福編[2015]より筆者作成）

に概して焦点が当てられることで、東松が同地への最初の訪問を通じて受け止めた衝撃と、本土の人間として沖縄の現実といかに向き合うべきかという内面の葛藤が見過ごされてきた。従って、本稿では中心的な分析対象として、沖縄を巡る東松の最初の写真集となった『OKINAWA 沖縄 OKINAWA』を取り上げる。

東松によれば、この作品は独自の表現方法として提起した先述の「群写真」を通じて構成されている。次章からの『OKINAWA 沖縄 OKINAWA』の分析を通じても確認していく通り、具体的には、複数枚の写真と文章が組み合わされた小テーマごとの「ブロック」を重ねながら、一つの作品を構成する過程で、東松は自らがレンズを介して目の当たりにした現実の意味を反芻しつつ多面的に浮かび上がらせようと試みていた。従って、本作品の「写真実践」による分析に際しては、『OKINAWA 沖縄 OKINAWA』において、復帰前の沖縄の一つ一つの現実を東松自身がいかに受け止めつつ写真と文章を組み合わせ、更には作品全体として描こうとしていたのかに焦点を当てたい。

ただし、東松がこの作品に込めた意図を読み解く上では、『OKINAWA 沖縄 OKINAWA』の出版前後に『アサヒカメラ』を中心に発表された関連記事（東松 1969b, 1969c, 1970d）と同作品の解説（東松 1970e）も重要である。加えて、復帰前の沖縄を東松が訪れる過程で並行して日本本土で撮影が続けていた側面も、彼が沖縄を含む同時代の社会状況をいかに受け止めていたのかを解明する上で見過ごすことが出来ない。従って、本稿では『OKINAWA 沖縄 OKINAWA』の分析を中心に、東松が復帰前の沖縄を撮影してゆく過程でその時々を生み出していった写真集や雑誌記事等の各種の表現媒体を辿り直すことで、日本本土と沖縄の狭間から東松が表現した米軍統治下の沖縄の現実を総体的に明らかにしていく。

2) 原点にあった沖縄を巡る「無知」への内省

先述したように、東松が復帰前の沖縄へと向かった背景には、日本人の「南方起源説」に対する興味と基地問題への関心があった（東松 1970e: 138）。しかしその一方で強調すべきは、最初の沖縄訪問を振り返って、「本土でいただいていたイメージを、かなり大幅に修正しなければならなかった」（前掲書: 138-139）と記した通り、初めて同地の現実を目の当たりにしたことが、東松自身に沖縄を巡る自らの立ち位置への内省を強く促していったことである。例えば東松は、沖縄を訪れる中で「当然、最初の思惑通りには、ゆかない点が出てくる」（前掲書: 139）としつつ、現地で自らが最も強い衝撃を受けた「沖縄の人たちがおかれている立場」について次のように続ける。

「本土での基地と日本人の関係は、日本人が一方的に基地の被害者であったといってよい。ところが、沖縄の人たちは、基地の被害者であると同時に、本土の被害者でもあった。そうになると、ぼく自身は、被害者であるとともに、加害者でもある。」（東松 1970e: 138-139）

それゆえに東松は、沖縄は「被差別の島」というべきであり、それを行

っているのは「まっさきにぼく自身であり、本土に住む多くの日本人である」と記す。言い換えれば、1969 年の最初の訪問以降、数十年に及んだ同地での撮影活動の原点には、「無関心の罪を背負った加害者」（東松 1969c: 275）として、沖縄と向き合う決意があったのである。

加えて、「被害」と「加害」の狭間から沖縄の現実を描こうとした東松の胸中を念頭に置くとときに留意すべきは、復帰への機運が高まりつつあった 60 年代末の状況下で、依然として日本本土では沖縄に対する理解が進んでいないことへの危惧があった点である。例えば、「四・二八沖縄デー」の夜に、東京・新橋の街頭で「沖縄奪還」を叫ぶ学生と機動隊」が互いに「激突」するさまを見つめていた二人の高校生が、「四・二八沖縄デーって何だか知ってるか」、「わかんないよ。だれが何のために決めたんだろう」と互いに言葉を交わしていたとして、東松は以下のように記す。

「本土のマスコミは沖縄に関する情報を毎日のように流している。日米安保条約改定期は間近にせまっており、当然、沖縄への関心も高まっているはず、と思っていたらこれだ。本土の人間の沖縄に対する認識と理解はまだまだ低いといわなければならない。ディスコミュニケーションの分厚い壁が目前に立ちはだかる。」（東松 1969c: 275）

すなわち、それまで関心は持ちながらも、実際に沖縄を訪れるまで自らも「本当のところは、なにもわかっていなかった」ことへの「無知」を恥じつつ、本土の人々に「沖縄の真の姿を、沖縄がおかれている現状」を伝えなければならないと考える中で、東松は同地を巡る最初の写真集『OKINAWA 沖縄 OKINAWA』（1969 年 8 月刊行）を制作していったのである（東松 1970e: 139）。

3) 日米の国家同士の狭間で揺らぐ、ひとびとの暮らし

以下の表 2 に示すように、東松によればこの写真集は、沖縄の抱える現実を捉えたそれぞれのテーマごとに写真とキャプションを組み合わせた、

合計 10 個の「ブロック」から構成されている（東松 1970e: 140）。東松は、「沖縄に基地があるのではなく、基地の中に沖縄がある」とした作品全体の主題を、合計 109 枚の写真の内訳を通じても提示していた。つまり、一見すると基地の内側で撮影された写真（22 枚）のほうが外側で撮られたそれ（87 枚）より少ないにも関わらず、同様にこの作品全体を米軍の占領の影響を帯びた写真と、占領の影響のない昔ながらの風物写真に分けたとき、前者（84 枚）のほうが後者（25 枚）よりも多くなるように構成していたのである（前掲書: 145）。

更に、東松はこの写真集全体が大きく沖縄の「現在」と「過去」に分けられるとし、特に後者の「宮古・八重山群島」のブロックでは、大田昌秀ら沖縄出身者による関連著作を参照しつつ、日本本土から沖縄への差別の歴史に言及していた。以上の作品の全体的な特徴を踏まえつつ、本節では表 5-2 にある各ブロックを通じ東松が沖縄の現実をどのように描いていっ

表 5-2 『OKINAWA 沖縄 OKINAWA』の構成

ブロック	主題
「沖縄本島」	
1 (18 枚)	「イントロダクション」
2 (6 枚)	「黙認耕作地」
3 (18 枚)	「基地周辺の町」
4 (13 枚)	「米軍基地」
5 (8 枚)	「米軍の居住地域」
6 (4 枚)	「放射能の被害」
7 (14 枚)	「反戦運動」
8 (9 枚)	「沖縄を動かす人々」
「宮古・八重山群島」	
9 (17 枚)	「宮古・八重山群島の風物」
「沖縄本島」	
10 (2 枚)	「B52」 ⁷

（東松[1969d,1970e]より筆者作成）

⁷ ただし東松も記す通り、厳密には B52 の写真は、その他のブロックに既に含まれているものも合わせ 7 枚である。

たのかを具体的に見ていく。

まず、最初の「イントロダクション」において、北緯 27 度線で日本本土から分断された沖縄について東松が強調していたのは、電力、水道から立法に至るまで、ひとびとの暮らしは米国民政府が頂点に立って支配する極めて不安定な状況に置かれていた点である。例えば東松は、中心地である那覇には琉球政府や立法院を始めとする諸機関が集中し、「一国の主都の相貌」をそなえるところしつつも、次のように続ける。

「それは基地が維持され米国の軍事活動に支障をきたさないかぎり米軍によって保障されるといった植民地政治経済の不安定な基盤の上に築かれたもので、この空中楼阁は、いつ崩れるかわからないのである。」（東松 1969d）



写真 5-1 「黙認耕作地」を耕す、農民の後ろ姿

© Shomei Tomatsu – INTERFACE

平坦で地味が優れていたという」と記し、以下の通り続ける。

「いまでは、その土地を、米軍に頼んで使わせてもらっているのである。こんな理不尽な話はない。耕地を奪われた農民にとって、黙認耕

現に「イントロダクション」に続く「黙認耕作地」や「基地周辺の町」では、上述の「空中楼阁」の上で揺らぐ沖縄の実情として、東松はひとびとの暮らしを捉えていたことが分かる。例えば写真 5-1 のように、前者の「黙認耕作地」では、基地のフェンスの内側で土を耕す農民の後ろ姿を写した写真と共に、沖縄本島において米軍の軍用地として奪われた土地の大半は平

作地は、屈辱の一語につきるといえよう。しかも黙認耕作地は、いつ、
なんどき不許可になるかわからない。」（東松 1969d）

そして、ひとびとの日常生活の基盤そのものが米軍統治下で揺らぐ状況は、コザを中心として、ベトナムからの帰休兵によって賑わう「原色の街」である「基地周辺の町」においても同様に捉えられていたことが窺える⁸。このとき特に留意したいのは、基地の出現によりゲート前に忽然と現れたバーやキャバレーの立ち並ぶ街を行き交う白人や道端に立つ女性たちの姿を写しつつ、東松がある一人の「混血児」の日常へと目を注いでいた点である。

既報で詳述した通り、写真家として活動し始めた 1950 年代から東松は、基地周辺の町に生きる「混血児」の姿を一貫して捉えてきた。この点を踏まえて、ここで改めて確認しておきたいのは、彼らは敗戦直後に自身の生まれ育った名古屋の街に進駐軍が来ることで突如として現れた点で、戦後日本の「アメリカニゼーション」を見つめ続けてゆく原動力となる東松自身の鮮烈な「原光景」を織り成していたことである（吉成・三好 2022a: 160-162）。つまり、占領は家庭や人間関係のあり方を「解放」しながらも、同時に大きな「弊害」を生み出していったことを、東松は敗戦後の日常の現実から鮮烈に受け止めていたのである。

以上の背景を念頭に置く時、60 年代末の沖縄で東松は、前年に高校を卒業し、現在は「黒人街のバー」で働く「混血児」である女性の日常と語りの中に、施政権返還を前にした日本への根強い不信感の存在を感じ取っていたことを特筆したい。東松は、彼女の浮かない横顔を捉えた写真と共に以下のように記す。

「沖縄が日本へ復帰すると、米軍に代ってこんどは日本政府が沖縄を

⁸ ここで東松が、基地経済への依存度の高さを問う一方で、米軍に耕地を奪われた果てに売春に向わざるを得ない女性に対して複雑な胸中を抱いていたことも押さえておきたい。

支配するかも知れない、と感じている勝子さんにとって日本は不安の対象となる。彼女の体内にはアメリカと日本と、二つの国の血が流れている。勝子さんは、本能的に、自分のなかのアメリカに帰ろうとする。」(東松 1969d)

つまり、彼女にとっての「日本」とは、「「戦争さえしなかったら私も生れなかった」ところの、生存の不条理に根ざした呪いの国」(東松 1969d)であった。そしてここには、彼女が育ってきた歳月と、沖縄が歩んできた「苦難の 20 年」という時間を重ね合わせる東松自身の眼差しがあったのである(東松 1969b: 231)。すなわち、東松の眼に映った復帰前の沖縄を生きるひとびとが「厳密な意味で国籍をもたず、宙吊りの状態におかれて」いる現実とは、翻って「人種とは何か。国家とは何か」という根源的な問いを東松自身に投げかけていた。そして、「アメリカ世」から「大和世」への移り変わりを前にして、日米の狭間で生きる子どもたちの未来に「出口」があるのかを自問させていたのである(東松 1969c: 130)。

このように、東松は沖縄の豊かな自然に魅せられながらも、米軍に統治された現実を「南海の楽園」とは呼べぬことを強く意識していたことが明確に見て取れる。すなわち、「基地周辺の町」に続く「米軍基地」のブロックでは、「フィリピンからタイ、南ベトナム、台湾を経て韓国、日本本土に連なる反共防衛線の中点」にあり、アメリカにより「中国を封じ込めるためのアジア戦略の軍事的拠点」として位置付けられた沖縄がベトナムの戦場と直結していることを、ゲリラ戦の訓練場や、アメリカ本国から送られてくる兵士たちの姿を通じて東松は表現していた。

しかしその一方で、戦火のベトナムへと続く緊迫した現実と隣り合わせの基地の外側の生活とは裏腹に、基地の中の「米軍の居住地域」は平穏を享受していた。例えば、基地内部の「さながらハワイの小都市をおもわせる」ハウジング・エリアや、本島に点在する米軍専用のビーチに貸住宅地、そして高級クラブこそが「南海の楽園」と呼ぶにふさわしいと同時に東松は記している。

ただし、東松が鋭く感じ取っていた基地の内側と外側での対照的な暮らしぶりを念頭に置きつつも見過ごせないのは、このとき彼が今まさに国家によりベトナムの戦場へと送られようとする兵士たちとの間に、「反戦」への志において共有しうる思いを探ろうとしていた側面が窺えることである。例えば、同集の基となった同時期の『アサヒカメラ』（1969年6月号）に掲載された記事（東松 1969b）では、米本国において地下新聞を通じ兵士たちが反戦を訴えているという新聞報道⁹に接し、自身の沖縄での取材を振り返り、彼らの厭戦気分の広がり意識していたことが分かる。特に、この記事の中で東松は、ベトナム、朝鮮、沖縄においてアメリカが掲げる「＜自由＞」のためならば「現状もやむなし」であるのかと問いかけつつ、「「ノン」というほかはない」と記す。そして、沖縄の基地でカメラを向けた黒人兵たちが東松にコブシを突上げてみせた姿が何を意味するのかを自問しながら、以下のように続ける。

「沖縄の空に突上げた黒人兵のコブシは、＜自由のため＞に戦うあほらしさを知った、極めて不自由な人間の反戦の意思表示だったのかもしれない。」（東松 1969b: 229）

それまでも東松は、民主主義を掲げて現れたはずの占領軍の内部で人種差別を受ける黒人兵への共感を示すと共に（東松 1984）、同時代のベトナム戦争下では米兵の脱走を支持してきた（東松 1968）。つまり、米軍内部の兵士たちへと注いできた東松の眼差しを重ね合わせる時¹⁰、「沖縄の人たちと同様、米軍基地という重荷を背負った日本人」（東松 1969b: 229）とし

⁹ 同時期の朝日新聞の関連記事を確認する限り、これは「兵営にも反戦新聞 米憲兵隊 出所捜しに必死」（『朝日新聞』1969年4月8日夕刊）を指すものと思われる。

¹⁰ 現に、「基地周辺の町」でも東松は、それが「白いまち」と「黒いまち」に分かれ、特に後者では「スクラムを組んだり、手拍子に合わせて解放歌をうたったり、投石したりして」抵抗する黒人兵と MP 隊の衝突があったことを記す（東松 1969d）。

て、アメリカが掲げる「自由」という大義に対し距離を取る一方で、国家の命により戦地へ送られる兵士たちを同じ一人ひとりの人間として捉えていたことが浮かび上がる。言い換えれば、東松は基地の内側の現実もまた越境的に受け止めていたのである。

そして、東松は更に「放射能の被害」、「反戦運動」、そして「沖縄を動かす人々」と展開するように、基地の内側から外側の現状へと再びテーマを移してゆく。すなわち「放射能の被害」では、原潜の寄港に起因すると思われる放射能汚染により漁師たちが海を追われた現状を捉え、また、広島と長崎で被爆し戦後に帰島した人びとが、核兵器の貯蔵された沖縄の脆弱な社会保障制度の下で今なお暮らしている現実を写す。そして「反戦運動」では、「へんぽんと翻る星条旗と基地の周囲を張りめぐらした金網を足で蹴る琉大の学生、ものすごい爆音とともに飛立つ B52 と B52 撤去を叫ぶ反戦派学生のデモといった具合に」（東松 1970e: 144）、米軍と反戦運動の写真を対比的に配置することで、米軍による犯罪や B52 の墜落事故、また土地の強制収用に對し抗議するひとびとの姿を浮き彫りとしていた。そして最後に「沖縄を動かす人々」では、ランパート高等弁務官や屋良朝苗行政主席、また瀬長亀次郎沖縄人民党委員長を始め、政財界や基地闘争を主導する同時代のひとびとの姿を写す¹¹。ただし、ここで東松が取り上げている人物たちは、先述の「反戦運動」と比較するとき、必ずしも一枚岩ではなく、米軍基地の存続を巡る意見を異にしていたことには留意したい。

4) 日本本土による重層的な「加害」の歴史への内省

以上の分析より浮かび上がるのは、基地内外の周縁に生きる一人ひとりが経験する沖縄から、東松が復帰前の揺れ動く「いま」を捉えていたことである。そして、続く「宮古・八重山群島」のブロックでは、上述した沖縄の現在を歴史的に形成してきた過去へと眼差しを深めていたことが分か

¹¹ この他、国場幸太郎（「島ぐるみ闘争」を支援した同姓同名の国場幸太郎とは別人である）、安里積千代、当間重剛、そして上原康助、福地曠昭の写真がそれぞれ掲載されている。

る。すなわち東松は、17 世紀の薩摩藩による琉球侵攻から、明治政府による「琉球処分」、そしてアジア・太平洋戦争における沖縄戦を経て現在へと至る、約 360 年間の「日本本土による差別行政の歴史」（東松 1969d）を、島々に生きる島民の様子を捉えた写真と共に記しつつ、重層的に辿り直していたのである。ただしこのとき、「沖縄では、住民の上に島役人が、島役人の上に琉球王が、琉球王の上に島津が、その上に徳川が君臨して、差別と収奪の網は四重にも五重にも張りめぐらされたのである」と記すように、沖縄を一つに捉えるのではなく、日本本土から沖縄の離島へと連なっていく非対称的な関係性にも目を向けていたことに留意したい。

その上で東松は、大日本帝国による「差別行政がもたらした沖縄の悲劇」が「第二次世界大戦で頂点に達する」としつつ、沖縄戦における被害へと目を注いでいた。特に、沖縄戦での県民の死者である「15 万の人々が、どのようにして戦い、どのように死んでいったか、数字は何も語りはしない」（東松 1969d）と記し、それゆえに戦いの全貌を伝えることは困難であるとしながらも、東松は日本軍の玉砕命令により行われたという阿嘉国民学校の児童による米軍への特攻と渡嘉敷島における集団自決を巡る語りを、『われらの沖縄—祖国復帰をまつ人々とそのくらし』（沖縄教職員会編、1969 年）および『醜い日本人』（大田昌秀著、1969 年）より引用していた。つまり、本土決戦を遅らせるために「日本の捨て石」とした沖縄に対する「加害」の歴史が、当時の沖縄を生きた一人ひとりにとっていかなる形で経験されたのかへとにじり寄ろうとする東松の姿があったのである。

ただしこのとき見過ごせないのは、日米の狭間で揺らぐ沖縄の現実より日本本土と沖縄との間の非対称的な歴史を自らの問題として問い直してゆく過程で、15 歳という多感な少年期に敗戦を迎えた東松自身の戦争体験が呼び起されていたことである。例えば同時期の記事の中で東松は、幼児を抱えたセーラー服の少女の姿を捉えた写真のキャプションに、以下のように記していた。

「昭和 20 年、日本敗戦のとき、ぼくは、ちょうどこの娘くらいの年齢だ

った。そのせいだろうか。祖国防衛の楯として散華した沖縄の男女学生のこと忘れられない。「鉄血勤皇隊」の男子生徒は敵陣にきり込みをかけて壮烈な戦死をとげ、「ひめゆり隊」の女子生徒は傷病兵とともに米軍の火炎放射器で焼き殺されたのだった。(那覇市)」(東松 1969c: 130)

前述したように、それまでも東松は胸底に「戦争の影」を抱きながら、「アメリカニゼーション」により規定される戦後日本の急速な変化を見つめてきた。つまり、東松の胸に刻まれた敗戦前後の「原光景」を念頭に置く時、十五年戦争における死者との関係性の中で沖縄の歴史を自らの身に引き寄せながら受け止めていたのである。

そして忘れてはならないのは、以上の復帰前の沖縄が経験してきた歴史の上にある現在を、東松が同時期の日本本土の実相を省みつつ捉えていた点である¹²。特に東松は、60 年安保を経てアメリカと不可分に結びつきながら経済大国として急速に台頭しつつある戦後の日本が、否応なくひとびとの暮らしへの管理を強めてゆく現状を捉えてきた(吉成・三好 2022a)。そして、前章で当時の写真家たちのそれぞれの葛藤と模索を整理した通り、高度成長という繁栄の影は、東松自身にとっても鮮烈な出来事であった 70 年前後の安保、万博、公害を、「あきらめともいらいだちともつかぬ思考の波立ちの中で」撮り続けることで(東松 1970h)、身に染みて感じ取られた現実であったのである。例えば以下に見るように、東松は「昭和元禄」の太平の世の中で今まさに生じている環境汚染を問題視し、頂点に達した「物質文明」そのものへの切迫した危機感を根底で抱いていたことが分かる。

「ぼくたちはいま、文明がのぼりつめた一つの頂点にあって、退廃の

¹² この他、本稿の元となった既報(吉成・三好 2022c)では、1970 年当時の写真界では「アレ・ブレ写真」が「時代の顔」となるほどに氾濫していた一方で、東松自身は表現手法ばかりが先行することで眼前の現実が霞むことへの危惧を抱いていた点も詳述しており、参照されたい。

淵にすべり落ちて自らを腐蝕させるか、それとも物質文明そのものを解体して共に滅び、文明の廃虚の中から不死鳥のように人間を甦えらせるか、選択の道は二つのうち一つしかないといった絶望的風景の真只中に身を置いているのです。」（東松 1970f: 93）

加えて、米軍基地から敗戦直後の日本へと民主主義が浸透していったと東松が記していたこと（東松 1967）を振り返る時に見過ごせないのは、彼が同時期の日本本土に暮らす人々の国政と民主主義への無関心を記録していた点である。例えば『OKINAWA 沖縄 OKINAWA』の刊行後に東松は、日米安保の長期堅持と沖縄の「72 年、核ぬき、本土なみ」返還が争点となり、佐藤栄作率いる自民党の大勝に終わった衆議院総選挙（1969 年 12 月）を主題にした「総選挙」（『カメラ毎日』1970 年 2 月号）という作品を発表している。東松は、それが「イメージ選挙」とも呼ばれ、街中の至る所に今までにないほどの候補者のポスター写真が貼られていた様子を写す一方で、東京では戦後最低の投票率に終わったこの選挙¹³が民意を適切に反映していない可能性を念頭に、二十代前半の「有権者の意識調査」を試みたとする。しかし東松による街頭インタビューの中で、「解答者の大半は政治にまるで無関心で、かれらは関心がないから投票も」せず、「議会制民主主義と政党政治家を全然信用していない」多くの若者が棄権していたのである（東松 1970c: 28）。

以上の、東松の眼に映った沖縄返還と同時期の日本本土の現状を踏まえた時、『OKINAWA 沖縄 OKINAWA』の結びに込められた復帰への複雑な胸中が浮き彫りとなる。すなわち東松は、日本本土による度重なる「被差別の歴史」を反芻しつつ、「日米間の沖縄施政権返還交渉が政治のタイム・テーブルにのせられたいま」、沖縄のひとつひとつにとって「即時無条件全面復

¹³ 第 32 回衆議院議員総選挙（1969 年 12 月）における投票率は 68.51%であり（総務省 online）、これは、当時としては戦後二番目の低水準であったことが分かる。また東松の記す通り、東京都に限って言えば、同選挙は戦後最低の 56.35%の投票率を記録した（東京都選挙管理委員会事務局 online）。

帰」が、日本に復帰できさえすればよいといった単純な要求ではないことは明らかである」として、以下のように記す。

「沖縄県民は、沖縄が日米間の取引の材料になることを、堅く拒んでいる。これまで沖縄を差別し支配してきた権力の総体に対して、いま、沖縄の人々は闘いを挑んでいるのである。そしてこれらの人々は、日本に復帰させてもらうのではなく、人間の正当な権利として自らの力で祖国に帰ろうとしているのである。」（東松 1969d）

これまで論じてきたように、上記の文章からは日本とアメリカという国家による頭越しの交渉ではなく、沖縄に生きるひとびと自身の手によって主体的に成し遂げられるべきものとして、東松が来たる復帰を捉えていたことが分かる。そして、このとき沖縄のひとびとが望む「祖国」とは、「戦争を放棄した、そして日米安全保障条約を破棄した、米軍基地のない真に平和な日本」（前掲書）であった。

しかし、この作品の基となった同じ時期の記事（「日本国・沖縄県」『アサヒカメラ』1969年7月号）を確認する時、敗戦以後の四半世紀を経た「祖国の退廃」を目の前にして、間近に迫った沖縄の復帰を決して容易には肯定しえない胸中があったことが窺える。東松は、以下のように述べる。

「ところで、その日本の平和憲法はいま空文化していないか、現体制を支えているのは結局ぼくたち自身ではないか、などと考えるときぼくは、沖縄の「即時無条件全面返還」を願いつつも、祖国の退廃に対して何もし得なかった本土の人間の一人として、性急に「沖縄を返せ」といえないでいる。」（東松 1969c: 277）

つまり、東松にとって復帰前の沖縄との鮮烈な出会いは、これまで日本本土が沖縄に対して歴史的に何をなしてきたのかを自らに鋭く問い直させていった。そして、依然として基地は残りながらも、「平和憲法」のもとで

再び繁栄を享受する日本本土の今を、沖縄との狭間から照らし返してゆく意義を持っていたと言える。それゆえに、数年後の復帰が定まろうとする状況下で沖縄は日本の一部であるとしながらも、東松は安易に両者を一体化して捉えることを拒んでいたのである。

6. 平和憲法を持つ「祖国」の退廃への葛藤と責任

上述してきた通り、東松が復帰前の沖縄で直面したのは、17世紀以来、日本本土による支配を受け、更に戦後は日米の思惑に翻弄されながら軍事的暴力と隣り合わせの日常を生きるひとびとの不安定な暮らしぶりであり、そしてなにより、本土の人間として抱いた厳しい現実との距離であった。それゆえに、東松は本土による差別の過去を自らの問題として顧みつつ、「米軍基地という重荷」を共に背負う日本人として、沖縄において一人ひとりの生を葛藤と共に受け止めてゆく中で、沖縄が直面する現実との距離を埋めようとしていたことが明らかとなった。

以上の点を踏まえた上で、本章で最後に論じたいのは、鮮烈な衝撃から距離を埋めていくことへと駆り立てられていった復帰前の沖縄における東松の撮影活動には、自らの戦中戦後を振り返りつつ、肥大化する国家の内側に生きる個人として何をなすうるのかを模索していった重要性が内包されていた点である。すなわち、従来論じられてきたように「私」から切り離された「問題」として日米の狭間で揺らぐ沖縄の現実を東松が告発的に捉えていたのではなく、日本本土に暮らす「私たち」自身の問いとして同地の現実を拓くことを試みていた側面は、戦後の繁栄を前にして、自らの暮らしをそれぞれの現場から見つめ直していった同時代のひとびとの歩みとも共振してゆくのである。

周知の通り、沖縄返還に揺れる1970年前後にピークを迎えた高度成長は、公害問題等に象徴されるひずみを各地に生むことで、国家主導の開発や発展に対する多様な運動を通じた異議申し立てをひとびとに強く促していった。しかし、それは単なる国家への抗議としてではなく、運動の担い手で

ある市民自身がそれまで自明としてきた自らのライフスタイルや日常性そのものを問い直させてゆく（天野 1996: 172-173）。そして、ここでその最たる例として挙げられるのは、60 年代後半から 70 年代前半にかけて小田実と鶴見俊輔らにより広がったベトナム反戦運動である「ベトナムに平和を！市民連合（ベ平連）」の活動である。

戦後社会は、戦前まで理想視されてきた禁欲的な「強い」個人のあり方ではなく、それぞれが生活の現場を持つ、一人ひとりの「弱さ、あいまいさ、あやうさ、もろさ」（天野 1996: 184）が肯定されることで再び出発していった。つまり、戦後の原点には「弱い」個人として、自らが生きる現実と絶えず折り合いをつけながら行動してゆくひとびとの思想的な営為があった。そして、70 年前後に活動したベ平連においても無党派である誰もがそれぞれの生活現場を持ちつつ、国籍や民族の違いを超えた同じ「生活者」ととしての共通の問題として、個々人が成しうる範囲で自発的に反戦に向けた行動をとっていったことに留意したい。言い換えればベ平連の活動には、アメリカの戦争を支持する日本という国家を自分の内側から切り離して反戦を訴えるのではなく、自国がアメリカの戦争に加担している恥ずかしさに耐えつつも、日常の中のひとときをベトナムへのささやかな奉仕に充てる「弱い個人の重み」があったのである（前掲書: 176-182）。

このとき、本稿を通じ具体化してきた復帰前の沖縄における東松の撮影活動の歩みと重なり合うのは、ベ平連を牽引した小田自身がベトナム戦争を「われわれの問題」として受け止めていった契機として、60 年代半ばの沖縄への訪問があったことである（平井 2019: 28）。つまり沖縄からベトナムへと爆撃機が飛び立つ当時の状況下で、沖縄が日本国憲法の適用外であることを知った小田は、沖縄を介して日本が戦争に巻き込まれる可能性を悟った。しかし、彼は「被害者」論に決して留まることはなく、日米安保の下で日本がアメリカの戦争を支援することで、逆にベトナムに対しては「加害者」となっていることを意識していったのである（前掲論文: 29-33）。

「被害者＝加害者」のしくみ（小田 1986）としても論じられ、「被害者」であるがゆえに「加害者」へと転じてゆくという上述した視点の形成は、

日本本土の「加害」の歴史を強く意識する中で、「沖縄のため、いま ぼくにできることは何か」（東松 1972b）を自らに問いかけていった同時代の東松自身の歩みにもまた見出される。つまり、東松も復帰前の沖縄の現実から、日本という国家のまさにその内側でそれまで生きてきた自らの立ち位置そのものを問い直していったのである。

ただしこのとき、かつて戦中に無数の人間の「虫けら」のような死に直面し、敗戦によりそれまでの価値規範が一変する鮮烈な原体験を抱え戦後日本を撮り続けてきた東松が、70 年当時、再び繰り返されるかもしれない戦争への危惧と、戦後の平和運動の最中に亡くなっていった死者をその心に留めていた点は見過ごすことができない。既報（吉成・三好 2022a）で詳述した通り、例えば沖縄を訪れ始めた頃、東松は高度成長に沸き立つ世相と、満州事変以降、大戦へと突き進んでいった 1930 年代との近しさを感じ取っていた。そして、70 年の日米安保改定に反対するデモの跡を雨の中で写した東松は、その 10 年前、挫折に終わった 60 年安保闘争の現場を写したある日もまた同じように雨が降っていたことを思い出しながら、次のように記していたのである。

「ぼくは、十年前の 6 月 15 日を想いおこす。1960 年 6 月 15 日夜、樺美智子さんが国会南通用門付近で殺されたあの日も雨が降った。／翌日、ぼくたちが、国家暴力に抗議して議事堂周辺をデモったとき、空は暗くとざされていて、しとしとと雨が降り続けていた。今年の六月十五日は、十年前と同様に雨である。（中略）この十年間で世の中は変わった。ぼく自身も十年前とまったく同じではない。足元に地面を洗う雨を凝視しながらぼくは今、生きている人間の時間について考えている。」（東松 1970g: 86-87）

つまり、施政権返還に向けて動いてゆく沖縄の現実を目の前にして、戦後、自らも「何もし得なかった」と東松が内省しつつ記した「祖国の退廃」という言葉には、1945 年の焼け跡からかつて私たちが未来へと投げかけた

「約束」¹⁴としての非戦が、繁栄の只中で空語と化していることへの悔恨が込められていたと言える。

本稿を通じ具体化してきた通り、東松は幕藩体制下から大日本帝国の中へと組み込まれた果てに沖縄戦を経験し、戦後は講和条約により日本からアメリカへと切り離されていった沖縄の重層的な過去を辿ることで、現実と向き合おうとしていた。このとき東松が辿り直していった現在へと至る歴史には、自らの戦中戦後の歩みを内省しつつ、沖縄の終わらない「戦後」の現実を目の当たりにした彼自身の存在が含まれていたことを忘れてはならない。すなわち本稿より明らかとなったように、東松は日本という国家の内部に立って、日米の狭間で揺らぐ沖縄の現実と歴史への責任を本土の人間の一人として主体的に受け止めつつ、更にはそれを日本本土に生きる「私たち」自身の問いとして切り拓いていくことを、復帰前の沖縄での撮影より試みていたのである。東松が、敗戦以後の歩みを振り返りつつ、日米の狭間に置かれた沖縄から発した戦後民主主義と平和を巡る根源的な問いは、施政権返還から半世紀を経た今もなお、私たち一人ひとりの暮らしへと投げかけ続けられている。

謝辞

本稿での東松氏の写真掲載に際し、東松照明オフィス INTERFACE 様より許諾を頂きました。記して感謝申し上げます。

分析資料

伊藤俊治・今福龍太（編） 2015『新編太陽の鉛筆 太陽の鉛筆 2015 東松照明』赤々舎。

¹⁴ 哲学者の鶴見俊輔によれば、憲法には「現在の国家を動かす手引書（マニュアル）としての役割」と「現在から未来になげかける約束としての役割」がある。そして、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」と記した日本国憲法前文は、敗戦の焼け跡という 1945 年末の日本の具体的な状況に根差す「約束」であった（鶴見 2005: 6-7）。東松の記した「祖国の退廃」の意味を読み解くにあたり、筆者はこの鶴見の指摘に示唆を受けた。

栗原達男・内藤正敏・中平卓馬・森永純・刀根康尚 1970「座談会 機械とともに見る—「沈黙」と「現在」の思想」『美術手帖』1970年8月号、美術出版社、81-97頁。

桑原史成・中平卓馬・高梨豊・新倉孝雄・嬉野京子 1969「座談会 コンポラカリアリズムか」『アサヒカメラ』1969年4月号、朝日新聞社、228-235頁。

多木浩二 1970「眼と眼ならざるもの」中平卓馬・多木浩二編『まずたしからしさの世界をすてろ—写真と言語の思想』田畑書店、175-216頁。

東松照明 1965「映像探究者の思考」『フォトコンテスト』11(2)、写真同人社、61-69頁。

東松照明 1968「東松照明日録 1967年12月20日から1968年1月19日まで」『カメラ毎日』1968年3月号、毎日新聞社、7-38頁。

東松照明 1969a「反戦 明日に向けたモンタージュ」『カメラ毎日』1969年1月号、毎日新聞社、11頁、44-45頁。

東松照明 1969b「沖縄に基地があるのではなく基地の中に沖縄がある OKINAWA 沖縄 OKINAWA」『アサヒカメラ』1969年6月号、朝日新聞社、74-106頁、228-231頁。

東松照明 1969c「日本国・沖縄県」『アサヒカメラ』1969年7月号、朝日新聞社、123-138頁、275-277頁。

東松照明 1969d『OKINAWA 沖縄 OKINAWA—沖縄に基地があるのではなく基地の中に沖縄がある』写研。

東松照明 1970a「沖縄」『世界写真年鑑 1970』平凡社、57頁。

東松照明 1970b「第1期アレ・ブレ写真の元祖 東松照明の経歴と写真観」

『フォトアート』1970年1月号、研光社、47-54頁。

東松照明 1970c「総選挙」『カメラ毎日』1970年2月号、毎日新聞社、25-31頁。

東松照明 1970d「OKINAWA 沖縄 OKINAWA」『アサヒカメラ年鑑 1970年版』朝日新聞社、11頁。

東松照明 1970e「組写真から群写真へ」『アサヒカメラ教室 3 スナップ写真』朝日新聞社、135-147頁。

東松照明 1970f「1970・夏 東京からの報告」『季刊 KEN シリーズ No.2』写研、93-95頁。

東松照明 1970g「くもりのち雨」『カメラ毎日』1970年8月号、毎日新聞社、82-88頁。

東松照明 1970h「ニッポン」『カメラ毎日』1970年12月号、毎日新聞社、73-79頁。

東松照明 1972a「カラフルな!あまりにもカラフルな!!」『アサヒカメラ』1972年3月号、朝日新聞社、84-92頁。

東松照明 1972b「日誌＝波照間島―沖縄のため、いま ぼくにできることは何か」『カメラ毎日』1972年4月号、毎日新聞社、47-54頁。

東松照明 1975『太陽の鉛筆―沖縄・海と空と島と人びと そして東南アジアへ』毎日新聞社。

東松照明 1976『朱もどろの華―沖縄日記』三省堂。

東松照明 1984「東松照明の写真世界（聞き手・岡井輝雄）」『昭和写真・全仕事<series 15>東松照明』朝日新聞社、102-105頁。

東松照明 1987「原光景」桑原甲子雄責任編集『日本写真全集（4）』小学館、141-144 頁。

福島辰夫 2012『破綻と彷徨—福島辰夫写真評論集〈第3巻〉』窓社。

全日本学生写真連盟 1968「北海道キャンペーン一九六八 北海道百年人間が刻んだ歴史＝人間に刻まれた歴史」,『YOUNG EYES 全日会報』63、1968 年 9 月 1 日付（一般社団法人「もう一つの写真記録」Web アーカイブス、<https://aajps.or.jp/docs/zk/kai63/index.html#> 2023 年 1 月 16 日最終アクセス）。

引用参考文献

和文

天野正子 1996『「生活者」とはだれか—自律的市民像の系譜』中央公論社。

飯沢耕太郎 1999「日本の写真家・歴史と現在」長野重一・飯沢耕太郎・木下直之 編集責任『日本写真史概説』岩波書店、1-126 頁。

飯沢耕太郎 2008『増補 戦後写真史ノート—写真は何を表現してきたか』岩波書店。

石居人也 2018「歴史研究における「明治」をみる眼—「明治百年」から「明治一五〇年」への史学史として」日本史研究会・歴史科学協議会・歴史学研究会・歴史教育者協議会（編）『創られた明治、創られる明治—「明治150年」が問いかけるもの』岩波書店、35-62 頁。

大野光明 2014『沖縄闘争の時代 1960／70—分断を乗り越える思想と実践』人文書院。

小熊英二 1998『＜日本人＞の境界—沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』新曜社。

小田実 1986『われ＝われの哲学』岩波書店。

鹿野政直 2008a『鹿野政直思想史論集＜第三卷＞沖縄 I 占領下を生きる』岩波書店。

鹿野政直 2008b『鹿野政直思想史論集＜第七卷＞ 歴史意識と歴史学』岩波書店。

倉石信乃 2010「解説 東松照明の「基地」について」東松照明（仲里効・倉石信乃 監修）『東松照明写真集 camp OKINAWA』未来社、119-129 頁。

小屋敷琢己 2016「東松照明の〈オキナワ〉と沖縄 ―〈東松神話〉を解体する」『「時の眼―沖縄」批評誌 N27』7、19-37 頁、新星出版。

重森弘淹 1987「総論 民俗と伝統」重森弘淹・田中雅夫（責任編集）『日本写真全集(9)』小学館、81-88 頁。

総務省 online「国政選挙における投票率の推移」

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/ritu/index.html（2023 年 1 月 16 日最終アクセス）

田仲康博 2013「見ることに賭ける―東松照明とシマ」『現代思想』41(6)、174-185 頁、青土社。

鶴見俊輔 2005『『精神革命』の実像』中村政則ほか（編）『[新装版] 戦後思想と社会意識』岩波書店、1-24 頁。

東京都選挙管理委員会事務局 online「衆議院議員選挙投票率」
<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/election/turnout/syugiin-turnout/>（2023 年 1 月 16 日最終アクセス）。

戸田昌子 2012「写真表現と写真史の 1970 年代」緒川直人・後藤真（編）

『写真経験の社会史—写真史料研究の出発』岩田書院、47-93 頁。

鳥越皓之 2002『柳田民俗学のフィロソフィー』東京大学出版会。

鳥原学 2013『日本写真史（上）—幕末維新から高度成長期まで』中央公論新社。

仲里効 2009『フォトネシア—眼の回帰線・沖縄』未来社。

仲里効 2013「イメージの群島と光の詩学—東松照明の沖縄クロニクル 43」『現代思想』41(6)、青土社、162-173 頁。

林田新 2013「長崎の皮膚—東松照明『＜11 時 02 分＞NAGASAKI』」『現代思想』41(6)、青土社、120-131 頁。

平井一臣 2019「再考・小田実とベ平連：ベ平連への参加と「難死」の思想・「加害」の論理」『国立歴史民俗博物館研究報告』216、11-37 頁。

福岡良明 2011『焦土の記憶—沖縄・広島・長崎に映る戦後』新曜社。

屋嘉比収 2009『沖縄戦、米軍占領史を学びなおす—記憶をいかに継承するか』世織書房。

吉成哲平（三好恵真子 監修） 2021『写真家 星野道夫が問い続けた「人間と自然の関わり」』大阪大学出版会。

吉成哲平・三好恵真子 2021「「戦争の影」を抱え展開し続ける「写真実践」—東松照明が生活の現場から証した、長崎の被爆者の生と死—」『生活学論叢』39、15-30 頁。

吉成哲平・三好恵真子 2022a「インターフェイス」から捉え続けたひとびとの暮らし—写真家 東松照明の眼に映り込んだアメリカニゼーション—」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』48、147-180 頁。

吉成哲平・三好恵真子 2022b「写真家 東松照明が魅せられた、長崎の中の
中国文化―「町歩き」より受け止めていく、東シナ海を巡る歴史の厚み―」
『アジア太平洋論叢』24、113-133 頁。

吉成哲平・三好恵真子 2022c「写真家 東松照明が直面した「基地の中の
沖縄」―日米の狭間で揺らぐ復帰前の現実と歴史への責任―」『生活学論叢』
41、30-45 頁。

吉成哲平・三好恵真子 2023「写真家たちが向き合った 1970 年前後の現実
―「写真 100 年」展を通じた明治期以来の記録への内省―」『大阪大学大学
院人間科学研究科紀要』49、印刷中。

国交正常化以降の日中戦争研究の動向と戦争認識の変化

鄒 燦*

※基調報告②については、諸事情により、当日のシンポジウムで用いたスライドを収録している。後日、可能となれば、大阪大学中国文化フォーラム・ディスカッションペーパーに論文を別途掲載していきたい。

日中戦争像の捉え方について

- 三つのレベル
 - ・ 学術世界の日中戦争像（研究史）
 - ・ 政治の世界の日中戦争像（両国関係）
 - ・ 国民記憶における日中戦争像（国民感情）
- 10周年記念毎に研究史における日中戦争像の変化を把握する試み
1985年、1995年、2005年、2015年
日中両国の学界：記念のための研究会の開催、周年記念を契機に研究史の整理、研究成果と資料集が集中的に公刊、研究支援制度の整備 → 研究の大きく進展、研究上の制限と偏向
⇒ 問題関心の変化と書き換えられてきた日中戦争像

* 中国南開大学日本研究院・副教授

戦後から日中国交正常化まで

■ 中国側

- ・内戦→冷戦、国交のない断絶の時代
- ・民族革命の構成部分に位置付けられた中共による「抗戦像」の戦後

枠組み：中共党史、中国革命史

主な関心：中共（特に毛）の指導と役割、日本軍の暴行、中ソや中米関係

特徴：

専門的な研究成果が少なく、史学界の主な関心となっていない、文化大革命時期の停滞と路線闘争史としての抗戦史

抗日戦争の全体を扱うものがほぼなく、抗日根拠地の研究や具体的な事件に関する記述が主である。

中共の役割を強調、国民政府と国民党の抗戦への姿勢や役割を完全に否定

■ 日本側

中国政府（蒋介石）が賠償放棄、アメリカによる軍事占領とその対日占領政策の転換

⇒ 戦時からの「加害隠蔽」+「中国不在」という戦争像の強固

「太平洋戦争史観」の形成：「日本が戦った戦争とは、勝てるはずのないアメリカを相手にした太平洋戦争のことで、当然の結果としてアメリカに負けた」→戦争における米の役割の強調、米による対日占領の必要性を裏付ける。

家永三郎『太平洋戦争』（岩波書店、1968年）、歴史学研究会編『太平洋戦争史』（5巻）（青木書店、1972-1973年）→日本の侵略性を語ったが、主流になっていなかった。

日本史の視点から：秦郁彦『日中戦争史』（河出書房新社、1961年）

日中国交正常化から戦後40周年記念まで

■ 中国側

国交正常化に伴う日中学界交流の頻繁化、改革開放時に中共十一期三中全会の政策転換

⇒1985年の抗戦勝利40周年を機に、戦後以来初の抗日戦争研究ブーム

・大量な専門的研究成果の出版（130冊の著書、2000余本の論文）

・中国人民抗日戦争記念館を建てる企画（1983年12月、胡喬木の提議）

・抗日根拠地研究が依然として主流であったが、新たな分野が徐々に出現（国民党の抗戦、東北義勇軍、華僑と抗戦など）

⇒抗日戦争史が独立した分野として成長するようになった「転換期」（中共抗戦史→中国抗戦史）

■ 日本側

急いだ国交正常化と戦争賠償や戦争責任問題の棚上げ、82年教科書事件後の学界による文部省への批判→戦争への反省に繋がった

・十五年戦争史観

石島紀之『中国抗日戦争史』（青木書店、1989年）→中国への「加害」を強調すると同時に、日本による中国「侵略」の一貫性を主張

・アジア太平洋戦争史観

副島昭一『日中戦争とアジア太平洋戦争』（『歴史科学』第102号、1985年11月）→太平洋戦争史観から脱却、中国戦場の持つ意味を強調。

冷戦終結と戦後50周年記念

■ 中国側

日中歴史問題の顕在化（戦争の性質、戦争責任など）、江沢民政権下の愛国主義キャンペーンの展開、兩岸関係の改善

⇒戦後50周年前後、抗戦史研究の飛躍的進展

・研究制度の整備：抗日戦争史学会の成立と学会誌『抗日戦争研究』創刊（1991年）、学会が主催する様々な研究会（国内研究者、日中研究者、中台研究者）

・一方向的視点から双方向的な視点へ（誰かどのように抗戦したのか→日本側の資料の利用と日本史の視点の導入）

・独立した分野としての抗日戦争史（制度の整備、研究者の充実、画期的成果が多い）→実証的研究に基づく抗戦全体像の構築

■ 日本側

92年の天皇訪中、日本国内では「五十五年体制」が終結

⇒戦後50周年の「村山談話」、日本が「過去の戦争でアジア諸国の人々に多大の損害と苦痛を与えました」

学界では「十五年戦争史観」と「アジア太平洋戦争史観」の併存

戦後60周年に小泉首相が靖国神社参拝、日本政治の全体的右翼化

アジア太平洋戦争史観の普及へ、細分化（成田隆一や吉田裕、狭義・広義のアジア太平洋戦争）

グローバル化と戦後60周年記念

■ 日中共通の課題：「新世紀」に向かって、研究の今日的意味が問われるようになる

⇒国境を超える歴史認識の試み

・学界の動き：日中韓三国学者で構成された歴史編纂委員会の成立（2002年）、『未来をひらく歴史：日本・中国・韓国＝共同編集東アジア3国の近現代史』（高文研、2005年）、『国境を超える認識：日中対話の試み』（東京大学出版会、2006年）

・2006年から、政府が主導する共同研究（安部訪中中で安部・胡の合意）

⇒中国の抗戦史に限ってみると、抗戦全体像の補足、分野が細分化していく傾向（地域間の関係性、国際環境の重視、基層の実態など）

⇒日本では総力戦論などが出現

「戦後」後への志向と戦後70周年記念

■ 中国側

中国経済の飛躍的発展と国家戦略の調整、日本政治と社会の右傾化→日中関係が冷え込んでいく

⇒抗戦史が一層重要視され、新たな研究ブームの形成

・習近平の70周年講和「中華民族復興の視点から抗日戦争史を研究・叙述する」ことが強調

・政府から大きな支援を得た抗戦史研究（2016年から「中国国家社会科学基金—抗日戦争研究専門工程」、代表的成果「抗日戦争与近代中日関係文献数据平台」、中国社会科学院近代史研究所編『中国抗日戦争史』（全8巻）社会科学文献出版社2019年）

抗戦史を第二次世界大戦史や世界史の中に位置づけなおそうとする一方、国内外の資料の収集と再整理へ

■ 日本側

戦後70周年の「安倍談話」、戦後後への志向が表明

まとめ

■ 中国側

中共抗戦史→中国抗戦史（抗戦全体像の構築）

対象としての抗戦史→時期としての抗戦史（現代化史観）

世界の中の中国抗戦史（中国民族復興と大国地位の強調）

その背後に、中共政権の正当性を主張→日本の右翼史観への反駁と愛国主義教育の必要→中国の国際地位の再確認といった政治的・現実的な要因があった。

※ 台湾への言及が全く及んでないが、今後の課題へ

■ 日本側

太平洋戦争史観

十五年戦争史観

アジア太平洋戦争史観

日華断交・日中国交正常化後の在日華僑組織と「二つの中国」問題

岡野 翔太（葉翔太）*

1. はじめに

1971 年、中華民国は国際連合の代表権を喪失し、中華人民共和国がそれに代わった。1972 年 2 月にはニクソンがアメリカ合衆国大統領として初めて中華人民共和国を訪問した。この年の 9 月 29 日、日本は日中共同宣言で中華人民共和国を承認し（いわゆる日中国交正常化）、中華民国は日本と国交を断絶した。そして 1979 年 1 月にはアメリカ合衆国も中華人民共和国を承認し、中華民国と断交した。

中華民国と日本の中で国交が失われたことにより、日本では公的な場面で「中華民国」という呼称が用いられなくなった。さらに 1973 年には中華人民共和国駐日本国大使館（以下、中国大使館）が開設され、中華人民共和国が直接、日本の華僑組織に影響を及ぼすようになった。すると中華人民共和国を支持する華僑組織（以下、親中華人民共和国派）は中国大使館と緊密な関係を持つようになり、同時に、中華民国を支持する組織の瓦解に向けて行動を開始した。しかし、こうした情勢の変化に関わらず、日本には今日に至るまで中華民国を支持する華僑組織（以下、親中華民国派）が維持されている。一方、台湾独立運動諸派は日華断交後、在日台湾同郷会を結成し、「在

* 大阪大学レーザー科学研究所・特任研究員／大阪大学大学院人文学研究科・招へい研究員

日台湾人」や「台僑」の語を積極的に用いている。

ここで注意されたいのは、日本の「華僑」組織や学校の政治的帰属と、そこに参加する人びとの出身地を統治する政府は必ずしも一致するとは限らない、ということである。親中華民国派の華僑総会¹には、中華民国が中国大陆を統治していた 1949 年までに来日した大陸出身者とその子孫も関わっている。逆に「親中華人民共和国派」の華僑総会には、日本が台湾を植民地支配していた時代に、当時の「日本内地」に渡り、戦後も引き続き居住した台湾出身者とその子孫が関わることもある²。

以上を踏まえ、本章では日中国交正常化／日華断交後の日本における、親中華民国派と親中華人民共和国派それぞれの在日華僑組織間の衝突を分析の中心に据え、親中華民国派、親中華人民共和国派の主張を組織の機関紙³をもとに整理する。とくに親中華人民共和国派の主張に対して親中華民国派

¹ 「中国国籍」を持つ主に中国大陆や台湾出身の人びとの福利厚生や權益保護、本国の在日公館や日本の役所との折衝を目的として、第二次世界大戦後、日本各地で発足した組織。ここで「中国国籍」と括弧で閉じたのは、華僑総会発足直後は中華民国しかまだなく、中華人民共和国が成立していないためである。また 1972 年の国交正常化以降、日本には中華民国パスポートと中華人民共和国パスポートのいずれかを持つ中国大陆や台湾出身の人びとが現れた。そのため、この註における華僑総会の説明において、「中国国籍」の「中国」が中華民国と中華人民共和国のどの「中国」を指すのかは特定しない。華僑会に関わる構成員の説明として主に「中国大陆や台湾出身」の人としたが、より細かく言えば香港やマカオで生まれた人もいれば、中華民国パスポートを所持する韓国生まれの中国大陆ルーツの者などもある。以上の人びとに加え、日本国籍を取得した元「中国国籍」の人びとのなかにも、華僑総会に関わっている者がいる。

² 以下、本書では「大陸出身者」、「台湾出身者」という語を多用するが、それは日本に渡った中国大陆あるは台湾生まれの者と、その子孫を指す用語として用いている。

³ 本章で主に扱う機関紙には、親中華人民共和国派の東京華僑総会が発行する『華僑報』、同じく親中華人民共和国派の大阪華僑聯合会（1978 年に大阪華僑総会と改称）の『華聯報』、親中華民国派華僑組織の実質的な機関誌であった『自由新聞』、親中華民国派の中華民国留日神戸華僑総会発行の『神戸華僑総会通讯』と、政治的中庸を掲げた兵庫県台湾同郷会の『兵庫県台湾同郷会会報』を用いる。

がどのような反応を示したのかを見ていく。日中国交正常化によって、中国大陸出身者の日中間の自由往来が認められた。しかし、中華民国政府に不満や反発を感じ行動を起こしてきた親中華人民共和国派と台湾独立運動諸派の組織に関わってきた台湾出身者の台湾帰郷は、日華断交／日中国交正常化後もなかなか実現せず、それは 1990 年代前半まで続いた。こうした事情を、故郷に帰ることが出来ない人々はどのように受け止め、対応したのかを通史的に見ていく。

2. 日華断交の衝撃

1972 年の日華断交は、親中華民国派の人びとや、中華民国のパスポートを持って日本と台湾あるいは第三国とを行き来してきた大陸・台湾出身者に少なからず動揺を与えた。それは居住国である日本と、それまで国籍国であった中華民国が断交することで、今後どうなるのかという不安から来るものであった。関廣佳によると日華断交時、「中華人民共和国のパスポートを取ると財産を没収される」、「中華民国のパスポートのままでは日本に在留できない」などの噂が飛び交っていたという。そして 1972 年の断交当時だけでも一万人の「在日華僑（台湾出身者も含む）」が日本国籍を取得するために、中華民国駐日公館で国籍喪失の届け出を提出したという⁴。当時、日本国籍を取得するには先に中華民国国籍を離脱し、一度無国籍を経る必要があった。そのため中華民国に国籍喪失の届け出を提出した人びとのなかには、日本国籍を取得せず（あるいは取得出来ずに）、無国籍を維持したままの者もいた（陳天璽 2011 [2005]；陳天璽 2022a）。

1972 年 11 月 28 日、中華民国の駐日大使彭孟緝が台湾に帰国し、翌 12 月 28 日には駐日大使館が閉鎖された。断交に際して、日台間の実務関係を維持するため、大使館に代わる在外事務所が相互に置かれることが決まった。

⁴ 関廣佳氏・陳天璽氏談（2022 年 10 月 23 日、日本華僑華人学会 2022 年度シンポジウム、神奈川大学みなとみらいキャンパスにて）。

こうして 1973 年 1 月 4 日からは、亜東関係協会東京事務所が活動を開始し、領事機能を含む実質的な大使館機能の役割を果たした（清水 2009:117）。大阪、福岡には同弁事処が置かれ、それまでの総領事館に代わった。同年 2 月 12 日、留日華僑聯合總會（後の日本中華聯合總會）、中華民國留日東京華僑總會、日本華商總會（以上、いずれも親中華民國派）の三団体は、亜東関係協会駐日代表として着任した馬樹礼の関係宴会を開催し、次のような質問をした。①中華民國国籍を放棄していないうえ、「中共」とは一線を画す華僑に対して、政府はどのようにその權益を保護するのか。②すでに「中共側」から「大使館員」の名目で工作員が送り込まれているが、これらの工作活動に対してどのように対応するか。

以上の三団体からの質問に対し、馬樹礼は①亜東関係協会の仕事は在日華僑の權益保護にも重点が置かれている。中華民國の亜東関係協会と日本の交流協会の間では民間協定を結び、相手国の僑民に対する自由と保障については、疑問を抱くことはない。②日本政府が賢明であれば決して「中共工作員の攪乱、転覆工作」を放置しないだろうとの見解を述べた。以上の質問内容と馬樹礼の回答は親中華民國派華僑組織の機関誌である『自由新聞』（1973 年 2 月 15 日）にも掲載された⁵。一時期、中華民國パスポート所持者はパスポートが更新できなくなるなどの噂があったが、日華断交後もこれまでのように更新が可能となった。

例えば、戦前に台湾から来日した祖父を持つ俳優の余貴美子（1956 年、横浜生まれ）は現在でも中華民國パスポートである（野嶋 2018:196）。四川省出身で、国共内戦期に台湾へと渡り、1952 年に香港から来日した料理人の陳建民も 1980 年に日本国籍を取得するまで、中華民國のパスポートを所持していた（陳建民 1996:135）。浙江省出身の父を持つ元プロ野球選手の王貞治（1940 年、東京生まれ）は台湾にルーツはないが、今日まで中華民國のパスポートを保持している。

⁵ 「在日華僑の權益は保護されている」『自由新聞』第 576 号（1973 年 2 月 15 日）。

3. 「親中華人民共和国派」の台湾同郷組織の誕生

1) 日中国交正常化後のパスポートの選択

1972 年、日本と中華人民共和国が国交樹立したことは、東京華僑総会や神戸華僑聯誼会など親中華人民共和国派の華僑組織やそれに関わる人びとに歓迎された。1973 年 2 月 1 日、中華人民共和国駐日本国大使館が（以下、中国大使館）業務を開始し、駐日臨時大使の米国鈞が着任する。そして同年 4 月に大使の陳楚が到着した。中国大使館の開設により、日本での外国人登録上「中国国籍」⁶となっている中国大陸および台湾出身者（以下、総称として便宜的に「在日華僑」と呼ぶ）、申請した者に対して中華人民共和国のパスポートが発給されるようになった。それ以前は中華民国パスポートしか所持することが出来なかった。ここにきて中華民国と中華人民共和国どちらのパスポートを持つか、という選択肢が出来たのである。

1969 年から 1985 年まで神戸中華同文学校の理事長を務めた林同春は 1973 年に中華人民共和国のパスポートを取得した。林同春は 1925 年に福建省福清市で生まれ、1935 年に親類と共に来日した。1950 年、林同春は貿易の仕事で海外に出るため中華民国のパスポートを所持した。だが、1962 年パスポートの更新を拒否された。それは当時の中華民国駐大阪総領事館が、林同春らの立ち上げた「旅日福建同郷懇親会」を「親中華人民共和国派」ではないかと疑念を抱いたからである（旻子 1997:141；安井 2004:119-139）。

当時、台湾出身者の内にも中華人民共和国パスポートを取得する者もいた。作家の陳舜臣がその代表的人物である。陳舜臣は 1924 年、神戸で生まれた。両親は日本統治下の台湾から神戸へと渡り、陳舜臣の一家は戦後も引き続き日本に居住した。陳舜臣は台湾にルーツこそ持つが、1973 年にウルムチへの取材旅行のため、中華人民共和国のパスポートを取得した（陳來幸 2021:693）。中華人民共和国は台湾を自国の一部と見なしているため、日本在

⁶ 台湾の中華民国パスポートを所持していても、当時はこのような表記であった。2012 年、在留カードとなった際、「台湾」表記が認められた。

住の台湾出身者に対しても、申請した者に中華人民共和国パスポートを発給していたのである。

日中国交正常化後、中華人民共和国のパスポートを所持した台湾出身者は、国交正常化以前より中華人民共和国を支持していた人びとがほとんどである。政治的な支持と商売も多かれ少なかれ密接に関わっていた。日中国交回復以前から率先して中華人民共和国への支持を表明した台湾出身者で、かれらが中国大陆と貿易を営む会社を経営していた場合、中華人民共和国より「愛国商社」に指定され、中国大陆の商品の日本への輸入等を行うことができた。こうした「愛国商社」に関わる台湾出身者のなかには、日中国交正常化後、中国大陆と日本の間を頻繁に往来する必要があることから、中華人民共和国パスポートを所持する者がいたのである。

日中国交正常化後は、所持するパスポートで関わる華僑組織が異なった。例えば神戸の台湾真珠商で、日本国内で養殖されるアコヤ真珠を主に扱う商人は中華民国パスポートを所持し、中華民国留日神戸華僑総会に関わる者が多かった。主に浙江省山下湖で養殖される中国産淡水真珠を扱う台湾真珠商人⁷は、中華人民共和国のパスポートを所持し、神戸華僑聯誼会（後の親中華人民共和国派の神戸華僑総会）に関わったという⁸。

2) 親中華人民共和国派の「反蔣愛国運動」と台湾同郷組織

こうして日華断交と日中国交正常化によって、日本在住の中国大陆・台湾出身者を取り巻く環境も変わるなか、やがて中国大使館が、中華人民共和国支持の組織に直接的な影響を及ぼすようになる。1973年6月、中国大使館の参事官李連慶は華僑青年聯誼会（華青聯）の会員大会に出席し、「日本での華僑組織も愛国華僑組織だけが存在を許されるのであって、蔣一味が支配

⁷ 愛国商社が活躍した1960年代より、メイパール株式会社や林天民の順天貿易株式会社が中国産淡水養殖真珠の輸入と加工に参入していた（神戸真珠物語政策委員会編 2009:21-22）。

⁸ 神戸真珠クラブ協同組合代表理事鄭澤明氏への聞き取りによる（2022年11月11日実施、六甲アイランドにて）。

するニセ華僑組織の存在は許されるべきではありません」と述べた。ここでいう「愛国華僑組織」とは中華人民共和国派のことで、「蔣一味」が中華民国、「ニセ華僑組織」が親中華民国派の組織である。そして、中華人民共和国支持派の華僑団体の構成員に対し、亜東関係協会や親中華民国派華僑組織の「分化・瓦解」を提起した（安井 2018:73）。

中国駐日大使館や中華人民共和国支持の陣営がまず取り組んだのは、自国を支持する日本在住の台湾出身者を出来るだけ増やす活動である。さらにそのうえで「台湾省」が中華人民共和国の一部であることを人びとに印象付けるための行動を展開した。その後ろ盾となったのが、中華人民共和国支持の台湾出身者によって構成された台湾同郷組織である。1973 年 6 月には神戸で「台湾省愛郷小組」が発足した。これは陳舜臣夫人の蔡錦墩や陳天女をはじめ神戸在住の台湾出身女性七名で組織されたグループである⁹。1974 年 5 月には愛郷小組を主体とした「留日華僑帰国訪問団」（団長：蔡錦墩）が中国大陆を訪れた。神戸以外の地域では 1974 年 1 月に東京で留日台湾省民会が¹⁰、同年 3 月には大阪で台湾問題懇談会が発足した¹¹。前者に関わる台湾出身者は東京華僑総会に、後者は大阪華僑聯合会の構成員とほぼ重複している。

なかでも大阪の台湾問題懇談会は 1974 年 3 月 16 日の会合で、「台湾解放・

⁹ 台湾省愛郷小組のメンバーである曾月娥の神戸中華同文学校の同期生には、日中首脳共同宣言で周恩来の日本語通訳を務めた林麗韞がいる。愛郷小組は結成後、同郷の集まりの場で大陸や台湾の歌などを歌うグループとして活動した。彼女たちがよく歌う歌のなかには第三章で取り上げた「我愛我的台湾」もあったという。台湾省愛郷小組については、陳來幸氏よりご教示頂いた。

¹⁰ 留日台湾省民会準備会は 1973 年 2 月に発足した。留日台湾省民会については、呉修竹の回想録を参照した（呉修竹 2016:141-159）。また親中華民国派の『自由新聞』は、留日台湾省民会を「親中共分子」による組織で、『台湾省民会結成祝賀パーティ』には事情を知らない華僑が騙された参加した」と、これに警戒するよう「華僑」に呼び掛ける記事を掲載した。「中共『台湾省民会』つくって華僑騙す」『自由新聞』第 620 号（1973 年 7 月 23 日）。

¹¹ 台湾問題懇談会は 1974 年 2 月 28 日に「台湾省同胞工作の現状と任務」（1974 年末ごろ作成）『台湾問題懇話会』〔神戸華僑歴史博物館、『蔡宗傑コレクション（図書・文書）』：No21〕。

祖国統一」に貢献するために、「①在阪華僑の特に台胞の団結を促進する」、「②台湾問題の認識の向上を図る」ことを目的とし、特に②に沿った企画の下で定期的に座談会を開くことを決めた。以降、1976 年頃まで座談会を複数回実施した（表 3-1）。台湾問題懇談会に関して、中華民国政府もその動きを注視した。1974 年 9 月 20 日、大阪の国民党の工作員は党中央に宛てて、「懇談会は大阪華僑聯合会が「台籍僑胞」の支持を得ることを目的として作った「台湾解放」の道具である」と伝えた。そのうえで、「これまで六回開催されたが、参加者は増えず、出席者はいつも同じメンバーである」ことも報告された¹²。

また中国は日本在住の台湾出身者に対して、「帰国参観」や中国大陆で開催されるスポーツイベントへの参加を呼びかけた。東京の留日台湾省民会や神戸の台湾省愛郷小組ほか親中華人民共和国派の華僑団体はこれに呼応し、「台湾省」の名を冠した中華人民共和国への「帰国」訪問団を結成した。スポーツについては、中華人民共和国が実際には台湾を実効支配していない現実から、日本在住でかつ中華人民共和国を支持している台湾出身者が「台湾省」チームを結成し、中国大陆で開催される体育競技に参加した。例えば台湾問題懇談会の世話人の曾博雄は、1974 年 8 月、「旅日台湾省選手団」の一員としてアジア大会選抜全国大会に出場し、「祖国の配慮」のもとテヘランで行われたアジア大会に「中国チーム」の一員として参加した¹³。大陸訪問を終えた参加者は、関西に戻ると大阪の台湾問題懇談会に呼ばれ報告会を行った。こうした「台湾省」チームについて、『自由新聞』は「ニセ『台湾チーム』」と批判した¹⁴。

現在、台湾愛郷小組と台湾問題懇談会は活動していない。東京の留日台湾省民会のみいわゆる「大陸系」の台湾同郷組織として唯一存続している。そ

¹² 「大阪匪僞举行台湾問題懇話会」『海外僑情輯要』第 101 期（1974 年 9 月 30 日）4-5 頁。

¹³ 「アジア大会祖国チームに参加の曾博雄理事、北京から来信」『華聯報』第一号（1974 年 9 月 15 日）。

¹⁴ 「ニセ『台湾チーム』と中共の化け皮を剥がす」『自由新聞』第 614 号（1973 年 7 月 2 日）。

のなかに台湾出身ニューカマーは見られず、ほとんどが戦前に日本へと渡った先代を持つ日本生まれの者であるという。戦後、とくに台湾の民主化以降来日した人びとは台湾人意識の高まりと今日の中台関係によって、中華人民共和国に対する共感度は低下している。「大陸系」台湾同郷組織に関心を持つ台湾出身のニューカマーはほとんど見られないといっても過言ではない。

表 3-1. 台湾問題懇談会の活動

日時	テーマ	講演者／形式
1974 年 3 月 16 日		会の運営方針を話し合う会合
1974 年 4 月 20 日	帰国台胞との懇談夕食会	
1974 年 5 月 18 日	宇治ハイキング	
1974 年 6 月 22 日	懇談会	
1974 年 7 月 13 日	留日台湾省民懇親会	
1974 年 7 月 19 日	中国展団長との懇談会	
1974 年 9 月 6 日	台湾の教育の実情	黄済清(京都外国語大学教授)
1974 年 12 月 15 日	作家陳舜臣氏を囲む忘年会	陳舜臣 (作家)
1975 年 2 月 28 日	最近の国際情勢と台湾問題	井上清(京都大学教授)
1975 年 4 月 16 日	激動するアジア情勢と台湾解放：蔣一味の罪状を糾弾する会	
1975 年 6 月 8 日	広州交易会の参加報告とインドシナ解放後の情勢	広州交易会に参加した中国貿易を行う在日台湾出身者による座談会
1975 年 9 月 30 日	林水氏の帰国報告会——北京在住台湾同胞の近況について	林水(京都華僑総会副会長)

1976 年 1 月 10 日	台湾省帰国参観団の帰国報告	林銀灯、陳毅、頼珠村、黄秀男、黄秀男、黄長別
-----------------	---------------	------------------------

【出典】「台湾省同胞工作の現状と任務」（1974 年末ごろ作成）『台湾問題懇話会』（神戸華僑歴史博物館、『蔡宗傑コレクション（図書・文書）』：No21）。「台湾の教育の実情を紹介」『華聯報』第 1 号（1974 年 9 月 15 日）。「台湾問題懇談会開く」『華聯報』第 4 号（1974 年 12 月 15 日）。『台湾問題懇話会』（神戸華僑歴史博物館、『蔡宗傑コレクション（図書・文書）』：No21）。「大阪で台湾省民懇親会」『華僑報』第 589 号（1974 年 7 月 25 日）。『省民会理事らが参観 大阪中国展盛大に開幕』『台湾省民報』第 14 号（1974 年 8 月 1 日）。『台湾問題懇談会開く 台湾情勢の展望を討論』『華聯報』第 10 号（1975 年 7 月 1 日）。『台湾問題懇談会開く』『華聯報』第 12 号（1975 年 9 月 16 日）。『台湾問題懇談会開かる』『華聯報』第 16 号（1976 年 1 月 25 日）を基に筆者作成。

このように日本在住の台湾出身者のうちには、特に第二次世界大戦以前より日本に住む者を中心として、国民党の台湾統治への反対から中華人民共和国に期待する者がいた。しかし、親中華人民共和国派の組織内部の闘争、1989 年に北京で発生した六・四天安門事件等々から、親中華人民共和国派の組織と距離を置く者も現れた。かつて東京華僑総会にいた呉修竹がその代表例である（何義麟 2018:23-24）。また作家の陳舜臣は天安門事件で中華人民共和国に失望し、それまで所持していた中華人民共和国のパスポートを放棄して、1990 年、日本国籍を取得した（野嶋 2018:253-254）。

4. 「華僑総会」の組織再編

1) 親中華人民共和国派による「反蔣愛国闘争」の展開

1975 年 4 月 5 日、台北で蔣介石が亡くなった。これを機として、親中華人民共和国派華僑組織は、中華人民共和国こそが台湾出身者を含むすべての華僑にとっての「祖国」であるという認識のもと、既存の親中華民国派の華僑総会の瓦解とそれらが入居する施設の接収に向けて動き出した。こうした

動きを親中華人民共和国派は「反蔣愛国闘争」と呼んだ。

同年4月8日、9日の二日間にかけて、熱海で「第一回留日華僑代表会議」が開かれた。これは中華人民共和国を支持する組織の全国会議であった。この大会には神戸華僑聯誼会、大阪華僑聯誼会の関係者ほか、先述した中国大使館の李連慶も参加した。ここでは「蔣一味のニセ僑会、僑団の存在は許せぬものであり、これを徹底的に消滅させるために全国的協力体組織を作ること」などが提案された。最終日、代表会議は「台湾解放・祖国統一に貢献するための決議」を採択し閉幕した。

こうして関西の親中華人民共和国派の間でも「反蔣愛国闘争」が盛り上がった。同年4月16日には台湾問題懇談会が「激動するアジア情勢と台湾解放——蔣一味の罪状を糾弾する会」を開き「反蔣愛国闘争」などを支持する「四・一六台湾問題懇談会アピール」が発表された¹⁵。

「反蔣愛国闘争」の方針に最も早く取り組んだのが京都華僑聯誼会であった。京都華僑聯誼会は、1973年より中華民国留日京都華僑総会に対し、「華僑総会正常化」の協議に応じるよう要求してきた。「正常化」とは親中華人民共和国派から見た表現である。つまり、華僑総会はあくまでも「華僑全体」のものであるため、中華民国を支持する「一部」の会長や理監事が「華僑総会」という組織やその建物を「占有」するのではなく、親中華人民共和国派の華僑を「華僑総会」の運営に入れよ、という要求である。

「日中国交回復以前、“華僑総会”を名乗っているのは東京華僑総会以外、国民党側の名前でした。国交回復後の大陸支持派も名称を華僑聯誼会から華僑総会に変更した」¹⁶——これはある「華僑」が筆者に華僑総会の名称の変遷について端的に説明してくれたときの言葉である。具体的にどのような名

¹⁵ 「四・一六台湾問題懇談会アピール」『華聯報』第8号（1975年4月30日）。

¹⁶ 神戸中華総商會事務局長金翔氏への聞き取りによる（2014年5月26日、神戸中華総商會會議室にて実施）。氏の父は大阪外国語大学中国語科教員の金毓本（大連出身）である。氏は1944年に大阪で生まれた。大阪中華学校卒業後、1966年に華僑青年聯誼會本部執行委員長になり、日中国交回復前後の時代には東京華僑総会で事務局長を務めた。「」内の言葉は筆者のメモ書きを再構成したものである。

称の変更があったのか、確認していこう。

1975 年 6 月 5 日、京都華僑聯誼会は中華人民共和国を支持しようが支持していまいが、「華僑」であれば「華僑総会」の会員であり、華僑総会の方針を決める資格がある、という認識によって「京都華僑総会会員大会」を実施した。会員大会では新たな「京都華僑総会」の会長として張晃禎（福建出身）を、副会長に林水（台湾出身）と林修貴（福建出身）を選出された¹⁷。従って、京都華僑聯誼会はその使命を終えたものとして発展的に解消したこととなった¹⁸。林水は 1960 年代、台湾青年の独立運動家メンバーと行動をとみにしていた¹⁹。そのため中華民国政府は林水を「台独派から親中共に転向した」人物と見た²⁰。なお、中華民国留日京都華僑総会はこの会員大会を認めず、新制「京都華僑総会」とは関係ないとの立場を取り、現在に至るまで二つの「華僑総会」が並立している。中華人民共和国を支持する新制「京都華僑総会」は、名称を単に「京都華僑総会」とし、「中華民国留日」は用いない。

京都で見られた「正常化」の方法は、神戸と横浜でも用いられた。ただ神戸と横浜では華僑総会の会館施設の使用をめぐる激しい対立が生じた。

1976 年 4 月 19 日、横浜では横浜華僑聯誼会を中心とする「横浜華僑正常化僑民委員会」が「横浜華僑総会」の会則改正と理監事選挙を行うことを公告した²¹。同 5 月 22 日、僑民委員会のメンバーは中華民国留日横浜華僑総

¹⁷ 正副会長の出身地は、当時京都華僑聯誼会の事務局長を務めていた陳東華氏よりご教示頂いた（2022 年 12 月 20 日、長崎大学にて実施）。

¹⁸ 「京都華僑総会、正常化なる 蔣一味に重大な打撃」『華僑報』第 618 号、1975 年 6 月 15 日。

¹⁹ 林水は台湾五大家族と呼ばれる霧峰林家の生まれで、父は霧峰林家七代目当主の林季商（資鏗）である。林水と親交があった許世楷は、林水を当初は「反国民党から親中（共）となり、許世楷らと知り合いのちに台湾独立へと転向した」という（許世楷口述 2012:89）。

²⁰ 「偽『京都華僑総会理監事已決定』」『海外僑情輯要』第 138 期（1975 年 6 月 30 日）5 頁。

²¹ これは僑民大会側が、中華民国留日横浜華僑総会が使用する会館施設を、「華僑共有の建物」と認識していたことによる。その後、中華人民共和国支持の横

会が使用している事務所を訪れ、事務所の明け渡しを求めた。ところ双方の間で混乱が生じ、僑民委員会のメンバーが「建造物侵入」等の理由で逮捕、起訴された（安井 2018:74）。こうした混乱下のなかで 5 月 25 日、僑民大会が開催され、そこで新たな「横浜華僑総会」が発足した結果、横浜華僑聯誼会は発展的に解消した。

中華民国留日横浜華僑総会はこの僑民大会を認めていないため、今日まで「二つの華僑総会」が並立している²²。

神戸でも横浜と同様に混乱が生じた。まず 1975 年 10 月 28 日、神戸華僑聯誼会会長代理で台湾出身の石嘉成が、神戸中華同文学校で開催された国慶運動会において、国民党支部の陸登を名指しで批判し、陸ら「蔣一味」が（中華民国留日）神戸華僑総会を「不法に占拠している」と見なした上で、「華僑総会」を「私たちの手に取り戻さなければ」とならないと主張した（安井 2018:76）。そして 1976 年 5 月 21 日、神戸華僑聯誼会を中心とした一部のメンバーが、北野町にある中華民国留日神戸華僑総会が使用する会館施設に乗り込み、会館内で「神戸華僑総会正常化推進・管理委員会」を結成した（安井 2018:76）。翌日、警察によって管理委員会のメンバーは外に連れ出され、会館施設は再び中華民国留日神戸華僑総会の管理のもとに戻った。このとき

浜華僑総会は中華民国留日横浜華僑総会に事務所の明渡しを求める裁判を起こした（横浜華僑総会正常化弾圧事件裁判資料集刊行委員会編 1977）。裁判闘争は 1980 年代に入っても続き、1984 年 2 月の論告求刑では横浜地検が「中共系華僑」、「中華民国国籍」という表現を用いたことで、中華人民共和国より「二つの中国を認めるものだ」との抗議が入った。このことについて当時の法務大臣住栄作は「二つの中国の立場はとらないという政府の立場は明確だ」とし、検察に「不適切な表現」を「正す」よう暗に求めた（「検察側、修正が釈明 華僑抗争事件の論告」『朝日新聞』夕刊、1984 年 2 月 15 日）。その後、論告文にある「中共系華僑」の文言のみ「中国系華僑」に修正された（『中国系』に訂正 論告文の『中共系』記述『朝日新聞』朝刊、1984 年 2 月 16 日）。

²² 本論文では分かりやすくするため「中華民国留日横浜華僑総会」としているが、同会では繁体字表記の「橫濱華僑總會」を用いて自らの会を書き表すのが一般的なものとなっている。これに対して中華人民共和国支持派の「横浜華僑総会」は常用漢字表記である。こうした漢字の使い分けは横浜中華街の観光ガイドでも用いられている。

横浜とは異なり、逮捕者は発生しなかった。

5月23日、『神戸新聞』に推進・管理委員会による「神戸華僑総会会員大会（通知）」が掲示された。5月30日、神戸中華同文学校の講堂で神戸華僑総会会員大会が開催され、新しい会長が選出された。中華民国留日神戸華僑総会はこの「神戸華僑総会会員大会」とは無関係との立場を取り、自らの会員に対して「間違い無い様」にとの注意喚起を行った²³。この「神戸華僑総会会員大会」では、神戸華僑聯誼会との統一の実現及び北野町の会館施設の移管が目標として掲げられた。9月23日、「神戸華僑総会・神戸華僑聯誼会 団結統一臨時会員大会」が行われ、神戸華僑聯誼会はその歴史を終えた（安井 2018:80-82）。ただ、中華民国留日神戸華僑総会側は、この新たな神戸華僑総会による会館引き渡しの要求に応じておらず、両派の組織がそれぞれ存在している。

2）親中華民国派華僑総会の定款の一部変更

京都、神戸、横浜の親中華人民共和国派の華僑総会は、実質的に、華僑聯誼会ないし華僑聯合会という名称を用いていた組織が「華僑総会」へと改称したものと見る事が出来る。このことは親中華民国派の華僑総会を動揺させた。親中華民国派の華僑総会は、日華断交前より中華民国政府と結びつき、中華民国パスポートの申請手続きなどの代行を行ってきた。この点こそは、戦後すぐに発足し、誰が「華僑」なのかを把握している華僑総会特有の機能である。

発足当時の日本各地の華僑総会は、会員資格をその華僑総会がある都道府県下に住む「中国国籍」を持つ者と規定していた。これは1972年以前まで変わらなかった。たとえ、1949年に中華人民共和国が成立したとしても、日

²³ 「門前告知」『神戸華僑総会通訊』第3号、1976年5月26日。この注意喚起の「告知」は現在でも中華民国留日神戸華僑総会の門前に掲示されている。その告知文は次の通り、「昭和51年5月23日新聞に公告してある神戸華僑総会会員大会（通知）は、本会とは何んら関係がありません。従って本会の会員は間違い無い様御注意下さい。昭和51年5月26日 中華民国神戸華僑総会（ママ）」。

本と国交を有しておらず、中華民国のパスポートこそが、日本或いは第三国の国籍を取得していない「在日華僑」が持ち得る唯一のものであった。また、日本から出国する必要のない者の内には、パスポートを所持したことすら無い者もいた。そのため華僑総会の会員資格を定めた定款でも、国籍について言及する際、「中華民国」と国名を限定する必要はなかった。しかし先述したように日華断交で、これまで中華民国パスポートを所持していた者のうちに、今後の不安から、日本国籍を取得する者がいた。一方で、中国大使館が開設されると、日本在住の「中国国籍」所持者のうちに、中華人民共和国のパスポートを所持する者も現れた。

そのため日本各地にある中華民国支持の華僑総会とその連合組織である留日華僑聯合総会の一部で組織の名称や定款を変更することで、中華人民共和国のパスポートを所持する者及び親中華人民共和国派の華僑総会との差別化を図った。まず、留日華僑聯合総会は日華断交の 1973 年 7 月に名称を「日本中華聯合総会」へと変更した²⁴。そして親中華人民共和国派による華僑総会「正常化」を求める声が挙がるようになると、中華民国留日横浜華僑総会では定款を一部改め、会員資格を次のようにした（王良 2022:134-135）²⁵。

一、日本国神奈川県に居住する「自由華人」で、本会の目的に賛同しまたその職務を担う者であって、会員二名の紹介があり、理事監事連席の会議で承認を受けたものを本会の会員とする。

二、自由華人の範囲は先の通り：

- （一）「中華民国国籍」を有し日本に在住する者
- （二）「中華民国国籍」より「無国籍」に変更し、日本に在留する者
- （三）「中華民国国籍」より「外国籍」に帰化した者及びこの子孫で日本

²⁴ 「日本中華聯合総会 林以文氏を会長に 留日華僑聯合総会改名」『自由新聞』第 620 号（1973 年 7 月 23 日）。

²⁵ 会則に「自由華人」及び「中華民国国籍」の文言が明記されるようになったのは、1971 年から 1979 年の間だと思われる。中華民国留日横浜華僑総会の張如偉氏への聞き取りによる（2022 年 11 月 22 日、中華民国留日横浜華僑総会にて実施）。

に居留する者

中華民国留日神戸華僑総会では、管理委員会メンバーによって「神戸華僑総会会員大会」が開かれたことを受け、1976 年 6 月に会員名簿の整理に着手し、会に登録している者に対し「会員確認調査票」を配布した。その上で会員資格を次のように定めた²⁶。

- 一、自由、民主の僑団を支持する者
- 二、中華民国のパスポートを所持し、またこれから所持する者
- 三、台湾と貿易商用のある者
- 四、台湾へ探親若しくは墓参り、其の外私用のある者
- 五、日華親善に献身する者
- 六、神戸華僑総会（原文ママ）の主旨に同意する者

1977 年 5 月には、中華民国留日大阪華僑総会が「中華民国留日大阪中華総会」と改称し、日本国籍を取得した「華人」も会員として会に参加できることを定めた²⁷。これを受け、親中華人民共和国派の大阪華僑聯合会は 1978 年 7 月に大阪華僑総会と改称した²⁸。なお、この当時大阪の両派の会長はいずれも台湾出身で中華民国留日大阪中華総会の会長を洪萬²⁹が、大阪華僑総

²⁶ 「会員調査票についてのご依頼」『総会関係資料』〔神戸華僑歴史博物館、陳徳仁コレクション（文書）〕：1.2.6〕。

²⁷ 「蔣一味の窮状を見抜きその陰謀を粉碎しよう」『華聯報』第 32 号（1977 年 6 月 25 日）。なお、「中華総会」という名称は、このほか、福岡県、千葉県などでも用いられている。

²⁸ 「大阪僑会が会員大会 名称を『大阪華僑総会』に」『華僑報』第 723 号（1978 年 7 月 25 日）。

²⁹ 洪萬（1918-？）日本統治下の台湾・苗栗竹南出身。1939 年、大阪に渡る。1966 年、梅田にサウナ、カプセルホテル、中華料理店を併設した観光ビル「大東洋」を開業した。このほか遊技業も経営し、今日の「大東洋」グループに至っている。「大阪華僑のドン 洪萬さんの熱き商売人生」『オール生活』第 40 巻第 1 号、1985 年、122-125 頁を参照。

会の会長を張廖富源³⁰が務めた。

以上のように、日華断交後、親中華人民共和国派の華僑聯誼会や華僑聯合会は「華僑総会」に名称を変更した。そして親中華民國派の華僑総会は定款を変更して、「中華民國国籍」や「中華民國パスポート」を強調し、さらに中華民國国籍から日本国籍へと「帰化」した者にまで会員の対象を広げた。親中華民國派の華僑総会の定款変更の背景には、親中華人民共和国派が、中華民國の管理下にある組織を自陣営に位置付けようと活動を起こしていたことが関係する。とはいえ、先述した親中華人民共和国派が1970年初頭に掲げたような「蔣一味のニセ僑会、僑団」を「徹底的に消滅」させようとする目的は達成されず、今日に至るまで親中華民國派の華僑組織³¹は、親中華人民共和国派の華僑組織に吸収されることはなく、今日に至るまで並立して存在している。

5. 「政治的中庸」を掲げた兵庫県台湾同郷会の発足

日華断交後、神戸で「政治的中庸」を謳う台湾同郷組織が立ち上がる。そ

³⁰ 張廖富源（1919-2000）：日本統治下の台湾・台中出身。1943年に大阪に渡る。のちに江滋貿易株式会社を営み、中国大陸の貴州茅台酒などの輸入販売を営んだ。1968年に大阪華僑聯合会会長に選出され、大阪華僑総会に改称後も会長を歴任した。「張廖富源名誉会長が逝去」『関西華僑報』第336号（2000年5月25日）。

³¹ 近年、親中華民國派の華僑組織では、戦後とくに1970年代以降に来日した台湾出身ニューカマーが多く関わるようになっていく。なかでも女性の活躍が目立つ。中華民國留日横浜華僑総会では、2011年に台湾出身のニューカマーで、かつ女性初の会長として施梨鵬（1975年来日）が就任した（「新会長に施梨鵬女史当選」『新大同』第2号、2011年8月）。戦後すぐに発足した中華民國留日四国華僑総会は、2000年代に一時休会となったが、2016年に同じく台湾出身のニューカマーで女性の上島彩（朱家儀）が会を立て直し復活させた。四国華僑総会のメンバーもほぼ全員が戦後來日のニューカマーで、1980年代以降に来日し日本人の夫と結婚した台湾出身の女性も多いという。中華民國留日四国華僑総会については上島彩氏よりご教示頂いた。2018年に発足した富山台湾総会（日本中華聯合総会の下部組織）も同様である。

れが 1973 年 1 月 28 日に発足した「兵庫県台湾同郷会」である。

初代会長は台中清水出身の徐燦生³²である。徐燦生は『兵庫県台湾同郷会報』創刊号の祝詞のなかで、兵庫県台湾同郷会発足の理由を 1972 年 9 月の日華断交／日中国交「正常化」という「国際情勢の急変」によって、台湾出身者が「不安と焦慮の真中に投げ込まれた」ことがきっかけであったと説明する³³。同じく創刊号には副会長の游賢徳が会の成立に至るまでの経過報告を記している。しかし、創刊号の中で、神戸における台湾出身者の組織として、戦後台湾省民会があったことが述べられているが、直前まで存在していた神戸台湾同郷会については言及がなかった³⁴。その後の『兵庫県台湾同郷会報』で神戸台湾同郷会は取り上げられていない。また、2000 年に刊行された中華会館編『落地生根：神戸華僑と神阪中華会館の百年』でも神戸台湾同郷会は言及されていない³⁵。

その神戸台湾同郷会と兵庫県台湾同郷会には共通している点がある。それは、いずれも会の立場として政治的な「中立」を強調していることにある。徐燦生は 1986 年 6 月 28 日の『兵庫県台湾同郷会会報』第 71 号において「中庸の道と会報の使命」と題した文章を寄せ、会発足時に「会の進むべき途は、

³² 徐燦生（1908-1988）日本統治下の台湾・台中大甲出身。1929 年、東京の名教中学校を卒業後、郷里の台中に戻り清帽子同業組合の書記となる。1934 年、洽源帽蓆商会を立ち上げ、同年神戸出張員となって神戸に渡る（林進発編 1937:433）。徐燦生は渡台二世で、その父が 19 世紀末に福建省より台湾に渡ったという。この点は徐燦生のご家族よりご教示頂いた。

³³ 徐燦生「会報の創刊を祝して」『兵庫県台湾同郷会会報』創刊号（1973 年 9 月 1 日）1 頁。

³⁴ 游賢徳「本会創立に至るまでの経過報告」『兵庫県台湾同郷会会報』創刊号（1973 年 9 月 1 日）6-7 頁。

³⁵ 『落地生根』では同郷会について、「同郷会の活動が盛んになったのは、中日国交正常化後のことである。71 年 5 月、（神戸）福建同郷会が 36 年間の歴史を継いで社団法人として組織され、72 年 4 月には兵庫県江蘇省同郷会が設立された。国交正常化後の 73 年 1 月、兵庫県台湾同郷会、そして 82 年 6 月、兵庫県広東同郷会、83 年 8 月、兵庫県山東同郷会が、さらに 89 年 6 月には兵庫県浙江省同郷会が設立されている」と説明する（中華会館編 2013:257）。日中国交正常化を起点としていることから、「日華断交」の動揺によって成立した兵庫県台湾同郷会の独自のコンテクストが抜け落ちてしまっている。

兎角政治的偏見にとらわれず、中庸の道を正しく歩んで行くことが最も理想的な方策だと認識を深めた」という申し合わせが、発起人の間で交わされたことを振り返っている³⁶。実際に、神戸台湾同郷会の主要メンバーであった黄龍雄と黄介一は、兵庫県台湾同郷会の発起人に名を連ねていない。一方で、兵庫県台湾同郷会の発起人となった台湾出身者には中華民国留日神戸華僑総会で役員をつとめる者だけでなく、神戸華僑聯誼会の関係者もいた³⁷。ここからも中華民国支持か中華人民共和国支持かを問わず台湾出身であれば受け入れ、「二つの中国」との間での「中庸」をもって兵庫県台湾同郷会をまとめていこうとした姿勢が見て取れる。

このような兵庫県台湾同郷会の「中庸」路線は、神戸に唯一存在する中華学校である神戸中華同文学学校やそのほか多くの華僑組織が、神戸華僑聯誼会を結節点として中華人民共和国の総領事館との結びつきを強めていた時代であるからこそ意味を持った。日中国交正常化以降、中華民国留日神戸華僑総会が神戸において周辺化されていくなかで、同会で役員などをつとめる台湾出身者は兵庫県台湾同郷会を介して、関帝廟や中華義荘の運営にも携わるなど「神戸華僑」³⁸として横のつながりを維持させたのであった³⁹。

³⁶ 徐燦生「中庸の道と会報の使命」『兵庫県台湾同郷会会報』第71号（1986年6月28日）3頁。

³⁷ 発起人は陳有明、陳新喜、陳瑞麟、李培元、李通寿、李燕卿、李猷庚、李金倉、李友亮、李鼎全、李長連、王博華、王繼徳、王記、王清海、王秀雄、郭鍊璋、楊厚沢、楊秋冬、黄錫璋、蔡永崑、尤朝所、游水源、周伯埧、徐元隆、徐燦生、徐昭陽の二八人である。このうち陳新喜、李通寿、李燕卿、李鼎全、王記、郭鍊璋、尤朝所、游水源、徐燦生は1979年当時中華民国留日神戸華僑総会の役員である（『神戸華僑総会通訊』第18号、1979年10月10日）。

³⁸ 徐元隆「会報の創刊に寄せて」『兵庫県台湾同郷会会報』創刊号（1973年9月1日、11頁）。

³⁹ 1972年の「日中国交正常化」以降、神戸には広東、浙江、福建、山東出身者の同郷会が相次いで発足する。兵庫県台湾同郷会はこうした同郷会との親睦も重視した。会長の徐燦生は、兵庫県台湾同郷会は社団法人に改組される際、それまでの活動を振り返り「華僑諸団体との連絡を密接に保ち、相互の理解を立場の尊重を深めた」と述べている。徐燦生「本会社団法人に発展的改組と今後の福祉活動について」『兵庫県台湾同郷会会報』第40号、1979年11月2日、2頁。

6. 帰れなかった故郷への帰郷

日中国交正常化以前、日本政府は中華人民共和国を渡航先とする「在日華僑」の再入国許可についても「人道ケース」以外は認めていなかったが、1970年の広州交易会にかれらが参加するにあたり、再入国許可を出した。この時点で、日中間に国交はなく、中華人民共和国を渡航先とする「在日華僑」は中華人民共和国のパスポートを発給して貰える環境下にはなかったため、日本の入国管理局の局長発行の「証明書」を持参することになった⁴⁰。

1972年9月に、日本が中華人民共和国と国交を開くと、親中華人民共和国派の華僑組織やそれに関わる人びとによる「祖国参観団」や「帰国参観団」が結成され、中華人民共和国を訪れた。「祖国」や「帰国」とあるが、そのなかには台湾出身者もいた⁴¹。

表 3-2. 華僑教師回国参観団の参加者

学校名	団員
横浜山手中華学校	田福、程貴、潘民生、潘蘭英、符順和、陳瓊玉、羅一美、肖文志、王惠美、王世鐘、黄三枝、原幸子
神戸中華同文学校	李萬之、黄其沃、徐仕興、吳由、周達生、周慶華、陳福臨、藍璞、賈清功、陳謙臣、文啓東、文啓南、蔡勝昌、陳啓光、鄭永熙、楊震雄、鮑秀英、陳錦蓮、蔡直美、王子玲、李岑華、陳秀枝、何慧美、歐麗紅、吳一美
長崎華僑時中小学校	潘創治

【出典】「三僑校教師、祖国へ」『華僑報』第551号（1973年6月25日）を基に筆者作成。

⁴⁰ 鄭榮桓「再入国許可」制度の歴史と現在——在日朝鮮人に対する運用を中心に」（『PRIME = プライム』第33号、2011年）37-38頁。

⁴¹ 「初の医療参観団 4月23日祖国へ出発 廖春木華僑医師会会長ら18名 大半が台湾省僑胞」『華僑報』第543号（1973年4月5日）。

1973 年 7 月には、横浜山手中華学校、神戸中華同文学校、長崎華僑時中
小学校の教員 38 名で「華僑教師回国参観団」（表 3-2）を組織し、40 日間中
国大陸に滞在した。留学生出身の教員を除き、ほとんどが日本生まれであっ
た。そのため「回国参観団」で初めて中国大陸の地を踏み、その道中、初め
て親の故郷を訪れるという者がいた。横浜山手中華学校で教員を勤めていた
符順和もその一人である。符順和は、1944 年に中国広東省南海県（現・仏山
市）出身の父と新潟県燕市出身の母のもとに、横浜で生まれた。中国訪問に
先立ち、1973 年に符順和は初めて中華人民共和国のパスポートを申請し、
これを持って中国大陸へと向かった。この訪問で、初めて広東省で暮らす父
方の親類と会うことが出来たという⁴²。

1) 台湾に帰れなかった台湾出身者の帰郷

台湾にルーツを持つ者で、「親中華人民共和国派」の学校で教員をしてい
る者⁴³や組織を牽引する立場にあった者は、中国大陸に入ることが出来ても、
台湾への帰郷は長く許されなかった。その帰郷を阻んでいたのがこれまでも
述べてきた「ブラックリスト（黒名單）」である。

中華民国政府がブラックリストをもって海外の反体制派の台湾帰郷を拒
んでいた時代、「反体制」の側についていなかった台湾出身者が台湾に里帰
りすることは、「無戸籍国民」⁴⁴など一部の者で煩雑な帰国手続きを要したこ

⁴² 符順和氏への聞き取りによる（2022 年 11 月 21 日、横浜中華街にて実施）。

⁴³ 台湾出身者が神戸中華同文学校に子どもを通わせているだけであれば、その
子や保護者は台湾を行き来することが出来た。筆者のいとこは 1970 年代に神
戸中華同文学校に通っていたが、夏休みになると親に連れられ台湾の親類の
もとに里帰りしていた。

⁴⁴ 中華民国の国民には台湾・澎湖・金門・馬祖に戸籍を持つ「有戸籍国民」と、
戸籍を持たない「無戸籍国民」の二つに分けられる。無戸籍国民も二つに分類
することが可能で、①有戸籍国民が海外で生んだ子で台湾に戸籍を設けてい
ない者と、②中華民国が中国大陸に主権を有していた時代に海外に渡ったも
のの、戦後台湾・澎湖・金門・馬祖に戸籍を設けず、中華民国の国籍を維持す
る者である。①も②も中華民国のパスポートを取得することが出来る。しかし、

と以外、特に問題はなかった。そうしたなかで 1980 年代後半に入ると、台湾独立運動諸派が台湾へと帰郷する権利をその主要な運動目標として定め、ブラックリストの撤廃を求めた。これは先述の世界台湾同郷会联合会、台湾独立建国聯盟（WUFI）が主体となって推進された⁴⁵。

台湾でも 1980 年代後半から、外省人による大陸への探親を求める声が強くなっていった。1987 年には「外省人探親促進会」も発足し、自由返郷運動が起こり、総統の蔣経国もこうした声を無視できなくなっていった（高橋 2008:144-146）。そして 1987 年 7 月の戒厳令解除後の同年 10 月、親族訪問を理由とした台湾住民の中国大陆への渡航が認められた（周法平 1988:114）。

こうした動きの中で、1989 年頃より日本在住で親中華人民共和国派の組織に関わったり、中華人民共和国のパスポートを所持したりする台湾出身者の台湾への帰郷が徐々に認められていった。これ以前の 1980 年には「親中華人民共和国派」の横浜華僑総会に関わっていた横浜在住の呂烈通が台湾への里帰りを果たした。この時、呂は当該組織を「離脱」したことで、台湾への入国が認められ、38 年ぶりに故郷の地を踏んだ⁴⁶。1989 年以降の変化としては、「親中華人民共和国派」離脱の声明を出さなくとも、台湾に里帰することが出来るようになったことである。1989 年 10 月、兵庫県台湾同郷会が会員を対象に主催した三泊四日の「台湾帰国団」の参加者のうちには、中華人民共和国のパスポートを所持する台湾出身者がいた。またこの参加者の

有戸籍国民とは異なり戸籍を有数する国民が持つ「国民身分証明」を持たないため、パスポートには身分証番号が記載されない。かつて、無戸籍国民が持つパスポートの頭文字は「X」から始まり、「X パス」と呼ばれていた。無戸籍国民は有戸籍国民とは異なり、台湾に入るにも入境許可が必要となる（陳天璽 2022c:251-253）。戸籍を有する海外在住の国民であっても、1998 年までは所持するパスポートにあらかじめ「回台加簽」と呼ばれる帰国許可の証書が押印されていないと台湾に入ることが出来なかった（薛化元・許文堂編 2022）。

⁴⁵ そして、監視と出入国管理の目をかいくぐって台湾への入国を試みようとする者もいた。これは「闖關」と呼ばれる（陳銘城・施正鋒 2000:87-88；鶴園 2016:45）。また台湾独立建国聯盟の活動については薛化元らの研究に詳しい（薛化元・郭佩瑜・曾婉琳 2021:97-127）。

⁴⁶ 「旅日華僑呂烈通 棄暗投明訪故里」（『中央日報』1980 年 4 月 29 日）。

なかには戦後の台湾をめぐる政治情勢の変化や親中華人民共和国派の組織に関わっていたことなどから、50 数年ぶりに台湾の地を踏んだ者がいた⁴⁷。

台湾省愛郷小組のメンバーであった陳天女もその一人である。陳天女は翌年の『兵庫県台湾同郷会報』第 86 号に台湾旅行の感想を寄せている。その内容は次の通り⁴⁸。

この度同郷会の台湾旅行に思いがけず参加することができ、はずむ心で、三泊四日の日程で 50 年ぶりに故郷の土を踏むことが出来ました。私は幼い頃日本へ来て故郷の思い出はほとんどございません。台湾の状態などは親類から色々聞いており、いつの日にか帰りたいとおもっていましたので実現できたことを幸せに思います。(中略)

親類の家に泊まって知ったことは家族がみんなたくましく生きているのを感じました。そして幼児の私を育ててくれた祖父母の墓参りもでき、又、私の下手の台湾語で少しは買い物ができた事はほかの国では味わえない嬉しさでした。

長年、神戸華僑聯誼会を率いてきた台湾出身の石嘉成も兵庫県台湾同郷会の台湾訪問団で、六歳で台湾を離れて以来、55 年ぶりに台湾を訪れた。石嘉成は日中国交正常化後、中華人民共和国パスポートを所持してきた。そうしたことから台湾への帰郷が長く叶わずにいた⁴⁹。中華人民共和国パスポートを所持する台湾出身者は、その旅券では台湾に入国できないため、「中華民国大陸同胞旅行証」を申請し、それを携え台湾に入った。

⁴⁷ 鄭正秀「台湾旅行を企画して」『兵庫県台湾同郷会会報』第 85 号（1990 年 1 月 1 日）9 頁。

⁴⁸ 陳天女「台湾旅行に参加して」『兵庫県台湾同郷会報』第 86 号（1990 年 3 月 31 日）9 頁。陳天女は陳金財の夫人である。陳天女氏の寄稿文の掲載にあたっては、ご子息の陳明德氏よりご承諾いただいた。ここに記して感謝申しあげます。

⁴⁹ 石嘉成氏への聞き取りによる（2014 年 4 月 12 日、神戸市内の石氏の自宅にて実施）。

1990年代には台湾独立運動諸派のブラックリストの解禁も進んだ。1992年11月1日には彭明敏が、同月24日には台湾独立建国聯盟日本本部の黄昭堂、金美齡、連根藤、張国興が帰郷した（若林 2021:202；薛化元・許文堂 2022:452）。

2) 中国大陆に帰れなかった大陸出身者

親中華民国派組織には、1949年以前に中国大陆を離れた大陸出身者やその子弟も関わっている。かれらの生まれ故郷は台湾ではなく、中国大陆でそれは中華人民共和国の施政下にある。中華民国政府が台湾住民の大陸訪問を解禁する以前の時代において、海外に身を置きつつも中華民国を支持するかれらにとって、故郷の地に足を踏み入れることには心理的なハードルがあったといえる⁵⁰。

中華民国政府がまだ台湾住民の大陸訪問を認めていなかった1980年代前半の時代、海外に住む親中華民国派の華僑組織に関わる大陸出身者にとって中国大陆は「帰りたくても帰れない故郷」であった。こうした状況に変化が生じるのが1990年代であった。中国黒龍江省に生まれ、満洲国で育ち、国共内戦で台湾へと渡った後、横浜に移り住んだ陳福坡は、1991年、40数年ぶりに故郷の牡丹江に里帰りした。陳天璽『無国籍』には父である陳福坡が里帰りしたときの様子が記されている。ここで最後に引用したい。

父はすでに見知らぬ人たち数世帯が住んでいる、かつての我が家を訪れ、幼い頃の記憶が鮮明に蘇ったのか、突然少年のように走り出した。その父の背中を追って、通り抜けると、地平線いっぱいに広がるみどりの畑が目飛び込んだ。あんな広い大地と空を見たのははじめてだった。183センチある大きな体の父の背中でさえ、そこでは小さく見えた（陳天璽

⁵⁰ 日本国籍を取得した者であれば、日中国交正常化後、中国大陆に里帰りする者もいた。1980年まで中華民国のパスポートを所持していた料理人の陳建民は、日本国籍を取得したことで、四川省に住む姉との再会を果たしている（陳建民 1996:135）。

2011 [2005] 92-93 ; 陳天璽 2022b :233)。

3) 台湾の政治変動と台湾における「華僑」「台僑」認識の変化

2000 年、民主進歩党（民進党）の陳水扁が総統直接選挙に勝利し、台湾で 50 年以上続いた国民党の一党支配が幕を閉じた。民進党政権になり積極的に進められたのが、中華民国の駐日公館（台北駐日経済文化代表処など）と在日台湾同郷会といった台湾独立志向の組織との関係構築である。国民党一党体制下の時代、台湾独立運動諸派は中華民国の打倒を掲げていた。繰り返しになるが、そうしたこともあって中華民国政府は台湾独立運動諸派をブラックリストにいれ台湾への帰郷を阻止していた。それゆえ台湾独立運動諸派は中華民国を代表する駐日公館と対峙することがあっても、密接な関係を有していた訳ではなかった。

在日の台湾独立諸派と中華民国駐日公館の両者の関係性は、政権交代によって独立運動に従事した羅福全が駐日代表を務めたことで風向きが変わるようになった。在日台湾同郷会は 2000 年の政権交代後、台北駐日経済文化代表処との関係を密にしてい⁵¹。

2000 年から 8 年間続いた陳水扁政権期には、公的な場で使用される「中華」や「華」を「台湾」に置き換える台湾正名運動が展開された。2008 年に国民党の馬英九が当選すると揺り戻しが起こったが、2016 年の民進党の蔡英文が総統選に当選し政権を奪還すると再び「台湾」の主体性が強調されるようになった（家永 2022:63）。

こうしたなか、台湾において、台湾からの移民を指す言葉として「台僑」という語も普及しつつある。それと同時に台湾のなかでは、海外に中華民国と結びついた大陸出身者がいること、「華僑」と名乗る台湾出身者がいることについて違和感を覚える世代が現れている。それはまた、親中華民国派の組織にとって、「華僑」と名乗る組織は「台湾」にとって関係ないのはいいか、「なぜ『台湾系』の組織に大陸出身者がいるのか」といった人びとの

⁵¹ 在日台湾同郷会の張杜信恵氏と黃麗郷氏への聞き取りによる（2016 年 2 月 19 日、池袋「東明飯店」にて）。

疑問に立ち向かわざるを得ないという新たな問題を引き起こした。

7. おわりに

日華断交以前、中華民国政府は日本が国交を有していた状況の中で、「中国の正統政府」として日本に大使館や総領事館を設置していた。そして、大陸出身か台湾出身かを問わず、かれらを中華民国の「在外国民」として見なした。中華民国のパスポートは、当時の日本において、大陸・台湾出身が取得し出来た唯一のパスポートであった。中華民国政府はパスポートの発行権限を行使し、親中華人民共和国派や台湾独立運動諸派に対して、パスポートの没収や更新を拒否するなどして政治的に抑圧した。「反体制派」と見なされた者が台湾出身者であった場合、ブラックリスト（黒名單）に登録し、かれらの台湾帰郷を阻止した。

1972 年、日本が中華人民共和国と国交を樹立し、中華民国と断交すると親中華人民共和国派、親中華民国派、台湾独立運動諸派の三派の組織の在り方にも変化が生じた。まず親中華人民共和国派の華僑組織は中国大使館を後ろ盾として、親中華民国派組織の瓦解を目指し、自陣営に取り込もうとした。しかしそれは実現できず、親中華民国派組織は組織の定款を改め、会員資格を「中華民国国籍」や「中華民国パスポート」を持つ者と言ったように「中華民国」を強調し、親中華人民共和国派の組織との差別化を図った。

1972 年の日中国交正常化によって、親中華人民共和国派の組織に関わってきた大陸出身者は、日本と中国大陆の間の自由な往来が出来るようになった。ところが中華民国の台湾統治に反対した台湾出身者は、1970 年代に入っても、中華民国政府によって「反体制派」と目されたままで、ブラックリストも解かれず、台湾への里帰りが実現できずにいた。

この状況に変化が生じたのは、1980 年代後半に入ってからである。台湾では戒厳令が解除され、中華民国の政治的民主化が進展した。1990 年代にはブラックリストが解かれ、台湾独立運動諸派や親中華人民共和国派の華僑組織に関わっていた台湾出身者の里帰りが実現した。親中華民国派の華僑

総会の中枢に関わってきた大陸出身者かどうか。彼らの故郷は中国大陆であって台湾ではない。そのため、日中国交正常化後も、中華民国のパスポートを持つ者のなかには、中国大陆の地に足を踏み入れることを躊躇する者がいた。しかし、1987年、台湾で外省人の自由返郷運動が起こり、中華民国政府は台湾住民の大陸への渡航を認めた。こうした情勢の変化とも相まって、1990年代に入り日本に在住する親中華民国派の大陸出身者も大っぴらに大陸に里帰りをするようになった。

1990年代は、国民大会の改選、中華民国憲法の修正、そして総統直接選挙の実施など中華民国の台湾化が一気に進んだ時代でもある。ブラッククリストが解かれ、台湾に帰郷した台湾独立運動諸派のなかには民進党など台湾の主体性を打ち出す政党と合流し、台湾政治に関わる者もいた。そして2000年代以降、台湾では「中華民国」という国号より「台湾」の名称がそれを凌駕し、人びとの「台湾人意識」も高まった。台湾からの移民を指す言葉として「台僑」が普及した。「台僑」は台湾独立運動諸派が1950年代より「華僑」と台湾出身者を区別する言葉として積極的に用いていた言葉である。

台湾独立運動諸派が台湾との結びつきを取り戻し、さらに「台僑」という言葉が普及しつつあるなかで、「華僑」と名乗る台湾出身者や親中華民国派の「華僑」、さらには日本統治期に台湾から日本へと移住した台湾出身者のなかには、戦後中華人民共和国を支持した台湾出身者がいることなどは、今日の台湾を生きる人びとからは「意外」なこととして受け止められ、そうした存在について述べるのに長い説明が必要になってしまった。

【謝辞】

本研究は、科学研究費補助金・若手研究（22K13220、代表：岡野翔太）「閉じていく日本帝国と台湾：「華僑」概念の再検討を通して」および科学研究費補助金・国際共同研究強化（B）（22KK0011、代表：王維）「東アジア学の共進化を目指す国際共同研究：グローバル長崎華僑・華人研究の新展開」の助成を受けたものである。

引用参考文献

非刊行資料

『蔡宗傑コレクション（図書・文書）』神戸華僑歴史博物館所蔵

『陳徳仁コレクション（文書）』神戸華僑歴史博物館所蔵

新聞・機関誌・雑誌類

『朝日新聞』

『オール生活』（実業之日本社）

『海外僑情輯要』（台北：中国国民党海外工作会）

『華僑報』（東京華僑総会）

『華聯報』（大阪華僑聯合会）

『関西華僑報』（神戸華僑総会・大阪華僑総会・京都華僑総会）

『神戸華僑総会通訊』（中華民国留日神戸華僑総会）

『新大同』（中華民国留日神横浜華僑総会）

『台湾省民報』（留日台湾省民会）

『中央日報』（台北：中央日報社）

『自由新聞』（自由新聞社）

『兵庫県台湾同郷会会報』（兵庫県台湾同郷会）

和文（著者の姓の50音順）

家永真幸 2022「主権国家——統一・独立・現状維持」赤松美和子・若松大祐『台湾を知るための七二章【第二版】』明石書店、61-64頁。

何義麟 2018「解説——ある台湾人の精神の軌跡」呉修竹（著）；何義麟（編）『在日台湾人の戦後史——呉修竹回想録』彩流社、9-24 頁。

神戸真珠物語制作委員会（編） 2009『神戸華僑真珠物語』ジュンク堂。

呉修竹（著）；何義麟（編） 2018『在日台湾人の戦後史——呉修竹回想録』彩流社。

清水麗 2009「第四章 日華断交と 72 年体制の形成——1972-1978 年」川島真・清水麗・松田康博・楊永明（編）『日台関係史——1945-2008』東京大学出版会、95-125 頁。

高橋明郎 2008「中華民國八〇年の社会——少年大頭春的生活週記」の台湾兩岸関係編』『香川大学経済論叢』81（4）、675-692 頁。

陳建民 1996『さすらいの麻婆豆腐——陳さんの四川料理人生』平凡社。

陳天璽 2011〔2005〕『無国籍』新潮社。

陳天璽 2022a『無国籍と複数国籍——あなたは「ナニジン」ですか』光文社。

陳天璽 2022b「在日華僑華人 3 世代のオートエスノグラフィ——横浜中華街で生まれ育った『私』の *homeness* と *homelessness*」『文化人類学』87（2）、224-241 頁。

陳天璽 2022c「東アジアの無国籍者と複数国籍者——国々のはざまにいる人びとのアイデンティティ」佐々木てる（編）『複数国籍——日本の社会・制度的課題と世界の動向』明石書店、247-268 頁。

陳來幸 2021「日本統治期台湾人家族の日本における発展とその商業ネットワーク——神戸泰安公司陳ファミリーを中心に」蘭信三・松田利彦・李洪章・原祐二・坂部晶子・八尾祥平（編）『帝国のはざまを生きる——交錯する国境、

人の移動、アイデンティティ』みずき書林、681-710 頁。

鄭榮桓 2011「再入国許可」制度の歴史と現在——在日朝鮮人に対する運用を中心に」『PRIME=プライム』33、31-46 頁。

鶴園裕基 2016「すれ違う「国」と「民」——中華民国／台湾の国籍・パスポートをめぐる統制と抵抗」陳來幸・北波道子・岡野翔太（編）『交錯する台湾認識—見え隠れする「国家」と「人びと」』勉誠出版、35-47 頁。

野嶋剛 2018『タイワニーズ—故郷喪失者の物語』小学館。

安井三吉 2004「林同春—二つの故郷」神戸華僑華人研究会（編）『神戸と華僑—この 150 年の歩み』神戸新聞総合出版センター。

安井三吉 2018「神戸華僑聯誼会史綱（1957-1976）」戦後神戸華僑関係資料を読む会（編）『戦後神戸華僑史の研究』神戸華僑歴史博物館、27-99 頁。

横浜華僑総会正常化弾圧事件裁判資料集刊行委員会（編） 1977『横浜華僑総会正常化弾圧事件裁判資料集——日中友好の裏側で』横浜華僑総会。

若林正文 2021『台湾の政治——中華民国台湾化の戦後史 増補新装版』東京大学出版会。

中文（著者の姓のピンイン順）

陳銘城・施正鋒 2000『台湾独立建国聯盟的故事』台北：前衛出版社。

陳天璽 2011 [2005]『無国籍』新潮社。

林進發（編） 1937『台湾産業大觀』台北：民衆公論社。

晏子 1997『旅日華僑——林同春伝』北京：中国華僑出版社。

許世楷口述；張炎憲・陳美蓉（編） 2012『許世楷与台湾認同外交』台北：吳三連台湾史料基金会。

王良（編） 2002『中華民國留日横浜華僑總會邁向六十年紀念特刊』横浜：
中華民國留日横浜華僑總會。

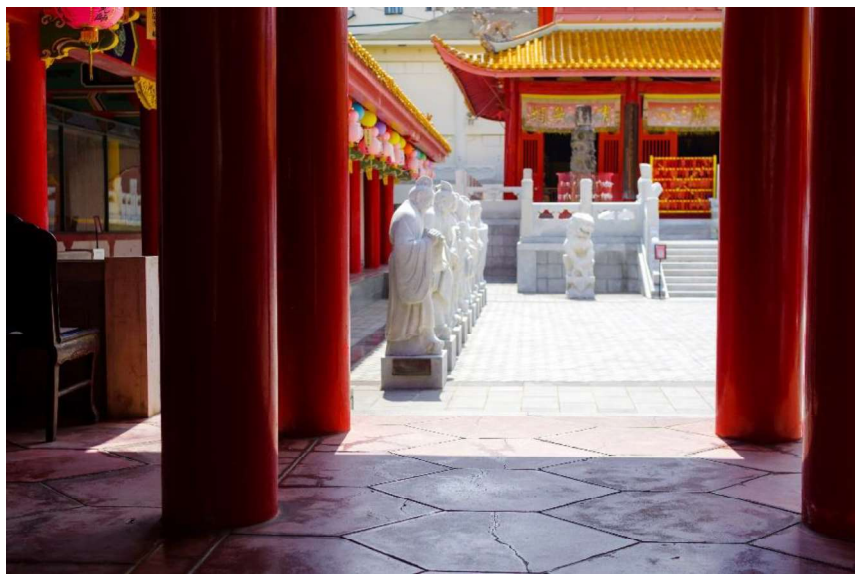
薛化元・郭佩瑜・曾婉琳 2021「1970-1990 年代海外台灣獨立運動史料的内容与意義——以台獨連盟（WUFI）為中心」國立政治大學圖書館特藏管理組（編）『去鄉懷國——戰後海外台灣政治運動』台北：國立政治大學圖書館、97-127 頁。

薛化元・許文堂（編） 2022『戰後「黑名單」問題之調查研究』台北：允晨文化。

周法平 1988『中國大陸分省旅遊圖集』台北：大興出版社。

第二部 <話題提供>

社会転換期に暮らす生の営為



(長崎孔子廟 2022 年 ©Teppei Yoshinari)

話題① 躍進する中国経済とビジネスモデルの転換

中国家電産業の発展と日系企業

衛(卫) 娣*

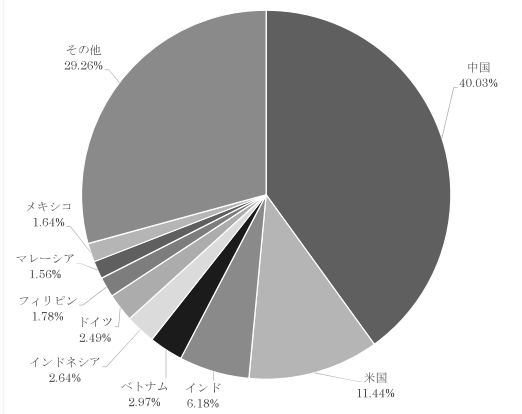
1. はじめに

新古典派経済成長理論によれば、長期的な経済成長の唯一の源泉は技術進歩である。「改革・開放」後の中国は、先進国の技術の模倣や物的・人的資本の蓄積を行いながらキャッチアップを進めてきた。そのため、中国産業発展のアプローチは、先進諸国の企業を政策によって誘致する同時に、技術を移転することが極めて重要な役割を果たしている。

中国は政策の主導で、家電や自動車などの産業では、技術移転を進めてきた。これら産業発展の過程で、外資系企業、特に日本企業は直接投資・技術移転や人材育成などの面で重要な役割を果たしてきた。

中国に進出した日系企業（拠点）数は現在31,047となり、世界全体の4割以上を占め、第一位となっている（図1）。

図1:世界に進出した日系企業（拠点）数の構成比(2021)



出所)外務省(2021)。

* 愛知大学国際中国学研究センター・研究員

日系企業は、特に技術移転の貢献や中国の産業発展と指摘している研究が多く蓄積されている¹。とりわけ自動車産業などと比較すると家電産業において日本企業が果たした役割はとても大きかった。

そこで、本稿では、既存研究を踏まえ、日中国交正常化以来、50 年をかけて、中国政府の政策転換に従い、中国家電産業の発展段階に応じて、日系企業関与のあり方が変化してきたことを明らかにしたい。時代に応じて、両国が長期にわたった協力の実態、または、中国家電産業に参入した企業形態の変化についても考察する。

2. 中国家電産業発展の諸段階と日系企業のあり方

1) 中国家電産業発展の概観

中国は 1978 年からの「改革開放」政策の実施に従い、製造業の飛躍的な発展によって、急速な経済成長を成し遂げ、すでに世界第 2 の経済大国となった。

中国製造業のなかで、家電産業は国際化と市場化の度合いが最も高い産業の 1 つであり、「改革開放」後、安価な労働力と外資企業からの技術移転を用いて、急成長を遂げ、「世界の工場」と呼ばれる代表的な分野となった。

しかし、1970 年代当時、これまで重工業優先的に発展してきた中国では、家電産業を代表とした軽工業の生産は立ち遅れていた。生活の豊かさを「三転一響一咔嚓」²を持っているかで表現した。当時の中国一般家庭にとって、

¹ 例えば、日系企業がアジア進出する際に技術移転に大きく貢献したことを指摘している（小川・牧戸 1990）。中国の工業化に対する外国資本の貢献について分析した（樊 1992）。外国の資本や先進技術・管理ノウハウが主体的に中国の経済建設に役立つことを検証した（董 1999）。国際分業の視点から中国のテレビ産業を対象とし日系企業が果たす役割を解明した（天野 2005）。アーキテクチャ論に基づき日系企業の中国進出戦略を分析した（藤本・新宅 2005）。パナソニックの事例研究によって日系企業は中国現地家電産業の基盤形成に寄与したことを検討した（田中 2017）、など。

² 「三転」とは自転車、腕時計、ミシン、「一響」とはラジオ、「一咔嚓」とはカ

ラジオすら珍しいものであり、扇風機・テレビ(白黒)などの白物家電の生産と普及は極めて低かった。

1972 年、米中・日中国交正常化を機会に、中国をめぐる国際環境は大きく緩和された。また、1978 年の「改革開放」路線の転換に従い、1980 年代以来松下電器産業をはじめとした諸外国企業は、中国の要請に応じて、国有企業(工場)を対象とし、積極的に機械・設備をメインとした技術協力を提供した。

1990 年代から 2000 年にかけて、安い労働力を誘因に外国から大量の資金を導入した。そして、前段階で成功した合併企業のかたちを用いて、先進の組立生産ラインを揃え、生産過程中に関連する生産プロセスや経営管理ノウハウなどの技術を導入した。この段階において、中国の家電製品の生産台数は大幅に伸びて、さらに 1990 年代の末頃から、日本の生産より上回るようになった。

2000 年代に入り、東アジアはもはや先進国市場向けの単なる「安価な生産拠点」ではなく、東アジア自体が重要な市場になっている。つまり、東アジアは自らの市場ニーズに基づいて革新的な製品・サービスを開発し、それらを自らの市場に投入するという、製品開発拠点へと徐々に変容している。この変化に従い、中国も同様に、「生産拠点」から「製品開発拠点」への転換を求めている。そこで、日系企業などの外資系企業による、中国での研究開発拠点の設置が活発になった。

2010 年代以来、次世代情報技術の進展により、多くの産業変革が引き起こされ、新たな生産方式や産業形態、ビジネスモデル、新成長点などが次々と形成されている。中国家電企業においては、政府からの政策支援に加え、自らのイノベーションにより、市場競争力が益々強くなっている。今までの外資系企業と中国企業の立場が逆転となり、外資系企業、特に日系企業が中国企業による M&A で買収される結果となった。

メラのことである。

このように、僅か 50 年間で、中国の家電産業は、ほぼゼロからのスタートで、現在世界最大の家電生産・研究開発（R&D）拠点となった。そこで以下では、①揺籃期（～1970s）、②技術協力段階（1980s）、③直接投資（合併）段階（1990s）、④共存共栄段階（2000s）、⑤競争・M&A 段階（2010s～）の各段階における、中国産業発展のアプローチと日系企業の関わり方を整理していく。

2）揺籃期（～1970s）

1972 年に日中国交関係の改善で、中国を巡る国際環境は大きく緩和され、先進諸国から工業技術の導入が始まった。1978 年の改革開放路線への転換とともに、従来の重工業優先の発展戦略が見直され、国民生活の向上に貢献できる消費財の生産が重視されるようになった。

しかし、中国では 1960 年代に家電の生産がはじまり、70 年代初頭では国有企業（工場）により家庭用冷蔵庫・洗濯機・窓式エアコン・炊飯器などの家電製品の模倣と試作しかできなかった。当時生産できる家電の品種は少なく、生産規模は小さく、品質も劣悪であった。1978 年までに、中国全体における冷蔵庫の生産量はわずか 28,000 台、洗濯機の実生産量は 400 台しかない。

1972 年 9 月 29 日に日中共同声明を発表し、日中の国交は回復されることになった。これをきっかけとして、1978 年、当時中国政治指導部の鄧小平副総理が日本を訪問した。この訪問の 1 つの重要な目的は、日本企業の近代的な生産の様子を視察することであった。そこで、鄧小平の目に入ったのは、日本の松下電器産業である。

1978 年 10 月 28 日、大阪府茨木市にあった松下電器産業のテレビ事業部を中国副総理の鄧小平が訪れた。その際、鄧小平は松下幸之助相談役に「これから日本に大いに学ばねばならない。技術の向上について援助してくださ

い」といって技術協力を要請した。これに対し、松下幸之助相談役は「なんぼでもねえ、お手伝いいたします」と快諾し、「君子の約束」をした³。

さらに、1979 年 6 月に、松下幸之助は約束を守るため中国を訪問した。訪中期間中、中国政府と技術協力第一号協定が結ばれ、上海電球工場に白黒テレビ用ブラウン管プラント一式が提供されることになった。それ以来、パナソニックは、プラント輸出の形態で中国ビジネスを開始した。

これが半世紀以来家電産業において、中国と日系企業のすべての始まりであった。

3) 技術協力段階 (1980s)

1980 年代に入り、松下電器産業の技術協力を契機に、中国側の要請に応じて、多くの日系企業が中国現地の国有企業への技術やプラントの輸出・基幹部品の供給などを行った。

この際、中国は、自国企業（工場）の技術の改造を目的に多くの技術協力協定を締結した。中国政府は、1985 年まで日本やアメリカなど先進国の協力により、3000 の工場改造を達成しようという目標を設けた。これに対し、日本側は多くの専門家を中国に派遣し、工場の技術診断を行い、技術改造の協力を行ってきた。

中国国家経済委員会と国際協力機構（JICA）・日中経済協会（日中経協）を經由し、JICA・日中経協の派遣により、中国家電関連工場を含む多くの技術改造協力事業を急速に推進してきた（表 1）。しかし、これら技術改造協力事業には、既存の工場を対象とし、プロジェクトの進行には、かなりの人手と時間がかかり、短時間内で中国家電生産の現状を改善しにくいといった問題が存在していった。

³「松下幸之助がみた中国〈語録〉」（1994）と『松下幸之助と鄧小平の「君子の約束」』（2008）を参照。

表 1：中国家電関連工場の技術改造協力事業（JICA・日中経協より派遣）

工場名 (JICA・日中経協派遣)	診断時期	改造計画 調査書	第2次訪中*	訪日団* (日：経協受入)
北京電冰箱廠	81.12.6 ~ 12.26	○	—	82.8.30 ~ 9.14
北京洗衣機廠	81.12.6 ~ 12.26	○	—	82.8.30 ~ 9.14
南京電声器機廠	81.11.1 ~ 11.29	○	—	—
上海無線電 7 廠	81.11.1 ~ 11.29	○	82.9.10~9.17 82.9.12~9.21	—
蘇州電視機廠	82.2.14 ~ 3.15	○	—	—
上海無線電 3 廠	82.3.7 ~ 3.29	○	—	—
上海無線電 12 廠	82.3.7 ~ 3.29	○	—	—
南京電氣通信計器廠	82.3.16 ~ 3.31	○	—	—
常州照相機廠	82.6.8 ~ 6.18	○	—	—
北京無線電元件 3 廠	82.10.3 ~ 10.3	○	—	—
南京無線電元件 3 廠	82.10.3 ~ 10.3	○	—	—
上海電動工具廠	82.11.21 ~ 12.4	—	—	—
無錫電子管廠	82.12.5 ~ 12.13	○	—	—

*「第2次訪中」および「訪日団」は、中国側の提案書に基づき、改造実行計画書を作成する際に資するためであり、必ず双方を実行するとは限らない。
出所：日中経済協会（1983）105-106 頁。

また、1980 年代に日本が経済再調整政策を決定して以来、大型プラント輸出の新規契約が途絶したことに加え、大型プラント契約関連機械の船積みもほぼなくなった⁴ことが要因となって、大型プラントの対中輸出が大幅に減少した。

⁴ 日中経済協会（1983）257 頁。

そこで、建設工期が比較的短い小規模の軽工業部門に関する 300 万ドル(7 億円)以下の小規模プラント契約が急速に増加した。このプラント契約の履行状況は統計面で「機械・設備」の輸出額に反映されていた(表 2)。

表 2:1980 年代日本の対中国輸出商品の構成 (単位:億ドル)

				1980 年	1985 年	1990 年
輸出商品	食料品			0.01	0.20	0.93
	原燃料			0.25	0.89	1.12
	製品	繊維品		4.04	4.71	6.09
		非金属鉱物製品		0.00	0.00	1.41
		化学品		5.43	7.13	7.51
		金属品		16.83	35.30	11.93
		その他		2.41	4.58	4.63
		機械・設備	一般機械	11.73	20.55	10.34
			電気機械	4.84	25.76	13.71
			運送機械	4.15	22.01	3.14
			精密機械	0.75	2.74	0.89

出所:『通商白書』各年版より筆者作成。

こういった小規模の協力プロジェクトは、新規契約の締結だけではなく、技術改造協力事業の延長線にも見える。例えば、1981 年と 1982 年に工業改造技術診断と技術改造協力を受け入れた北京洗衣機廠は、1983 年 8 月に、東芝・ニチメンと 191 万ドル(4.5 億円相当)のプラント契約を締結し、二槽式洗濯機生産設備を輸入した⁵。

⁵ 日中経済協会(1984) 201 頁。

このように、中国国有企業(工場)が主体となり、日中間の技術改造協力事業、またはプラント契約を通じて、中国家電生産の基盤技術の形成に大きく貢献した。

しかし、急激な市場変化は、中国国内の需要・供給バランスを崩した。軽工業品をはじめ、多くの製品の生産過剰や輸入品への憧れを招いた。

中国対外経済貿易部は、この状況に対応し、自国工業を確立・育成するために、保護措置を講じた。特に、自動車、テレビ、腕時計、自転車、テープレコーダー、カメラ、電気冷蔵庫、ラジオ、扇風機、電気洗濯機の 10 品目を中心に輸入制限強化が実施された⁶。そのうち7品目が家電であることは、中国政府が、萌芽期の家電産業を守るために、技術・プラントの輸入を活発に行ってきたが、製品自体の輸入を厳しく制限したことがわかった。

4) 直接投資(合併)段階(1990s)

鄧小平が 1992 年に深圳、珠海など中国南部を視察した際、「二つの加速」(改革・開放と経済発展を同時に加速することである)を強調する講話、いわゆる「南巡講話」がきっかけとなって、中国経済は対外開放の新局面に向かった。

これをきっかけとして、海外直接投資を通じた技術移転が、上述のようなプラント輸出などの技術協力にとって代わるようになってきた。この段階において、中国政府の技術導入政策における一つの基本的な考え方は、市場の一部を外国企業に譲ることと引き換えに、海外の優れた技術を吸収することであり、いわゆる「以市場換技術(市場を以って技術と交換する)」とよばれる方針である。

こうした認識の上、中国は海外の資金、技術、人材、管理ノウハウを積極的に導入し、投資環境と管理方法を改善し、導入規模を拡大する一方で、国内市場を一段と開放した。インフラ設備、ハイテク・新技術産業、伝統産業

⁶ 日中経済協会(1983) 137 頁。

の設備更新に重点を置き、中国の資源と市場における比較優位を発揮し、外資の直接投資と海外先進技術の導入を通じて経済発展を推進した⁷。

ここでの技術導入を支えるため、旧国家経済貿易委員会、財政部、税関総署は「導入技術の消化吸收を推進することについての若干の規定」を制定し、企業が導入技術の消化、吸収を行い、技術の国内企業への移転を実現するべく努めることを奨励した。

また、「国务院二十二カ条」の「外引内連」（開放地域は外国先進技術の導入と国内伝統産業諸改造の橋渡しの役を果たすべきである）という方針に基づいて、古い工業基地と中心都市にある国有企業の優位性を発揮させ、技術水準の高い外国投資をより多く導入することをめざした。

このような政策の変換に従い、中国現地の家電企業は合弁の形で、外資系企業、特に日系企業からの直接投資を通じて、資金・技術・人材を獲得することができた。

パナソニックの場合は、1990年代にかけて、多くの対中直接投資を行ってきた。洗濯機・オーディオ・電子レンジなどの家電製品及び半導体などの電子部品の合弁企業を数多く設立し、中国での現地生産と販売を拡大してきた（表3）。1994年には、現地統括会社である松下電器（中国）有限公司を設立し、さらに1995年には、中国に人材育成センターを設立し、グループ全体として組織的な人材育成をスタートした⁸。2001年時点には、44カ所の生産拠点を中国に構えている。

表3：パナソニック現地法人の設立（1990s）

92 年	杭州金松洗濯機	95 年	大連松下通信工業
	北京松下通信設備		北京松下精密キャパシタ
	広州松下・万宝アイロン		無錫松下冷機

⁷ 卫（2014）241 頁。

⁸ 田中（2017）287-289 頁。

93 年	順徳松下精工		新会松下産業機器
	北京・松下電子部品		天津松下電子部品
	上海松下電池		山東松下テレビ
	青島松下電子部品		蘇州松下通信工業
	珠海松下モータ		杭州松下ガス機器
	厦門松下オーディオ		北京長城・松下精工
94 年	中国華緑・松下録像機	01 年	無錫松下冷氣コンプレッサー
	唐山松下産業機器		珠海松下電池
	上海松下電子レンジ		上海松下プラズマディスプレイ
	上海松下電子応用機器		北京松下照明
	瀋陽松下蓄電池		杭州松下電化・住設
	上海松下半導体		蘇州松下半導体

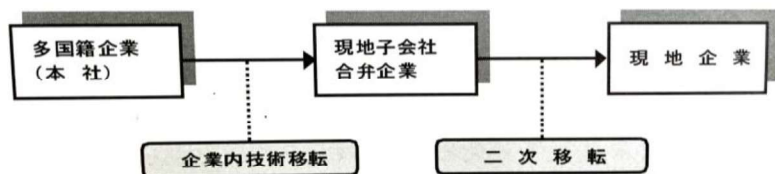
出所：田中（2017）288 頁。

次いで多いのが三洋電機で、空調・冷蔵関連や電子部品に集中し、25 カ所の生産拠点を中国に展開している。外には、日立製造所が 16 カ所、東芝が 14 カ所、富士通が 13 カ所、三菱電機が 11 カ所となっており、日本の大手電機 9 社のいずれもアジアのなかでは中国への進出件数が最も多い⁹。

そこで、中国が外資系企業に対する規制を前提に、形成した合弁企業（国有企業を中心に）によって、まず企業内で技術や経営ノウハウが移転され、また現地サプライヤーに対する指導・育成や人材の移動を通じて、現地企業（国有企業の下請け民営企業が多い）へと二次移転されることになる（図 2）。

⁹ 日中経済協会（2002）143 頁。

図2：直接投資を通じた技術移転のメカニズム



出所：田中（2013）29 頁。

このような技術や経営ノウハウの移転は、伝達だけで生産活動が可能であれば技術移転そのものは比較的容易である。日系企業を対象とした東アジア知財問題研究会の調査¹⁰によると、日本企業と中国企業との技術連携アライアンスや特許ライセンスなど契約に基づく技術移転による技術流出が増加した。大手企業においては、初期的な技術流出はすでに終了していた。中堅・中小企業の多い製造装置、部品などの分野では、装置の図面を出したことによる技術ノウハウの流出、技術の拡散などは現在も存在する。

ただし、中国に関しては、高度な技術はまだ移転が進んでいない。中国は組立などの生産ラインを中心に生産拠点を移転したが、そのノウハウは一定の保護政策により移転が少ない。

つまり、「国有＋外資」という合併企業形成の過程で、中国側は技術の導入、消化を行ってきたが、技術の吸収と革新といった次段階への進展ができておらず、外資の技術提供に頼り続けるという受身の態勢になっている。特に、この時期から「造船不如買船，買船不如租船（船を造るより買うほうがいい、船を買うより借りるほうがいい）」¹¹という論理により、国外の先進技術に対する依存が一層強まった。

4）共存共栄段階（2000s）

¹⁰ 『日経 BP 知財』（2005.5.31.付）。

¹¹ 改革開放前に、遠洋大型汽船の製造について劉少奇が提案したもので、当時は合理的な資源（人力、資金）配分をめざすものとされた。

1990年代以降、日系企業を含む外資系企業の中国への直接投資は、中国の産業構造を急速に高度化していった。特に、合併企業を通じて、中国家電企業、特に国有企業系の技術水準が高まり、モジュール化生産に伴う中国企業の競争力が向上した。さらに、海爾（Haier）・美的（Midea）・格力（Gree）をはじめとした民営企業の参入によって、市場競争が一層激化され、日本ブランドのシェアは概して低下傾向であった。

そこで、まず起こったのは、価格競争である。低価格は当たり前、その中でさらに価格崩壊が起きた。日系企業にとって、中国の家電市場で苦戦している。そして、元々評価が高く、ハイエンド製品を中心に販売を行う日系企業は、さらに市場を細分化して、富裕層をターゲットに生産を行うようになった。

表4のように2004年のカラーテレビ市場では、中国カラーテレビ市場において、販売額シェアでは、中国企業が高い市場シェアを占めていた。しかし、相対単価からみると、トップシェアを占める中国のTCLの販売価格に対し、松下電器（山東松下）は4.5倍であり、ソニー（上海ソニー）の場合は2.5倍、東芝（大連東芝）は3.1倍となっている。つまり、中国企業は普及品のテレビ、日系企業は高級品のテレビの市場に事実上棲み分けていることを表している¹²。

表4：中国カラーテレビ市場の構成（2004年）

	販売額シェア	相対単価*	企業形態
TCL	10.6%	1.0	国有企業
創維	10.3%	1.1	民営企業
康佳	10.0%	0.8	国有企業
長虹	9.0%	0.8	国有企業
海信	8.4%	1.0	国有企業

¹² 丸川（2007）52-53頁。

山東松下	7.1%	4.5	合弁企業（日本）
上海ソニー	6.3%	2.5	合弁企業（日本）
海爾	5.1%	1.0	民営企業
大連東芝	4.8%	3.1	合弁企業（日本）
瀋陽 LG	4.7%	2.6	合弁企業（韓国）
天津三星	4.3%	3.2	合弁企業（韓国）
蘇州フィリップス	4.1%	1.9	合弁企業（オランダ）
厦華	3.7%	1.6	民営企業

*TCL のテレビの単価を 1.0 とした場合の相対価格である。

出所：丸川（2007）53 頁。

また、こういった市場の細分化によって、中国企業による競争の激化と日系企業にとっての市場規模の縮小に対し、両国企業ともに目に入ったのは、中国以外の海外市場である。

実際にこの時期において、中国政府はこれまでの「引進來（bring in）¹³」から「走出去（going out）¹⁴」へ転換し、電機業界において中国企業の成長とグローバル展開を積極的に支援する方針を明言している。指導部の明確な方針のもと、モバイル通信端末や家電産業では具体的な政策を打ち出し、中国企業の成長とグローバル化を後押ししている。

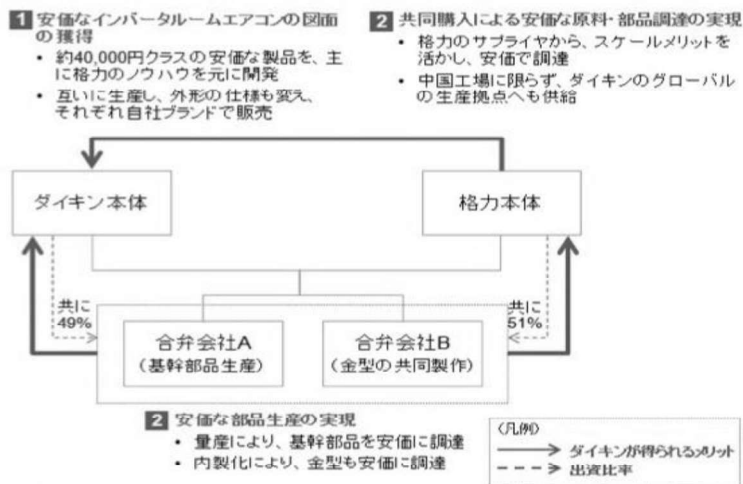
特に、中国の格力と日本のダイキンの共同事業が最も成功した一例としてあげられる。図3のように、ダイキンのインバーター技術を格力電器に提供し、格力電器からは低価格な生産技術・ノウハウを得ることで、従来と比べより低い価格のインバータ型エアコンを共に販売するという提携を組んできた。この提携を通じて、非インバーター型エアコンが主流の南米市場では、

¹³ 外国からの資本受け入れ、中国の経済発展を促す戦略である。

¹⁴ 中国の対外投資が積極的に行う戦略である。

インバータ型エアコンがブラジル市場をはじめとしたラテンアメリカ市場に浸透するようになった。

図3：ダイキンと格力電器の協業スキーム



出所：大橋（2013）。

これは、中国政府が主張した中国企業の「走出去 going out」と日系企業のグローバル事業展開が共に成功し、Win-Win 関係を構築する代表的な一例である。このように、こういった連携により、中国は世界の工場と成り立った。

そして、2000 年代に入って、東アジアで生産を行う企業にとって、東アジアはもはや先進国市場向けの単なる「安価な生産拠点」ではなく、東アジア自体が重要な市場になっている。そのため、東アジアは自らの市場から汲み取ったニーズに基づいて革新的な製品・サービスを開発し、それらを自らの市場に投入するという、製品開発拠点へと徐々に変容している¹⁵。中国も同じように、「生産拠点」から「製品開発拠点」への転換を求めている。

¹⁵ 都留（2012）24 頁。

そこで、多くの外資系企業が中国で研究開発拠点を設立している動きに注目が集まっている。富士通総研が2010年に公開した報告書による¹⁶と、2009年末現在まで、外資企業によって中国で設立されたR&Dセンター或いは研究開発拠点は1,200カ所あまりに達しており、そのうち、商務部及び地方商務局によって認可された独立法人形式の外資系R&Dセンターは460社で登録資本は74億ドル、投資総額は128億ドルに達した。世界最大企業500(「フォーチュン500」)のうち、400社以上は中国にR&D拠点を設立している。また、関係資料によると、大中型製造業における外資企業のR&D拠点数は全体の21%(2006年)を占め、R&D要員は全体の19%(2006年)となっている。さらに、商務部の発表によると、中国の大中型製造業のR&D支出総額における外資企業の割合は2002年の19.7%から2008年の27.2%までに拡大し、所有する発明特許件数は中国全体の29%を占めている¹⁷。

具体的には、2005年4月、日立は北京で「日立(中国)研究開発有限公司」を設立し、北京・上海というツー拠点体制を構築した。それまでの中国における研究開発テーマである情報通信システム、オープンソースソフトウェア、デジタルアライアンスなどを拡大展開していくとともに、材料、バイオなど先端分野のテーマの探索も開始した。パナソニックは2009年6月、杭州市で「松下家電研究開発(杭州)有限公司」を設立し、中国消費者の生活スタイルと消費市場変化の動向を探り、電化製品や住宅設備関連の機器などの研究開発を行っている¹⁸。

つまり、日系企業をはじめとした外資系企業の中国への研究開発拠点の移転により、中国の家電産業は初期の労働集約型産業から資本技術集約型産業へのレベルアップをしてきた。

5) 競争・M&A段階(2010s~)

¹⁶ 富士通総研(2010)。

¹⁷ 卫(2022)を参照。

¹⁸ 同上。

2010 年代以来、次世代情報技術の進展により、多くの産業変革が引き起こされ、新たな生産方式や産業形態、ビジネスモデル、新成長点などが次々と形成されている。なかでも、ドイツ政府が主導した「インダストリー4.0」とアメリカの「インダストリー・インターネット」が注目されている。こうした動きの中、中国政府は、単なる外部の資金・技術を導入するのではなく、自国から技術を開発しようという「自主創新戦略」を提起した。さらに、製造業の大量生産から品質・効率の高度化を実現し、「製造強国」を建設するため、2015 年 5 月に今後の中国工業の発展方針として、「中国製造 2025」という戦略計画を公表した。

「中国製造 2025」は、「ビッグデータ」と「インターネット+」の推進によって、情報技術と製造技術の結合を中心に、次世代技術の産業化と応用に重点をおき、製造業のデジタル化・ネット化・スマート化によって、根本から製品の機能・品質を高める、産業の構造的な変化が期待され、最終的に Industry 4.0 の実現を目指している。製造業では、生産効率を向上させ、ビジネス全般の取引効率を高めて、インターネットを通じて顧客とのコミュニケーションをうまく取るようになった。これらの利点から、新たな成長点を形成した。中国の製造業企業は、政策の主導で、インターネット・ビッグデータとの融合によって、「世界の工場」から「製造強国」への建設を目指し、新たな成長をもたらしている¹⁹。

この段階において、中国企業の実力の向上に加え、中国政府による政策面からの支援もあり、中国企業の対外直接投資が急速に増加している。家電企業においても、M&A(企業の合併と買収)を中心に、対日投資も目立つようになった。

表 5 は、2011 年から 2018 年間、中国家電企業が行った大規模の M&A 活動である。買収された 8 ケースのうち、日系企業が半数を占めている。つまり、これまで技術移転と人材育成により、生産技術と管理ノウハウ、更にグローバル展開の仕方を習得した中国家電企業は、日系企業との競争関係に転

¹⁹ Ⅱ (2019) を参照。

換した。技術優位をどんどん失った日系企業は、技術特許を一括で売り、さらに中国企業に買収されるという結果に至った。

技術特許の面からみると、表 6 のように、2015 年世界の家電分野におけるイノベーションは圧倒的にアジアに集中し、特許権取得件数上位の 3 社は全て中国企業であった。そのうち、美的集団は、5,427 件の特許を有し、1 位となって、上位 2 位から 4 位までの合計より多く保有している。

つまり、これまでの発展によって資本・技術を累積してきた中国家電企業が、充実した資金をもつだけでなく、市場での競争力も高まってきたことも示されている。また、中国家電企業の M&A 活動は、家電産業のグローバル統合でもあったと考えられる²⁰。

表 5：中国家電企業の主な M&A 活動（2010 s）

中国家電 企業名	買収時期	買収された 企業名	買収された部門	買収された企 業の国籍
海爾 (Haier)	2011 年	三洋	白物家電	日本
	2016 年	GE	白物家電	アメリカ
美的 (Midea)	2016 年	東芝	白物家電	日本
	2016 年	Clivet	セントラル空調	イタリア
	2016 年	KUKA	工業ロボット	ドイツ
	2017 年	Servotronix	自動化 ソリューション	イスラエル
鴻海*	2016 年	シャープ	全社傘下	日本
海信 (Hisense)	2018 年	東芝	映像事業	日本

*台湾系企業。

²⁰ 同上。

出所：筆者作成。

表 6：家電分野特許獲得数世界 Top10 企業（2015）

企業名	国	特許件数
美的集団 (Midea)	中国	5,427
格力電器 (GREE)	中国	1,995
海爾 (Haier)	中国	1,315
パナソニック (Panasonic)	日本	949
三菱電機 (Mitsubishi Electric)	日本	948
サムソン (Samsung)	韓国	736
BSH Hausgeräte	ドイツ	697
LG	韓国	690
日立空調 (Hitachi Kucho)	日本	460
ダイキン工業 (DAIKIN)	日本	446

出所：THOMSON REUTERS（2016）、39 頁。

3. 終わりに

以上、1970 年代から 2010 年代を通じて、中国の家電産業は段階的に発展し、日系企業はその過程に深く関わっていることを解明した。また、日系企業のあり方も、中国政府の政策と市場の需要に応じて転換してきたことがわかる（表 7）。

表 7：中国家電産業発展の諸段階と日系企業のあり方

時期	中国政府の方針	日本側の行動
揺籃期	日本などの先進国に近	松下電器により技術協力

~1970s	代化生産を学ぼう	の始動
技術協力段階 1980s	国有企業(工場)技術改造への要請	専門家を派遣・診断を行い 技術改造の協力
直接投資(合併) の段階 1990s	「市場を以て技術と交換 する」	直接投資による合併企業 の形成
共存共栄段階 2000s	「走出去(Going Out)」 「生産拠点」から「製品開 発拠点」へ	市場細分化 グローバル事業展開 開発拠点の設置
競争・M&A 段階 2010s~	「自主創新」 「世界の工場」から「製造 強国」へ	中国企業との競争 買収対象となる

出所：筆者作成。

1970年代当時、60年代から始まったばかりの中国家電生産は、品種が少なく、生産規模が小さく、品質も劣悪であった。そこで、中国の政治指導者は、松下電器（現パナソニック）を代表とした日系企業から近代的な生産を学ぼうとした。

1980年代には、松下電器産業の技術協力を契機に、中国側の要請に応じて、多くの日系企業が中国現地の国有企業（工場）への技術やプラントの輸出・基幹部品の供給などを行った。

1990年代には、直接投資を通じた技術移転が、上述のようなプラント輸出などの技術協力にとって代わるようになってきた。中国現地の家電企業は合併企業の形で、外資系企業、特に日系企業からの直接投資を通じて、資金・技術・人材を獲得することができた。

2000年代には、モジュール化に伴い、中国家電企業の競争力が向上した。そこで、中国国内家電市場が細分化してきた。また、中国企業と日系企業の

共同事業で、中国以外の海外市場への進出によって、Win-Win 関係を構築できた。さらに、日系企業を含む外資系企業による中国への研究開発拠点の設置は、中国が求める「生産拠点」から「製品開発拠点」への転換目標と一致したため、共存共栄の段階に入った。

2010 年代以来、デジタル化・IT 化に伴い、日中家電企業間の競争力が逆転となっている。これに従い、前段階の共存共栄の関係から、競争関係に転換した。また、技術優位を一気に失った日系企業は、技術特許を一括で売り、さらに中国企業に買収されるという結果に至った。

このように、50 年間に渡って、日中両国の家電企業は、松下と中国の技術協力協定をスタートとし、技術協力→合併企業形成→共存共栄→競争・M&A といった連携関係を模索してきた。

近年、中国において高度にデジタル化されたビジネス・プラットフォームの発展方向が、新たなビジネスエコシステム（生態系）を構築しようとしていた²¹。そこで、パナソニックをはじめとして日系企業にとって、中国（市場）の重要性を再認識し、生産・研究開発・市場の統合的な事業展開を進め、中国が構築したビジネスエコシステムへ加入しなければならない。また、中国企業が国内外で力をつけるほど、コア部品や国際展開のルートなどの面では、日本企業との連携関係を強化し、ビジネスエコシステムを拡大せざるを得ない。これからの 50 年には、優れた技術を持つ日系企業と新たなビジネスモデルエコシステムを展開していた中国企業が、いっそう連携事業の機会を広げていく必要があるだろう。

引用参考文献

欧文

THOMSON REUTERS 2016 “Disruptive, Game-Changing Innovation -- 2016 State of Innovation”

²¹ 高久保（2021）45 頁。

和文

天野倫文 2005『東アジアの国際分業と日本企業:新たな企業成長への展望』有斐閣。

卫娣 2014「中国における外資導入政策と技術移転」同志社大学経済学会(編)『経済学論叢』第66巻第2号、有斐閣、223-254頁。

卫娣 2019「中国企業におけるビジネスモデルの転換—インターネット・ビッグデータとの融合—」日本比較経営学会(編)『比較経営研究』第43号、文理閣、90-104頁。

卫娣 2022「中国の技術移転政策と知的財産権問題」竇少杰・横井和彦(編著)『現代中国経済と社会』、中央経済社、149-176頁。

小川英次・牧戸孝男(編) 1990『アジアの日系企業と技術移転』名古屋大学出版社。

大橋譲(2013.11.18.)、「日系電機メーカーの中国との付き合い方」、<https://mag.executive.itmedia.co.jp/executive/articles/1311/18/news006.html>、(最終アクセス:2022.9.3.)。

外務省(2021.10.1.)、「海外進出日系企業拠点数調査」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html、(最終アクセス:2022.9.20.)。

経済産業省 各年版『通商白書』。

高久保豊 2021「中国企業を取り巻く経済・社会体制の移行をどう捉えるか—米中角逐時代のビジネスモデル革新を念頭に—」日本大学商学部『商学研究』第37号、43-58頁。

田中英式 2014『直接投資と技術移転のメカニズム』中央経済社。

田中英式 2017「中国における日経企業の貢献のダイナミズム—パナソニックのケース」高橋五郎（編）『新次元の日中関係』日本評論社、280-298 頁。

董輔祜編 1999『中華人民共和国経済史（下巻）』経済科学出版社。

藤本隆宏・新宅純二郎編著 2005『中国製造業のアーキテクチャ分析』東洋経済新報社。

日経 BP 知財（2005.5.31.）、『止まらない中国・台湾・韓国への技術流出 原因は流出経路の変化と複合課題化』、<http://chiazai.nikkeibp.co.jp/chizai/etc/fpdanalysis20050531.html>、（最終アクセス：2014.9.20.）。

日中経済協会 1983『「第2の10年」への展望と課題：技術と情報の交流枠組みを 中国経済関係調査報告書 日中経報 No. 188』日中経済協会。

日中経済協会 1984『長期安定と合弁協力への課題 中国経済関係調査報告書 日中経報 No. 201』日中経済協会。

日中経済協会 2002『中国貿易投資適正化調査報告書 中国経済関係調査報告書 日中経報 No. 331』日中経済協会。

樊勇明 1992『中国の工業化と外国資本』文眞堂。

範建亭 2004『中国の産業発展と国際分業—対中投資と技術移転の検証—』風行社。

富士通総研 2010「加速する外資企業の対中研究開発進出」、<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/china-research/topics/2010/no-129.html>、（最終アクセス：2021.5.22.）。

潘志仁 2001『システムの海外移転—中国の事例を中心として—』白桃書房。

「松下幸之助がみた中国＜語録＞」 1994『中央公論 平成六年七月臨時増刊 中国ビジネス徹底研究』中央公論社、469-494 頁。

松下幸之助と鄧小平の「君子の約束」、http://japanese.china.org.cn/jp/qshn/2008-11/03/content_16703605.htm、（最終アクセス：2022.9.22.）。

丸川知雄 2007『現代中国の産業—勃興する中国企業の強さと脆さ—』中公新書。

大気汚染を巡るメディア報道の変遷と市民のリスク認知

許 俊卿*

1. はじめに

中国政府は、1972年に中国政府が国連人間環境会議に参加したことを契機に、先進国における環境問題の深刻さを認識しつつ、中国での環境問題に注目しはじめるようになった。翌年の1973年には、第一回全国環境保護会議が開催され、それを受けて、1979年に『中華人民共和国環境保護法（試行）』が制定された。また第二回全国環境保護会議が開催された1983年には、環境保護が基本国策に取り入れられ、その後、水汚染や大気汚染などの各種の汚染に対して、単独法の制定も整備されていった。さらに1989年に環境保護法が再制定され、中国で環境保護の取組が正式に展開されていくことになる。その一方で、2014年には再修訂が行われており、中国にて環境問題が注目されて以来の約50年間における急速な経済発展に伴い、様々な環境問題が顕在化してきており、それに対処する政策規制も次々に策定され、随時完備されていくことが見て取れる。

中でもここ数年、中国の環境問題の中で、広く注目されている問題の一つは大気汚染である。特に、2011年に米国大使館がSNSで中国のPM_{2.5}汚染が非常に深刻であると発信したことにより、中国のPM_{2.5}問題は世界中か

* 大阪大学人間科学研究科・博士後期課程

らも注目を集めている（以下、大使館事件に略す）¹。それに対し、市民のネット上での議論が活発化したことを受け、翌年、中国環境保護部²と国家質量観測検験検疫総局により、従来の PM10 から PM2.5 を導入する「環境大気質量基準」（GB3095-2012）に刷新され、PM2.5 に対する観測や施策が開始されるに至った。その後、2013 年に発生した広範囲のスモッグと高濃度の PM2.5 の検出、さらに 2015 年に公開されたジャーナリストの制作によるドキュメンタリー「ドームの下で」³により、PM2.5 やスモッグに関する議論が益々激化したことが駆動力となり、中国において総合的な大気汚染防止対策の実施が掲げられるようになったのである。

しかしながら、2011 年から 10 年間以上が経過した現在においても、PM2.5 問題に対する注目が低下するような傾向は見られない。その理由として、PM2.5 問題によるリスクが長期的に存在し続ける一方で、その長期化により生じた社会問題により新たなリスクが発生していることも考えられる。過去の大气汚染問題と比較すると、PM2.5 問題の発生メカニズムや発生源の究明に関して、発生源から発生する一次粒子と二次生成粒子に分類されており、とりわけ二次粒子の生成は、複雑で未解明なものが多いと指摘されている（伏見ほか 2011）。そのために、各発生源に対して管理を実行しても完全に問題を解決することは極めて難しい。王・賀（2014）は 1949 年以來の中国で発生した大気汚染問題を整理したことを通して、汚染物質が複雑化し、汚染範囲が拡大し、発生頻度が頻繁になり、生活との関係が緊密になることも指摘している。他方で、上述の大気汚染防止対策の執行に伴い、人々の仕事

¹ 2011 年 10 月に、北京市環境保護局が旧来の基準に沿ってモニタリングした結果では PM10 で示す汚染の程度は「中程度の汚染」であったにもかかわらず、北京における米国大使館により公表された米国環境省の基準に沿った PM2.5 で示した汚染の程度の場合、「非常に深刻な汚染」となっており、両者の結果にギャップが存在することが判明したことである。

² 2012 年当時は環境保護部であったが、2018 年以降は国土資源部などの環境保護部門と統合され、新設された生態環境部に変更した。

³ 2013 年 12 月に、中国の中部と東部の広範囲で、深刻な大気汚染が発生し、スモッグが 10 日間ぐらい持続したことがある。「ドームの下で」は、ジャーナリストの柴静氏が大気汚染の調査報告をまとめたドキュメンタリーである。

や生活に及ぼしていく様々な影響を認識しておく必要もある⁴。つまりこうした実情に鑑みれば、大気汚染のような環境問題はリスク化していくことに他ならない。

一方で、なぜ中国の環境問題が拡大し、深刻化していくかの要因に関して、先行研究に鑑みれば、環境問題の解決のための技術不足や経済発展の過程における構造的矛盾、環境基準の未整備、環境規制の不全、環境意識の欠乏などがしばしば指摘されている（大塚 2011；思 2014）。言い換えると、環境問題の解決は科学技術分野のみならず、行政や司法、市民などの各主体が包括された社会分野の課題でもあることは言うまでもない。それと同時に、上述の PM2.5 のような環境リスクの不確実性により、科学的研究から客観的合理性を与える評価を提供することが難しくなる中で、施策決定の根拠に対して合理性を与えるというリスク評価が十分に発揮できない状況に陥っていると考えられる。それゆえに、単純なリスクアセスメントによって、リスク政策を滞りなく行うことへの困難さが伴い、社会構築的視点から立場を超えたコミュニケーションへの期待は必然のものとなる。

そこで、報告者のこれまでの研究において、中国において社会の実情に即して醸成されてきた各分野のリスク研究を整理し、特に社会構築的立場に立つリスクの捉え方の現状と変容を検討した。その結果、中国におけるリスク研究は、客観的な本質主義の立場から、社会構築的な立場と併存するようになり、さらにリスクが発生するマクロな社会構造の分析から、具体的なリスクを解決するための多元的な解釈へと変化していく動向が伺える。さらにその背景には、中国固有の圧縮された近代化の過程における制度の空洞と社会管理における政府主導の伝統による、社会構造の分析に対する需要があるのと同時に、リスクガバナンスにおける市民参加の求めによる、リスク認知の

⁴ 具体例を挙げると、大気汚染を改善する対策の一つであるナンバープレート規制がある。すなわち、ナンバープレートの末尾の数字により、走行が禁止される曜日が決められることである。それにより、人々の外出活動に影響が及ぼされるという。

研究への促進も見られる⁵。すなわち、市民のリスク認知の視座から、より実践的に検討していく必要性が浮上した。それゆえに、本報告は、PM2.5問題を事例として取り上げ、市民のリスク認知を切り口に、リスクに対処していく方法を模索していくことを試みる。

2. 研究の視座と分析の枠組み

どのように市民のリスク認知を研究していくかに関して、まず中国においてそれを研究する分野を確認しておきたい。すなわち、心理学以外に、リスク伝播学⁶という特殊なものが存在する。これは西洋で提唱されているリスクコミュニケーションとは異なり、中国なりの特徴が明確である。中国ではメディア報道が規制されているので、リスクガバナンスの立場に鑑みれば、施策者の意図を市民に伝達するための重要な媒介として位置付けられている。それゆえにリスクに対処する市民の力を結集するために、メディア報道を通して、施策者の意図を市民に円滑に伝達し、市民のリスク認知と行動参加を促進することが重要となってくると言える。よって中国では、リスクの構築と伝達におけるメディア報道のあり方を研究するリスク伝播学が形成されているのである。それゆえに、報告者は、市民がどのようにリスクを認知するかを研究するためには、メディア報道との関連性を重視しなければならないと考えた。

それを踏まえて、次に本報告で取り上げた PM2.5 問題に限定し、それをめぐるメディア報道とリスク認知の先行研究を整理し、議論していく⁷。

⁵ その詳細に関しては、許ほか（2022a）で論じているので、参照されたい。

⁶ リスクコミュニケーションは、中国語で訳すと、「风险沟通」と「风险传播」というように、二つ存在している。ただし、この二つの言葉に関して、前者は、双方向のリスクコミュニケーション、すなわち元々意味する通りであるが、後者は、中国なりの意味を持つ。これらを区別するために、リスク伝播という言葉を使用するとした。

⁷ 報告者のこれまでの研究、許ほか（2022b）で述べている先行研究の分析に基づき加筆した。

1) メディア報道に関する先行研究

関連先行研究では、気象報道（徐 2015；彭 2013）や科学技術の報道（陳 2013）、環境問題の報道（包 2012）などの立場から PM2.5 問題のメディア報道に対する考察が試みられている。ただし、ここでは、PM2.5 問題と関連する報道がどのような類別に属するかを検討することではなく、メディアがどのように PM2.5 問題をフレーミングするか、またメディアフレームがどのような影響を及ぼしていくかに重点が置かれている。そうした点に関する研究では、一種類のメディアあるいは多種のメディアで掲載された報道が研究対象とされ、メディアフレームが分析されながら、相互比較や経時的変化が考察されている。それを通して、PM2.5 問題がフレーミングされる上でのメディアの意図や社会世論への影響が推察されている。

その中で、趙・関（2013）は、2011 年 10 月 28 日から 12 月 22 日の期間に Sina News⁸に転載されている PM2.5 問題の報道を対象に、報道議題や情報源等の分析を通して、はじめて報道フレームをまとめている。その結果、PM2.5 問題が注目された初期の場合、PM2.5 問題の各地の状況、政策設定のプロセス、データ公開の理由の説明は、全ての報道議題の中で上位の三位にあることが分かった。また当時、ブームとなった PM2.5 問題の数値観測とデータ公開の制度化をめぐり、各主体間における一致とコンフリクトの報道フレームが使用されることも明らかとなった。具体的には、制度化していく傾向は政府や市民等の主体間で一致しているものの、誰がデータを公開するか、公開するならば誰が不利益を被るか等においてコンフリクトが発生していることである。それらを通して、市民の健康と権利の保護が報道の中心的な位置づけであることを強調している。こうした点を踏まえ、曾ほか(2014)は、報道期間と報道議題の分類を拡大し、2011 年 10 月から 2013 年 8 月の期間に『人民日報』、『南方都市報』、『科技日報』に掲載された報道を分析している。これら三つの新聞社は、それぞれ政府、市民、専門家の立場を代表

⁸ Sina News は中国で創立が早く、利用者数が多いウェブニュースのサイトである。

できるゆえに、異なる立場から PM2.5 問題をフレーミングしていることが報道議題や情報源等の分析から実証されていると言える。一方で、時間が経つにつれて『南方都市報』が使用するフレームが、他の二社に使用されることを見いだしている。すなわち市民の視点に立つ報道が強調されていくことを示唆している。

それ以外にも、李・史（2014）は、『人民日報』に掲載された 2006 年から 2013 年におけるスモッグ報道の分析を通して、スモッグに対する注目度や報道内容の多様性の向上、世論誘導における社会の役割の発揮を強調すると同時に、政治化の傾向を指摘している。白・韓（2018）は『河北日報』と『新京報』に掲載された報道を比較した上で、環境リスクとしてフレーミングする上での政治化する傾向の一致性も指摘している。一方で、王（2014）は、人民網の報道で構築した各主体の責任を分析した結果、各主体の責任が曖昧化されることや、世論からスモッグ気象が発生する深層的な原因に対する追究を緩和する傾向を発見している。とりわけ政府の責任が弱まり、市民にも起因するゆえに、市民の協力を促進させる傾向が見られる一方で、組織化された無責任を引き起こす恐れが生じるという課題も指摘されている。

2) リスク認知に関する先行研究

上述のように、メディア報道の中で政治化する傾向と市民の視点を強調する傾向が見られるものの、市民がどのようにメディア報道により発信される情報を享受し、PM2.5 問題のリスクを認知しているかについて確認する必要性が出てくる。近年の PM2.5 問題を巡るリスク認知の研究は、主に心理学的な手法に基づき、アンケート調査で全国各地域の認知の現状と差異等を考察しているものが多い。例えば、張ほか（2017）は、北京市海淀区の住民を対象として、スモッグに対する感覚や認知、責任意識、対策意識を調査した結果、スモッグに対する認知がここ数年向上しているが、スモッグの生成原理に対する認知が限られているため、それに対応する対策意識が高くないことを明らかにしている。それ以外にも、河北省唐山市（張ほか 2016）や、黒龍江省ハルビン市（康・孫 2017）、江蘇省南京市（丁ほか 2016）等での

調査研究も見られる。

一方で、PM2.5 問題のリスク認知の影響要素を検討する研究は、いまだ少ない現状にある。その中で、曾ほか（2015）は、北京市と南昌市でアンケート調査を実施し、情報源への信頼度、すなわち、政府、メディア、専門家、非政府の組織への信頼度から PM2.5 問題の健康リスクに対する認知への影響を考察した結果、統計的に有意な結果が現れたとする。また洪・王（2018）は、2013 年に実施された第二期の中国総合社会調査のデータを用い、スモッグ問題の深刻さに対する認知と報道数、メディアの使用頻度との関係について検討した。その結果、報道数が多ければ多いほど、汚染がより深刻であると認知していることが分かった。さらに、報道量自体が、メディアの利用頻度から深刻さの認知への影響を調整していること、すなわち報道量の増加に伴い、メディアの使用頻度が深刻さの影響に与えるプラスの影響がより強くなることを解明している。それ以外に、スモッグ問題は、地震、遺伝子組み換え食品とともに、常に代表的な環境リスクとして位置づけられ、そのリスク認知の構造が考察されている。馬ほか（2017）は、これらのリスク認知と知識量、被害経験との関係をアンケート調査により考察し、リスク認知と知識量との正の相関を検証している。また余・張（2017）は、頻繁に報道される情報内容と個人がほしい報道内容の間にあるフレームギャップの存在を実証し、さらにスモッグ問題のフレームギャップが最も大きいことを見いだした。そこではフレームギャップからリスク認知への影響を考察した結果、スモッグにおけるフレームギャップは、リスクの未知性認知との間に直接的な因果関係が観察されるのと同時にリスクに対するネガティブな感情を介してリスクへの恐怖の認知に影響を及ぼしているとしている。

以上、先行研究の精査により、メディア報道の内容や傾向、リスク認知の現状や影響要因がそれぞれに確認されているものの、具体的にどのようなメディア報道の内容によりどのようにリスク認知が形成され、変化されるかという、メディア報道の内容とリスク認知への影響を対応させながら包括的に研究する視角が、いまだ検討されていないと言える。言い換えれば、実生活の中で、市民がどのようにメディア報道を享受し、どのように PM2.5 問題

のリスク認知を形成するかについての一貫性のある構造は明らかにされていない。それはある意味において、中国における市民のリスク認知を研究する上での、市民の認知フレームが見過ごされている課題と結びついている。

上述のように、PM2.5 問題のようなリスクに対処するためには、市民の力が重視されつつある。それにもかかわらず、市民がどのようにメディア報道を解釈するかという現実が見過ごされている。メディア報道は施策者と市民をつなぐ重要な媒介であるので、メディア報道とリスク認知の実証研究の結果を根拠にしなければ、有効なリスク伝播やリスクガバナンスが実施されにくいのではないだろうか。それゆえに、メディア報道の分析と心理学的調査を統合して、市民がどのようにメディア報道を収集し、解釈した上で、リスク認知を形成するかを検討し、現実に戻元することが極めて重要となると考えた。そこで、本研究は、市民の主体性を意識しながら、双方向的なリスクコミュニケーションの視点から、PM2.5 をめぐるメディア報道とリスク認知の関連性の解明を目指していく。

具体的な分析の枠組みに関して、まずメディア報道の分析の再考から着手していく。先行研究の多くは、2011 年の大使館事件が発生して以降の短期間内で掲載されたメディア報道を対象に考察している。しかし、短期間内のメディア報道のみに着目すると、PM2.5 問題のリスクの複雑性が見過ごされ、またメディアがこのような問題を報道する際の特殊性や変革性が見逃されがちになると考えられる。中国において、環境問題に関する報道は 1970 年代から始まり、社会構造や社会的要請に呼応させながら変化してきている。つまり大気汚染問題はなじみのない話題というものでもなく、それに対する報道の方式や市民の認知も常に変容しつつあると考えられる。よって、大気汚染問題の報道からの流れを汲みつつ 2011 年前後のメディア報道を比較することを通して、PM2.5 問題におけるメディア報道の特徴とその裏にある意図を推察していく。

続いて、メディア報道とリスク認知の関連に関して、本研究はメディア報道を分析した上で、実証研究を通して応答させていく手法をとっている。一方で、既存研究では、いまだ体系的な方法論が確立されていない。また先行

研究では、二者間の因果関係の考察がほとんどであり、情報を受け取ってから再解釈するというように、現実の中で行われている市民の主体的プロセスが反映できていない懸念が残る。そこで、先行研究の成果を踏まえた上で、「独自の分析モデル」を設定し、その実証を試みていく。さらに PM2.5 問題の地域的差異や経年的変化を考慮した上で、物理的環境と生活経験による、メディア報道とリスク認知の関連性への影響も包括的に見ていくこととする。本報告は、メディア報道の報道数と報道内容の変遷、また市民のリスク認知に関する調査の結果の一部を取り出し、話題を提供する。

3. 大気汚染問題の報道から PM2.5 問題の報道への変化

本章では、メディア報道の分析を通して、大気汚染問題の報道から PM2.5 問題の報道への変化を分析した結果を述べていく。具体的には、政府の立場を代弁する『人民日報』を用いて、長期的スパンとして大気汚染問題の発生時期まで遡り、「1970 年代から 2011 年までの約 40 年間に掲載された大気汚染問題の報道」と、「PM2.5 問題が激化して以降の 2012 年から 2016 年にかけて掲載された PM2.5 問題の報道」を対象として、内容分析をもとに比較検討していく⁹。

1) 大気汚染問題の報道の歴史的変遷

⁹ その詳細に関しては、Xu et al. (2018 ; 2019) で論じているので、参照されたい。

過去 40 年間の報道数の変遷を定性的に把握するため、報道の掲載日付に即し、図 1 に毎年の報道数による変化を描写した。

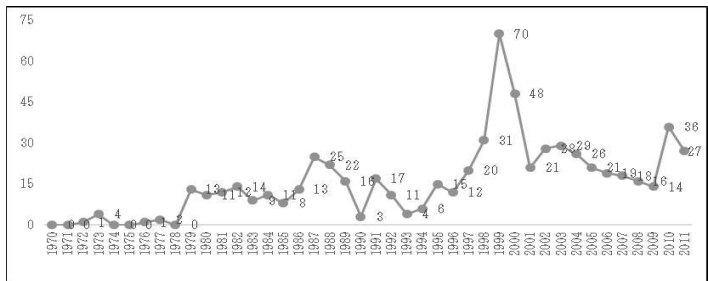


図 1 1970 年から 2011 年までの大気汚染問題の報道の年別分布図

これらから把握できるように、過去 40 年間に、1972 年に、大気汚染問題に関する報道がはじめて出現したことが見られる。また 1980 年代に入ると、報道数が一気に増加し、それ以降に徐々に増えていく傾向が示されている。

報道内容の変遷について、国際議題と国内議題に分けて描いていく。まず各年代における国際議題の特徴を考察するために、それが占める割合や取り扱う問題などを表 1 にまとめた。

表 1 大気汚染問題の国際議題に関する報道の各年代の特徴

年代	1970 年代	1980 年代	1990 年代	2000 年以降
割合	30.95%	31.56%	20.44%	7.59%

報道 議題	他国の汚染状 況と被害紹介 (21.43%)、 他国の処理経 験参考 (9.52%)	他国の汚染状 況と被害紹介 (18.44%)、 他国の処理経 験参考 (13.12%)	他国の汚染 状況と被害 紹介 (6.54%)、 他国の処理 経験参考 (7.91%)、 国際協力 (5.99%)	他国の汚染 状況と被害 紹介 (0.99%)、 他国の処理 経験参考 (2.97%)、 国際協力 (3.64%)
取り 扱う 問題	日本の公害問 題と気候変動 問題	酸性雨被害と 気候変動問題	－	－

国際議題の割合から見ると、1990 年代に入った後、報道が減少したことが分かる。報道内容に関して、1970 年代は、日本の公害問題と世界的な気候変動問題に関する汚染状況と被害の紹介が多くて、1980 年代は、酸性雨と気候変動問題における他国の処理経験の紹介が増えたことが見られる。1990 年代以降、国際協力に関する報道が出現するようになった。こうした国際議題の変化に鑑みると、国内の大気汚染問題へ視点の転換と問題解決に向ける国際協力への期待が受け取る。

国内議題に関して、汚染事実や技術革新、政府行為という三つのカテゴリーから、各年代における報道数をそれに沿って分類し、図 2 で示した。

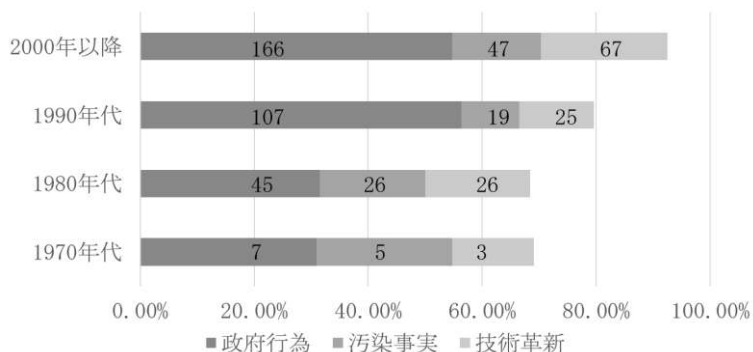


図2 各年代で政府行為、汚染事実、技術革新の議題の報道数と割合

その中で、政府行為に関する報道数の割合が最も高いことが見られる。それは、『人民日報』は、もともと中国共産党の機関紙という理由もある。一方で、そこから大気汚染に対する政府の重視の姿勢も読み取ることができる。それ以外に、注目したいのは、汚染事実に関する報道数の変化である。関連報道が占める割合は小さいが、報道数からみると、実に発生している大気汚染問題への注目が高まったことが分かる。

以上のことにより報道の変遷をまとめると、1970年代には国際議題を中心に、知識普及の報道が多いことから、環境に対する認識の導入や市民の注目を集めることが目的であると推察できる。1980年代に、国外の酸性雨と温暖化問題に関する状況と政策の紹介以外にも、国内の工場で使う石炭による大気汚染を処理する国内政府の行動に関する報道が開始した。すなわち、大気汚染問題に対して、政府の具体的な行動が見られる。さらに1990年代に入ると、国内における汚染とその政策に視点が転換し、とりわけ自動車排ガスによる煙汚染や黒い霧汚染がよく取り上げられた。中央政府の行動を報道するだけでなく、地方で汚染処理結果についても大幅に報道された。また市民参加を呼びかける報道の数も増え、社会全体に参加を求める傾向が示される。21世紀以降の報道で、複合型の大気汚染が主な問題として取り扱われており、また市民の生活と関連する汚染源が指摘されるようになった。政

府を中心とする報じ方が変わらないが、市民にさらに近づいていく傾向が受け取る。

2) PM2.5 問題の報道の特徴

PM2.5 問題の報道に関して、上述と同様に報道の掲載日付に基づき、2012 年から 2016 年までの 5 年間で、毎年報道数を表 2 にまとめた。

表 2 2012 年-2016 年の毎年の PM2.5 問題の報道数

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
分析対象数	80	172	132	112	78

2011 年の大使館事件を境として、PM2.5 という話題が広く知られるようになり、報道数が急増したことが見て取れる。一方で、2013 年以降、報道数が徐々に減少している傾向もある。ただしこれは、PM2.5 問題に対する関心や重視の程度が下がったことを意味するわけではない。その理由に関して、一つは、2013 年当時、中国全土で広範囲のスモッグが発生したことにより、PM2.5 問題に対する注目がブームとなったことであり、もう一つは、政策の策定や執行から考えると、おおよそ 2012 年に行動が醸成されたが、2013 年に発生した事件などにより、最高潮に達し、それ以降一般化していくことである。

報道内容に関して、毎年の議題別の報道数の割合を示す統計表（表 3）を作成した。

表 3 PM2.5 問題の報道議題に関する毎年の分類統計

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
汚染原因	6.88%	10.17%	4.55%	2.68%	1.28%
汚染現状	2.50%	15.12%	12.88%	20.98%	16.67%

観測	25.00%	4.36%	4.92%	1.79%	5.77%
緊急対応	1.25%	6.69%	2.27%		0.64%
防止	22.50%	18.90%	20.83%	22.32%	15.38%
監督		0.87%		2.68%	12.18%
予告報道	2.50%	1.16%	2.27%	2.68%	1.92%
行動効果	1.88%	2.62%	4.92%	15.18%	8.33%
根本的原因	16.25%	4.65%	10.23%	9.82%	8.97%
市民、企業に起因		6.40%	3.41%	2.68%	3.85%
提議	6.25%	8.72%	9.85%	6.25%	8.97%
社会影響	1.25%	5.52%	9.09%	1.79%	3.85%
市場影響	5.00%	12.21%	11.74%	8.48%	7.05%
その他	8.75%	2.62%	3.03%	2.68%	5.13%

汚染事実に関して、2012 年以降、汚染現状の報道が占める割合が増加したことがわかる。おそらく 2012 年に、「空気質量新基準第一段階観測実施案」に基づく PM2.5 に対する観測の実施により、その質量濃度や汚染の深刻さが明らかとなったからであると考えられる。

各主体の行動に関して、政府の行動以外に、専門家や市民、企業の行動も報道されている。またメディアによる予告報道が見られる。その中で、政府行為の観測、緊急対応、防止、監督の議題に関する報道の割合の変化を確認すると、防止の報道の割合は毎年同じ程度であるが、他の議題の割合は毎年、政策の行動と高度に一致する傾向が示される。さらに、原因や責任の追及に関して、政策の策定や執行における課題だけでなく、市民や企業の行動で協力が不十分であることも指摘されている。

影響に関して、従来の大気汚染問題の報道では健康や生態に対する被害がよく報じられているのに対して、PM2.5 問題の報道で新たに市場や社会への

影響への影響が加えられている。特に、風聞や誇張された情報を是正する報道が出現してきた。前述で触れたように、PM2.5 問題はリスクであるため、その不確実性により、風聞が生じやすく、社会問題となりやすいからである。それ以外にも、PM2.5 を削減させる制度により、花火が禁止されたり、工場が移転させたりすることのような、市民の生活に及ぼす影響も報道されている。その割合に関して、2013 年と 2014 年は比較的に多く、おそらく当時、深刻なスモッグと頻繁な政策の執行の影響があると推察できる。

以上の結果に鑑みれば、まず、PM2.5 問題をめぐる報道の数の変化、すなわち 2013 年までに急増する一方で、それ以降減少していくという変化は、社会的事件の発生による注目の急増と政策の執行と密接に関連していることが理解された。また、報道内容の分析を通して、PM2.5 問題が構築される際には、環境汚染の事実だけでなく、社会や市民に及ぼす影響、それに対応する各主体の行動が描かれている。特に各主体の行動を報じる上では、政府の施策と高度な一致性を保つのと同時に、PM2.5 問題が対応しにくい本質まで掘り下げていく傾向が示された。すなわち、PM2.5 問題を、環境問題を超えて社会問題や科学技術の問題としても位置付けようとする報道の立場が伺える。

3) 大気汚染問題の報道から PM2.5 問題の報道への変化

PM2.5 問題は、過去の大気汚染問題と共通する部分があるのと同時に、独自の特殊性を持つことは言うまでもない。例えば、問題が発生する規制や影響範囲の不確実性、ソーシャルメディアで暴露されたことによる高い注目度などが挙げられる。そのため、それぞれをめぐるメディア報道にも同じ傾向が示された。つまり、PM2.5 問題のメディア報道は、過去の大気汚染問題の報道の特徴を継承しながらも、新たな変化を起こしていた。

大気汚染問題の報道から継承した特徴に関しては、汚染の状況だけでなく、被害や対策など、多角的に問題を構築していることが挙げられる。またメディア報道を通して、市民の行動参加を呼び掛ける傾向は共通である。上述したように大気汚染問題の報道の歴史的変遷を考察した結果、21 世紀以降、

生活との距離を縮め、市民に近づいていく傾向があることを指摘した。こうした前提の下で、PM2.5 問題のメディア報道は、市民の認知や行動への影響により注意を払い、さらにそのように変化したことが見られる。

メディア報道を分析した結果からみると、PM2.5 問題をめぐる毎年の報道数は大気汚染問題よりはるかに上回っている。報道内容は、影響議題や汚染現状の議題、他の主体の行動の議題、特に被害の予告、問題の本質の深堀のことが新たに出現している。その変化をまとめると、まず、観測されたデータや科学的な研究成果を用いることにより報道の科学性が強化されたことである。PM2.5 の質量濃度が観測されて以来、メディア報道は開示されたデータを引用し、汚染の深刻さを図表で可視化している。このように、報道の科学性を確保すると同時に、汚染を科学的に認知させるように導引することもできている。次に、環境問題を超越する報道の社会性が強調されたことである。PM2.5 問題の不確実性により、うわさが流されやすく、社会問題になったことがあり、また政策の執行により、新たな問題が生じられ、社会上で議論が巻き起こったこともある。そのため、PM2.5 問題を報じる際に、うわさの是正や政策の妥当性の検討、問題の責任の追及のような社会的な内容を言及することが見受けられる。加えて、市民へアプローチする方法が多様化したことが挙げられる。予告報道を提供したり、政策を解説したり、市民の質疑に回答したりする報道を通して、市民のニーズを充足させる試みが見られる。

4. 市民の PM2.5 問題に対するリスク認知

以上のように、メディア報道がどのように PM2.5 問題を構築しているかを考察してきたが、本章では、市民がどのようにメディア報道を収集し、PM2.5 問題のリスクを認知しているかに関して、アンケート調査とインタビュー調査の結果を述べていく。具体的には、2021 年 3 月に、北京、河北、上海、黒龍江、それ以外の地域という 5 つの地域の住民（2700 人対象）に対して、オンラインにてアンケート調査を実施した。また独自の分析モデル、

すなわち情報収集行動を独立変数とし、リスク認知を従属変数とした上で、主観的知識量を媒介変数に、情報源への信頼と報道効果への評価を調整変数として導入したモデルを用いて、データを分析した¹⁰。インタビュー調査に関して、2022年3月に、「PM2.5問題をめぐる情報収集行動とリスク認知の変化」という主題を巡り、PM2.5の汚染状況が深刻である京津冀地域の居住歴と、PM2.5問題によるスモッグの経験を有する6名の調査対象者に対して、半構造化インタビュー調査を実施した¹¹。

1) アンケート調査の結果から見る情報収集行動からリスク認知への構造

記述統計により、PM2.5問題のメディア報道と市民の情報収集行動の間にズレの存在が確認できた。すなわち大量なPM2.5問題の関連情報に囲まれる状況に直面しているにもかかわらず、市民が自分自身の需要に応じて、独自の選択をしていることがわかる。一方で、本報告で特に強調したいのは、図3で示しているような、情報収集行動からリスク認知への構造である。

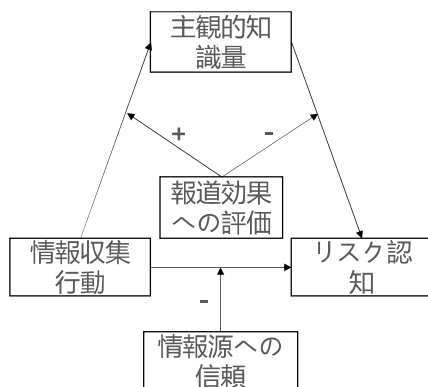


図3 PM2.5問題の情報収集行動からリスク認知への構造

統計分析の結果により、まず情報収集行動からリスク認知への直接効果と、

¹⁰ その詳細に関しては、許ほか(2022b)で論じているので、参照されたい。

¹¹ その詳細に関しては、許ほか(2022c)で論じているので、参照されたい。

主観的知識量を介する間接効果の存在が検証された。すなわち、情報に触れた後、直接的にリスク認知の向上につながる部分と、それを知識として受容してからリスク認知の向上に転換する部分が共に存在している。市民が受動的にリスク認知を形成するのではなく、その中で自分が置かれる状況や自らの経験等により情報を消化するプロセスがあると考えられる。またその関連に対する情報源への信頼と報道効果への評価の調整効果に関して、情報源への信頼は情報収集行動からリスク認知への直接効果を抑制するが、報道効果への評価は間接効果の前半、すなわち情報収集行動と主観的知識量の関連を促進しながらも、後半の主観的知識量とリスク認知の関連を抑制していることが認められた。すなわち、情報源への信頼が高く判断されると、メディア報道で得た情報からリスク認知へのプラスの影響が弱くなることが見て取れる。他方で、報道効果が高く評価されると、得た情報から知識の向上が促進される一方で、知識からリスク認知へのプラスの影響が弱くなることが示される。以上で述べたように、情報収集行動とリスク認知の関連において、情報の受取以外に市民が情報を再解釈するプロセスの存在と、市民と送信側の相互関係が及ぼす影響が明らかとなった。すなわち、メディア報道で伝達された情報をそのまま受け止めるのではなく、自分が置かれる状況や送信側との相互関係に基づき、自ら情報を選択してから、その中身を再構成するといった市民の主体的な認知過程が見出されたのである。

2) インタビュー調査から見る情報収集行動とリスク認知の変化

調査の結果により、長年に渡り、PM2.5 問題に対する情報収集行動とリスク認知が変化しつつあることが見られる。特にリスクを認知する過程において、リスクの発生可能性や深刻さに対する感覚がそれほど変わらない一方で、影響に対する感覚と不安の変化が調査の中で明らかにした。その変化に関して、PM2.5 問題に触れた初期と、PM2.5 問題の長期化という 2 つの段階に分けることが可能になった。続いて、PM2.5 問題のリスクに対する不安を手がかりに分析してきた、情報収集行動とリスク認知の変化のプロセスを描いていく。

PM2.5 問題に気付いた初期において、外がきれいに見えないことや息苦しさを感ずること、気持ちがよくないことのような自分自身のスモッグの経験、また多くのメディア報道と授業での言及により、PM2.5 問題に対するリスク認知が形成されはじめた。またこの時期の不安は、健康にどのような被害を及ぼすかの心配と、受動的に被害を受けるしかない無力から構成されている。その後、こうした新しいリスクに対して、自分を守りたい気持ちや知りたい気持ちで自発的な情報収集が始まった。情報収集がすればするほど、汚染の経緯と対策に関する知識量が高まり、またそれにより、汚染が深刻な時期にマスクを着用したり、他の地域に移動したりするような、リスクの回避行動が取られるようになった。このように、情報の把握とリスクの回避を通して、健康被害に対する不安が緩和していった。

一方で、PM2.5 問題が長期的に存在するため、それに対するリスク認知が徐々に複雑化していく傾向も見られる。その中で、PM2.5 問題に対処する大量の政策の執行は大きな影響を及ぼしたと言える。まず、政策の執行により、スモッグの発生が減少し、空気質が良くなった効果が現れた。また渋滞問題の緩和や生活環境の改善などの効果も感じられた。それゆえに、PM2.5 問題に対する関心が下がり、健康面の不安がさらに低減していった一面が明らかとなった。しかしそれと同時に、政策が執行されるプロセス中、仕事や生活に影響がもたらされた一面もある。例えば、仕事との関連の拡大や外出の不便、経営への支障、汚染の拡大が挙げられる。これらの影響により、PM2.5 問題との距離が再度に縮み、それに対する関心が再燃し、認識が再構成された。その後、再度の情報収集行動が開始した。ただし、再度の情報収集行動において、収集した情報の内容と情報源が変わった。PM2.5 問題に関連する政策の執行による影響の拡大以外にも、過去のことや他の事件から蓄積してきた経験が原因となった。具体的にいうと、PM2.5 問題に関する情報を再度、探す際には、信頼できる情報源を選択したり、できるだけ情報を深く掘り下げたりする傾向が示された。その上で、政策が策定される合理性に対する疑いや、執行されるプロセスにおける一律的な処理から生じた不安、執行の効果に対する不満などの社会面の不安が次第に生じた。さらに汚染現状の改善

に疑問を投げかけ、健康面の不安を増幅させた。他方で、こんな状況の中でも、理解ができたこともある。目に見える政策の効果がこのような考え方に導くのと同時に、問題自体の複雑性に関する考慮も影響している。すなわち、政府の立場と交換しながら、PM2.5 問題を俯瞰すると、問題自体の不確実性や政策の策定と執行の複雑性などを考えた上で、理解ができたのである。

このように、PM2.5 問題のリスクの長期化の中、不安が緩和することもあり、増幅することもある。また様々な政策の執行に伴い、このプロセスが常に繰り返しており、市民の心理的变化も常に矛盾しながらも累積していくのである。結局、PM2.5 問題の長期化につれて、不安が緩和したかまたは増幅したかを判断することは言い切ることは難しくなっている。すなわち、地域住民の一人ひとりが PM2.5 問題のリスクを認知する際に、生活経験に基づき、それなりの時間軸や情報源、認知の仕方などをもつことがわかる。それにより、情報収集行動とリスク認知の関連性の結果が多様になることが推察できる。

5. 終わりに

以上のように、PM2.5 問題の報道を、大気汚染問題のメディア報道と比較すると、報道内容の豊富さや市民参加の促進などで共通している一方で、その変化に関して、報道の科学性の強化、社会性の強調、市民へアプローチする方向性の多様化が見られる。メディア報道において、なぜこのような変化がもたらされたのかの原因に関して、PM2.5 問題のリスクとしての特性を考えた上で、リスク対処における市民のニーズを受け入れることと、市民参加を導引する政府側の意図が共に作用していると推察された。過去における大気汚染問題のメディア報道において、知識の普及や政策の開示などにおいて政府が主導する傾向は明らかであったが、PM2.5 問題においては、市民や社会の情報に対するニーズも大きく影響したことがあると考えられる。その同時に、リスクに対処していく中で、政府が主導する施策に対して市民の行動参加が要求されるため、市民の情報ニーズを充足させ、リスクを科学的に認

知らせ、協力と呼びかける意図もメディア報道に顕在化していることも分かる。すなわち、メディア報道は施策側と市民の間の媒体として、市民のニーズを迎合したり、またその背後にある施策側の意図を伝達したりする役割を果たしている。

一方で、メディア報道とリスク認知の関連性を分析した上で、市民の情報ニーズが十分に満たされているか、また施策側が図る通りに、市民に科学的なリスク認知を形成させるかに関しては、なお疑問を抱える余地があると考えている。さらに PM2.5 問題のリスク認知は、政府や市民などの各主体の間でズレが存在する恐れも伺える。

特に、市民のリスク認知は、実際の物理環境と生活経験に大きく依存し、また多様に存在しているという事実を、本報告で示されている結果を基に強調したい。PM2.5 問題が暴露されてから、10 年間以上が経過した。その間で、初期に未曾有のリスクがもたらされた健康被害に対する不安から、長期化につれて、関連政策の執行により生じた社会リスクに対する不安と重層化しながら変容したことが分かった。また市民は、政策と生活のジレンマを感じたことにより、自分自身の過去や現在の経験に基づき、特定の情報源や情報内容を選択し思考した上で、リスク認知に影響する方式が示された。

こうした状況は、まさに社会転換期に位置する中国が様々な顕在化してくるリスクに直面している中での課題とは対応している。中国のリスク社会の特徴に関して、多発性、複合性と連鎖性、発生プロセスの不明瞭性、リスク分配の集中化と両極化という 4 点がある（許ほか 2022a）。本報告で見えてきた PM2.5 問題のリスク認知において、特に環境リスクと社会リスク、過去のリスクと現在のリスクの複合と連鎖が明らかとなった。すなわち、目の前の PM2.5 問題という環境リスクを認知する際には、過去の環境リスクや社会リスクの経験からの影響を受けながら、その制度に関する社会リスクの認知を派生したことにより、複合的な状態が形成したのである。また政府という単一の主体が主導する現在のリスクガバナンスが直面する苦境も反映されている。リスクに対処するために、多くの政策が執行されても、リスクの不確実性により、期待の効果が達成しにくい。しかしそれと同時に、市民

と他の主体が影響を受けており、制度と生活のジレンマに陥りやすい。それゆえに、どのようにリスクを認知すべきか、またどのように各主体のお互いの関係を調和していくかのような問いを、考え直す必要性が浮上する。本報告をきっかけに、今後に向けて、どのように大気汚染問題に対処していくかを、共に考えていくことを期待している。

引用参考文献

和文

大塚健司 2011「中国の環境問題をめぐるガバナンスの構図」中国環境問題研究会（編）『中国環境ハンドブック 2011-2012 年版』蒼蒼社、50-61 頁。

許俊卿・胡毓瑜・三好恵真子 2022a「中国における社会・文化的に構築されるリスクに関する研究の変容と今後の展望」『Co*Design』11、59-75 頁。

許俊卿・胡毓瑜・三好恵真子 2022b「中国における PM2.5 問題に対する情報収集行動とリスク認知に関する実証的研究—リスク認知の構造の内に見出された個人の主体性にまつわる検討—」『アジア太平洋論叢』24、61-79 頁。

許俊卿・胡毓瑜・三好恵真子 2022c「PM2.5 問題に対するリスク認知の構造に内在する主体性に関する考察」日本生活学会第 49 回大会梗概集。

思沁夫 2014「中国の環境問題—リスク、保護、共働—」『OUFC ブックレット』2、7-32 頁。

伏見暁洋・森野悠・高見昭憲・大原利眞・田邊潔 2011「PM2.5 の実態解明に向けて—最近の研究と今後の課題—」『大気環境学会誌』46（2）、84-100 頁。

欧文

Junqing XU, Yuyu HU, Emako MIYOSHI 2018 “A Consideration of Media Environment Regarding Air Pollution Problems in China: Based on the Content Analysis of the Reports of “People’s Daily” from Jan. 1,1970 to Nov. 30,2011”, *International Joint Conference on Information, Media and Engineering 2018*, pp.211-214.

Junqing XU, Yuyu HU, Emako MIYOSHI 2019 “A Reconsideration of Newspaper Reports Regarding PM2.5 Problems in China under the Perspective of Risk Communication: based on the content analysis of the reports of “People’s Daily” from Jan.1,2012 to Dec.31, 2016”, *International Joint Conference on Information, Media and Engineering 2019*, pp.144-148.

中文

白贵・韩韶君 2018「从雾霾风险议题处理看主流媒体环境议题的建构原则及定位——基于《河北日报》与《新京报》的比较研究」『新闻大学』3、53-59 頁。

包玉青 2012「论环境新闻报道的新特点——以《解放日报》的“PM2.5 报道”为例」『今传媒』8、38-39 頁。

陈丽 2013「PM2.5 科技新闻报道策略研究」『科技传播』2013-11 下、1-3 頁。

丁润冲・王理峰・刘璐・刘颖 2016「南京市民对 PM2.5 健康风险的认知及行为选择」『体育科技』37(5)、64-65 頁。

洪伟・王书言 2018「洁净与危险——文化人类学视角下的空气污染感知」
<https://www.harvard-yenching.org/research/hyi-working-paper-series-hong-wei-and-wang-shuyan/> (2021 年 11 月 19 日にアクセス)

康成・孙艳 2017「哈尔滨居民对大气颗粒物 PM2.5 的认知、态度和行为调查」『卫生职业教育』35(15)、126-128 頁。

李浩鸣·史公军 2014「中国主流报纸雾霾报道的框架构建——基于《人民日报》2006年至2013年报道的内容分析」『传媒观察』2、31-33頁。

马睿珊·孟维浩·薛博雅·孙翌洋 2018「京津冀地区党报雾霾报道研究（2003-2017年）——以《北京日报》《天津日报》《河北日报》为例」『采写编』1、159-164頁。

马雪怡·马旭·刘敏 2017「环境风险感知差异和风险沟通」『新闻论坛』6、72-77頁。

彭耕耘 2013「从雾霾报道看气象新闻的拓展」『中国记者』3、104-105頁。

王冰·贺璇 2014「中国城市大气污染治理概论」『城市问题』12、2-8頁。

王庆 2014「媒体归因归责策略与被“雾化”的雾霾风险——基于对人民网雾霾报道的内容分析」『现代传播』12、37-42頁。

徐鹏 2015「新时期报纸气象新闻报道研究——以《新京报》“雾霾天气”报道为例」『资治文摘』3、40-41頁。

余红·张雯 2017「媒体报道如何影响风险感知——以环境风险为例」『新闻大学』6、113-124頁、155頁。

曾繁旭·戴佳·郑婕 2014「框架争夺、共鸣与扩散——PM2.5议题的媒介报道分析」『科技传播』1、173-178頁。

曾贤刚·许志华·虞慧怡 2015「基于信息源信任度的PM2.5健康风险认知研究」『中国环境科学』35(10)、3157-3165頁。

张恒·朱睿·邓子凡·姚建宇·王茜 2016「唐山市民对雾霾的认知及防霾行为调查」『环境卫生学杂志』6(3)、190-194頁。

张君·孙岩·陈丹琳 2017「公众理解雾霾污染——海淀区居民对雾霾的感知调查」『科学学研究』35(4)、491-499頁。

张扬 2014「京沪穗三地雾霾报道的框架分析——以《北京晚报》《新民晚报》《羊城晚报》为例」『新闻记者』1、88-92 頁。

赵士林·关琳子 2013「“PM2.5 事件”报道中的媒体建构」『当代传播』1、58-60 頁。

激動する時代を生きる農民一人ひとりの 葛藤と主体的選択

張 曼青*

1. はじめに

筆者は、中国の長江南岸の小さな内陸農村の出身であり、大学に進学するまでの18年間はずっと田んぼとクリーク（小運河）に囲まれた暮らしを送ってきた。その後、2017年に日本の大学院に進学し、改めて自分の育ってきた中国の農村についての関心を深める中で、研究に取り組みはじめた当初、先行研究に倣いながら中国農民の農業に関する認知や行動に関するアンケート調査を試みようとした。もちろん筆者自身は、故郷でもある農村とそこに暮らす農民に親しみを持っているというある種の自負を抱き、また現地の方言を使える自分ならば新しい発見があるだろうと目論んでいたが、いかにも予想外の出来事に強い衝撃を受けてしまった。例えば、「固体有機肥料」に関する質問項目を読み上げて質問してみたのであるが、以下のような返事が返ってきたのである。

化学肥料がいい！すごい！…固体有機肥料はなんだ？使ったことない。使いたくもない。

* 大阪大学人間科学研究科・博士後期課程

正直なところ、当時はその瞬間、やはりこれまで読んできた多くの先行研究でも共有されているように、農民に対して「有機肥料を知らない」啓発すべき存在だと単純に受け止めてしまった自分がいるように思う。しかし、時間を掛けて調査協力者である農民との対話を重ね、また実際に農民の農作業に参加することにより、それとは違う側面が見えてきたのである。ある時不意に、ほとんどの農民の家には、使用済みの塗料用バケツが何個もあることに気づいた。なぜかと聞いてみると、彼らは小便を貯蔵・発酵・希釈・運搬用の簡易農具として柔軟に転用しているのである。現在、水洗トイレが政策により普及しているものの、塗料用バケツを利用して日常的に「農家肥」の一種とみなされる小便を溜めて、自分の農地まで天秤棒で担いで手間を惜しまず使用しているのである。さらに調査を深めていくと、農家肥の貯め方、施用方法などから、農民の肥料および土壌に関する深い経験知が見て取れた。化学肥料に関しても、複数回の調査を重ね、農民の化学肥料に対する自分なりに認知しているのみならず、彼ら一人ひとり一枚岩ではない複雑な思いを抱えていることもようやくわかってきた。

農民の肥料に関する知識の習得歴史的な根源には、実は、農民が経験した特殊な集団農業時代、及び伝統肥料と化学肥料の間のような存在としての「土化肥（土着的な化学肥料）」が当時現れているのである（張 2020）。農民は「土化肥」の材料収集と製造に深く参与することから、主体性を超えた「創発性」に当たる部分が筆者の研究を通じて見えてきた。その時代を経験した中国農民は化学肥料に関する知識を「経験知」として蓄積していたのである。農業社会学の議論を踏まえて、農民の技術・農法における主体性を「対象への働きによって可能となった判断に基づき自律的に実践すること」（坂本 1982；藤原 2019）と定義するならば、中国農民は、施肥に対する自律的な判断と実践が確実にあり、つまり主体性はあることに間違いないと推測されたのである（張 2020）。

しかしながら、農民の主体性は現在に至って、「潜在化」してしまっていることも分かってきた（張 2020）。つまり、農法に対して自律的に実践できると考えられるものの、化学肥料に傾きつつある施肥行為をしている現状

である。中国農民の「化学肥料の過剰使用」が繰り返し指摘されるなか、中国農民の「無知」や「弱者」としてのイメージも定着してしまったと考えられる。具体的に言えば、都市・農村二元構造に置かれた弱い個人や「農民工」として受けさせられた差別などの社会問題が強調され、極めて注目を浴びてきた。また、農業と土地について、出稼ぎによる農業外収入への追求と土地荒廃の現象もある一方で、都市・農村二元構造のもとに置かれた農民は、都市で戸籍を取れず、農地を最後の生存手段・保険のように保留しておくために、化学肥料を使用した省力志向の農業を同時に行う傾向の指摘もなされている（山田 2012 ; Wu et al. 2018）。つまり、中国農民を見る際に、常に社会に翻弄される弱い個人という一面にはどうしても注目が集まりやすいが、農民には肥料に対する主体性が確実にある事実は一度も意識されてこなかったのである。その根本的な原因として、これまでの中国農民研究では農民の視点が十分に検討されず、もしくは、農民の真の世界観に到達することは難しかったのではないかと筆者は考えている。

本報告で紹介した 3 人のライフストーリー¹からもわかるように、農村の土地改革、農業集団化、人民公社の解体と生産請負制への改革など一連の社会制度の激変（表 1）を生きる中国農民は、種々の社会変容に適応しながらも、変化に応じる時の葛藤や固持もある。そのため、一面的には考えにくい。このような農民を深層から理解していくためには、化学肥料の「使用量」といった行為レベルだけでなく、行為や選択の背後に埋もれた言葉にすらできない葛藤や、行為に至るまでの複雑な過程にも注目していく必要がある。3 人の農民は同じく農民の出身でありながら、社会変容に応じそれぞれ生業の選択を行った結果、現時点は全く異なる状況になっているものの、彼らに共通する「芯」は、農地および伝統的な農法を最後までなんとかやり続けることである。なお、本シンポジウムでの報告の内容の詳細は、別稿で述べることとし、本稿では概説していくこととする。

よって、本稿では、これまで固定化されてきた中国農民像について、農民

¹ 現在、学会誌への論文投稿中にあり、詳細は別稿を参照されたい。

の「主体性」に改めて注目していくこととする。特に一時点な化学肥料の「使用量」に囚われない、施肥行為の本質を明らかにしていく。そのためには、中国内陸農村の農民の言語で構築されている意味世界に接近しなければならないと筆者は考える。これから本稿にて明らかにしていくように、農民の主体性が、実際には言葉や行為には直接的に表現できない状況になっており、単に「文字」に依拠した科学的な判断基準や「標準語」からでは辿り付くことができないのである。実際に、農民がそもそも自分の実践やそこに隠れている主体性を標準語で表すことが難しいことがその根源的な原因として存在するのである。

表 1. 1949 年後の中国農村社会の歩み（田原 2019 を引用）

1940 年代後半～ 1950 年代初頭	土地改革⇒農民土地所有制
1953・1956 年	農業社会主義改造、農業集団化 ⇒ 土地集団所有へ
1958 年	大躍進政策推進、人民公社制度導入
1959 年	戸籍制度導入
1959～1960 年	大躍進の失敗により全国農村に飢餓発生
1962 年	人民公社制度完成
1960～1970 年代	都市農村二元構造の形成/ 農村で「自力更生」のガバナンス展開
1980 年初頭	人民公社解体、農地使用権の平均分配 ⇒ 市場制度と生産請負制へ
1987 年	村民自治制度導入
1990 年代	農民負担問題の深刻化
1990 年代後半～ 2005 年	税費改革実施
2000 年	内陸部を中心に「村民総出稼ぎ時代」到来

2. 研究視座：ポスト「郷土中国」における「農」と「農業」

本稿では、農民が生き抜く農村社会の激変、すなわち、従来の流動しない「郷土中国」(費 [1947] 1985)から、近代化の渦中にあるポスト「郷土中国」(陆 2017)への転換に着目し、その主体性を捉え直していく。ここで「郷土中国」とは、先に挙げた費孝通により中国社会の基層である伝統的農村社会から、構造的特徴として抽出されたものである。「郷土」は、都会やまちに対する農民の社会を包括的に表現する言葉、さらに農民が根ざした基盤としての「土地」に結びつき、中国語の「土」の字義になる土着性を連想させる言葉であり、中国の基層民衆の規定になる人間関係や社会秩序、意識構造などを捉える概念として用いられている。それに引き続くポスト「郷土中国」とは、陸益龍氏が費氏の理論を受け継ぎ、従来流動しなかった伝統的な中国農村が、近代化の渦中に置かれ、社会の構造に急速な変容が現れ始めている状態として捉え、同時に農民の流動化に伴った新たな諸課題を説明している(陆 2017)。ポスト「郷土中国」であるがゆえに、中国農民は近代化へ転換途中に現れる種々な社会変容に直面するのと同時に、郷土中国の諸観念や経験知なども脈々と受け継いでいる。こうしたポスト「郷土中国」を生きる農民の複雑性を意識する必要がある。

呉(2013)の論考では、中国農民は、農村の「生活者」でありながらも、生存するための「生産者」でもあるというように重層的に位置付けているが、現段階では「幸せに暮らすことを望んで主体的に環境保全活動を行う」よりも、とりあえず生産活動を継続し生き抜いていくという生存上の問題が迫っている場合もあるとする。後者の「生産者」の場合、中国農民は、工業と都市経済発展を支える二元構造がもたらした絶対的な格差、また「圧縮された近代化」(Chang 2010 ; 王 2018)が促した社会の激変の波に追いやられ、環境を破壊する恐れのある生産活動をやむを得ずやり続ける姿を見せている(呉 2013)。言い換えれば、中国農民を論じるには、生存を確保するために構造的変容に応じながらも、いかにして農業における主体性を活かすことが

できたのかを立体的にみていかなければならない。

そこで、筆者は「農」と「農業」を区別して用いることを提起したい。ここで言う「農」（生業としての「農」）というのは、命の種という意味が内包されるのに対し、産業としての「農業」は市場経済の下で農作物が商品としてのみ取り扱われることを意味する（徳野 2011）。「農」を「農業」と区別するのは、「農」は経済活動としての農業だけを意味せず、土を媒介とした人と自然との多様なかかわりを示すものとして使われている（安室 2008）ためである。さらに「農」には、自然環境や景観の保全、地域文化の継承、遊び的な側面など多様な意味が含まれる。本研究では、「農≡生業としての農」、「農業≡産業としての農業」という基本的な定義に立脚して検討していくこととする。

徳野（2011）の示した、以下の引用文から分かるように、農業者（農民）にも様々な形態があり、さらに、その具体的な形態は農業者自身の生活環境状況により選択されていることが論じられている。

現代では農業経営のあり方はたようであり、産業的企業的農業も成り立てば、同時に、所得よりも食糧生産や生き甲斐としての農業も成り立つ・・・農業が人間にとっての農業である限り現実には、利潤を追求する農業経営者もあれば、利潤よりも食糧生産や労働行為自身に重きを置く農業形態も存在する・・・そして、どの形態を選ぶかは、農業者自身の主体的選択であり、その選択はその人の現在の生活環境状況によって決まってくる（徳野 2011 : 246-247）。

一方で、農業における「非経済的」な意味を積極的に肯定する学説では、逆に「農業者をワーカホリックに追い込み、なおかつ全体社会からいわゆる『やり甲斐搾取』を容認すること」になってしまう（野口 2016）と考えられている。そこで、野口は「産業的農業」そのものの「非経済的な意味」や主体性の余地を見出している。つまり、産業的農業だからといって「非経済的な意味」を排除するとは限りないことが読み取れる。ここでも論じられて

いるように、「農」と「農業」の区別において、両者はかならずしも排他的な存在ではない。中国でも一つの農業主体の中に、市場向けの近代農法で作られた農作物があるだけでなく、同時に食品安全を出発点に伝統農法を用いた自家用野菜も小規模に作っているというように、二つの農法が並存している現象が普遍的にあるからである。そのことを周（2016）は、「一家二制（一つの家に二つの耕作方式がある）」という言葉で説明している。

なお、中国では、主体である農民が受けてきた政策の牽制や構造的制限が圧倒的に大きいと考えられる。「一家二制」では、二つの農法への依存、つまり「農」と「農業」の並存が言及されている（周 2016）が、中国の社会状況から考慮すると、これは、水平的な並列とは考えられない。なぜならば、中国農民は、まず政策要請や社会変容に応じることが大前提にあるからである。そこで、経済的な意味を持つ「農業」が、当然ながら存在感を増していくことが予想される。

一方で、「農業」の存在感が圧倒的に大きくなる一方で、労働時間や収入の視点から「マイナー」な部分と位置づけられやすい「農」の実践は、見過ごされがちである。そこで本稿において、農民に主体的に維持されてきた「農」を検討していくために、一時点な農民の処理行為あるいは施肥行為ではなく、かつての郷土中国から農業・農地に付き合ってきた歴史による蓄積された実践知や副次的農法、行為や選択の背後で言い表せない葛藤など、行為の奥にある過去に記憶されている時間の蓄積という経験のレベルまで踏み込んで分析していくこととする。

以上を踏まえて、本研究では、農民のこうした多面性を念頭に置きながら、構造的な要因に制限される「農業」と区別して、農民の主体的な実践を「農」と称する。そしてポスト「郷土中国」の「離土離郷」の実情、及び基盤となる「郷土中国」との連続性を念頭に置きながら、農民の施肥における経験知の継承といった主体性の様態を明らかにすることを目的とする。

3. 変化への対応と方言に埋もれる主体的選択

1) 調査概要

筆者は、「離土」と「離郷」が浸透している中国内陸農業主産地の安徽省の農民を対象とし、長期にわたり調査を実施した。安徽省は、中国の華東地域の東北部に位置し、面積が 139,400 km² を有し、また常住人口は 2021 年の時点で 6113 万人に上っている²。安徽省は中国の穀物の主産地の一部であるとともに、華東地域に位置するため、上海市など沿海都市に地理的な近距離と大きい賃金格差という原因で、特に出稼ぎによる農業労働力の流出が多く、毎年約 1200 万人が他省にて出稼ぎを行っている（梶田 2012）。したがって専門的な農業人口が激減してきており、出稼ぎ経済が浸透している内陸地域であるといえる。

調査時間は、2017 年 3 月より 2022 年 3 月までの間、数回に分けて断続に行ってきた。約 90 日間聞き取りを中心に調査を行った（参与観察などを含めたすべての滞在時間は 150 日以上になる）。調査言語は中国語の現地方言である皖南呉語である。一部現地でしか通用しない方言の表現について、本文中ではローマ字或いは漢字＋ローマ字で表記している。

2) 大規模耕種農家の農法における構造的制限

大規模耕種農民は自家製の農家肥がほぼなくなり、知り合いより入手できる有機的な肥料（畜産廃棄物など）も極めて限られているので、ほとんどの肥料を購入しなければならない。現在、肥料を購入する場所は主に「農資点（個人が経営する農業生産資材販売商店）」と「農技站（政府により設立された農業技術推進ステーション）」であり、行政村では少なくとも一ヶ所ある。麻村を例に挙げると、村の中心地に「農資点」と「農技站」が一個ずつあり、現地の農民は規模を問わず、すべてこの 2 箇所から肥料を購入している。小規模農家の肥料需要量は少ないため、店頭で直接購入することができる。一方で、大規模耕種農民の場合、販売店から直接「経銷商」に連絡し、

² 『安徽省 2021 年国民经济和社会发展统计公报』（安徽省統計局・国家統計局安徽調査総隊 2022）より <http://tjj.ah.gov.cn/ssah/qwfbjd/tjgb/sitjgb/146518001.html> (2022 年 11 月 30 日に最終閲覧)

直接肥料を大規模農家に輸送することになる。販売店は「経銷商」と農家幹旋する役割を果たし、価格差が報酬として得られる。販売方式が異なるが、1 ムーあたりの化学肥料の使用量について、さほど差はないという。

表 2. 市販肥料の種類（現地調査により筆者作成）

窒素	種類① 全窒素 $\geq 46\%$ 種類② 全窒素 $\geq 45\%$
複合成肥料	種類③ 15・15・15 種類④ 16・16・16 種類⑤ 17・17・17
有機肥料（加工）	種類⑥ 有機質 ≥ 50



図 2. （左）「農技站」に販売されている化学肥料
（2022 年 2 月時点 筆者撮影）



図 3. （右）「農技站」に販売されている化学肥料
（2022 年 2 月時点 筆者撮影）

また現在市販されている肥料は、主に図 2、図 3 で示した化学肥料（窒素と複合成肥料）に限られている（表 2）。商品化した有機肥料は、2019 年に麻村の「農技站」で一時期販売された以外、基本的に店頭では販売されてい

ない。また、売る側だけでなく、調査協力者の大戸は、稲を中心に農業を営んでいる。稲作には現在ほとんど化学肥料のみ使用しており、一期あたり35-45kgに定着している。具体的な使用量とコストを表3にまとめた。なお、化学肥料の使用量について、大規模耕種農民とそれ以外の農民とは大差はなく（図4）、この現象は中国の他地域も共通に見られる。

表 3. 化学肥料の使用量とコスト

	元肥	追肥
使用量	複化成肥料 25・40kg/ムー	尿素 10・15kg/ムー
コスト	130～140 元/ムー	

（聞き取り調査により筆者作成）

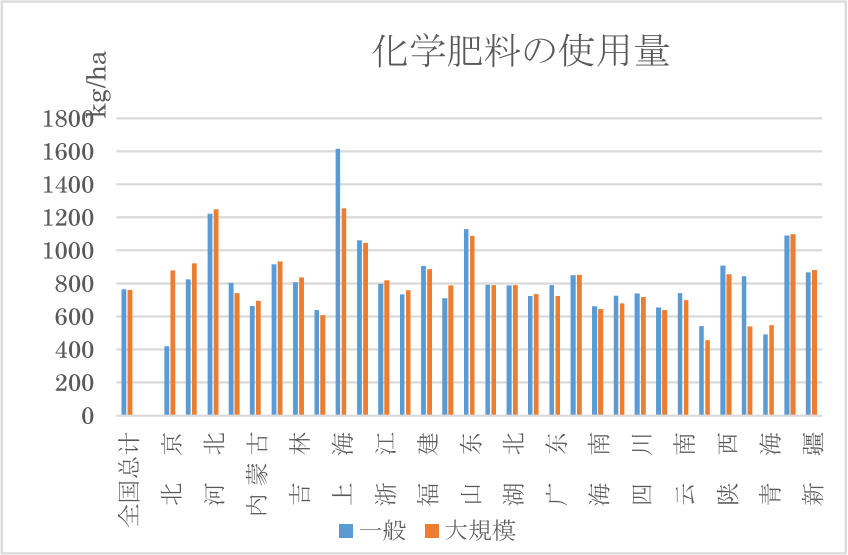


図 4. 各省における一般農民（中農、小農）と大規模農民との化学肥料の使用量（『中国第三次全国農業普查総合資料』より筆者作成）³

³ 2016 年中華人民共和国国家統計局『中国第三次全国農業普查総合資料』より

他方、市販の有機肥料が入手できないわけでもなく、肥料販売店から購入できないものの、有機肥料加工工場や卸売りの「総経銷」は大戸に向けて、商品化有機肥料の販売をしている。しかし、調査協力者の4人ともやはり有機肥料よりも化学肥料を使用する意思を明確に表明していた。例えば、以下のような語りに見られる。

麦わらの有機肥料にも補助金があるらしいね。でも補助金は農民のところにはこない。有機肥料の工場は補助金がもらえるが…その有機肥料を使用することで、生産量が低減したら、どうするのか。誰が俺ら（の生産量）を確保してくれるのか…実は全く使用したことがないというわけでもないよ。少しだけ使ったこともある。多くても10ムーほどの田んぼを使って試験的に使ってみた。少量なら（減産のリスクがあっても）大丈夫。有機肥料は環境にもいいし、土壌にもいい。肥効もいいと思うけど、でもあそこの工場で作られた肥料は安定的に良い肥効が得られるかどうか知らないし。やっぱり怖い。肥効の不足こそ怖い…実は無料で配っても大面積に使用することがなかなか不安で、できない。この前も俺らも実験をやって、こことことを分けて、こっちが有機肥料で、こっちが普通の化学肥料。でもやはり（有機肥料のほうは）生産量が少なかった。

（2019年3月にA氏へのインタビューより）

イ氏の語りから、大規模農民の肥効や環境への利点も認めながらも、生産量を確保する強い願望が読み取れる。肥効の不安定や減産が最も心配されていることである。

調査により、生産量を確保するために肥料を化学肥料のみ使用しているのは、実は作物の販売価格および機械化レベルなどの構造的な原因と関わっていることが分かった。まず、現地の作物の販売価格は市により決められており、作物の品質による穀物の販売値段が異なるという規定があるにもかかわ

算出した。「青海」だけはそのデータは欠けているため、小麦とトウモロコシの平均で計算した。

らず、実際の回収は全部同じ値段で回収されている。大戸イ氏は過去の経験を以下のように語っている。

有機肥料とか、高級なお米とか、政府の名義でなければ進まない。何年前、私も何某の有名品種を栽培してね、非常に品質高かった。でも米場（穀物買付業者）に行くと、一番普通のうるち米と変わらないと言われた。「ここにきたら、全部同じ、いくら品質が良くても無駄だ」って、がっかりだった。政府がやってくれなければ、自分で、外での人脈で宣伝しなければならないが、その精力と時間はどこにあるというのか。1人で田んぼ作りして、販売もやって、精力が足りない。しかも農地もそんなに多くない。そんなに田んぼを持っているなら、ブランド化して販売できるのはまだまだけど。今田んぼはこれしかないよ…売り先がね…

（2022年2月にウ氏へのインタビューより）

結局、一般品質の米として扱われ、最低の価格で穀物買付業者に販売されることになってしまった。2020年に市販の有機肥料も1回使用したことがあるという。政府の企画として大規模耕種農民の勉強会の一環として、市範囲内にある有機肥料工場で見学する活動が行われた。麻村の大規模農家はそこに参加し、その年も工場から有機肥料を購入し、土作りに使用した。肥効と土壌へのメリットなどを認めつつも、使用量が化学肥料と比べて4倍以上多くなることで、肥料散布の人工コストが増加することへの懸念と、販売価格の低下により難航している。使用したのはその1回のみに留まったのである。

肥料散布の人工コストも大規模耕種農民が直面するもう一つ大きな難関といえる。大戸の農業機械は政府の補助金などにより、現在コンバイン、トラクターと農薬散布用のドローンがほとんど普及できている。一方で、現段階の安徽省農村において、機械化への転換期の途中であるため、基本的にトラクター（耕耘用、整地用）、コンバイン（収穫用）、農業用ドローン（農薬散布用）しか普及していないため、「半機械化」の現状にある。それ以外の

耕作、肥料の散布は未だに基本的に人力で行われている。

大戸は現地の高齢者農民（70 歳～75 歳）を非正規的な従業員として雇用し、人力が必要な作業は高齢者農民に任せることにしている。日給形式で（1 日の作業で 140 元～160 元）必要な時期だけ現地の農民に声掛けし、手伝いに来てもらう。仕事内容のうち、肥料の運搬（近く道路に止まったトラックから田んぼまで）と田んぼへ散布作業が最多である。

なお、肥料の購入金額は、政府の補助があり、20 元/ムーという非常に低額である。ただし、有機肥料のみを使用する場合、生産量が低減する恐れがある⁴。前述したように、販売定価が変わらないため、生産量を保証するために、やはり複合成肥料も使用しており、農家の計算によれば、複合成肥料のみ使用する場合のコストと大差はないという。しかしながら、化学肥料の散布量は 1 ムーあたり 25 キロで、有機肥料の 1/4 だけである。人力で散布する場合、労働量が従来の 4 倍にも上り、人件費も激増することが考えられる。表 4 には B 氏の 600 ムーの田んぼ面積で試算した結果をまとめたが、1 作あたり 13500 元（稲-アブラナ二毛作で、年間 27000 元）人件費の差額が出ると予想される。もともと経営難に落ちている農家にとって大きな出費になることに加えて、農法の改善が売上高の向上に繋がらず、有機肥料や有機農法へ舵切るのは現実的に困難である。

表 4. 化学肥料と有機肥料をそれぞれ使用した場合、1 作あたりの人件費コストの差額

肥料	1 ムー あたりの平均 散布量	1 日・1 人の平均 散布面積(平均 労働量は 10 袋の散布)	肥料散布人件費 コスト (B 氏を例 に)	注
----	-----------------------	---	-----------------------------	---

⁴ 有機肥料の吸収利用がコントロールしにくいこと、養分含有量が少ないこと、品質が不安定などことなどの理由で、有機肥料が化学肥料の使用より作物の収量が減る。

複 合 化 成 肥 料（化学 肥料）	25 キロ (0.5 袋)/ ムー	20 ムー/1 日・1 人	4500 元 (600/20*150)	
牛糞堆肥 （ 有 機 肥 料）	100 キ ロ（2 袋）/ ム ー	5 ムー/1 日・1 人	18000 元 (600/20*150)	複 合 化 成 肥 料 も 同 時 に 使 用

（現地調査により筆者作成）

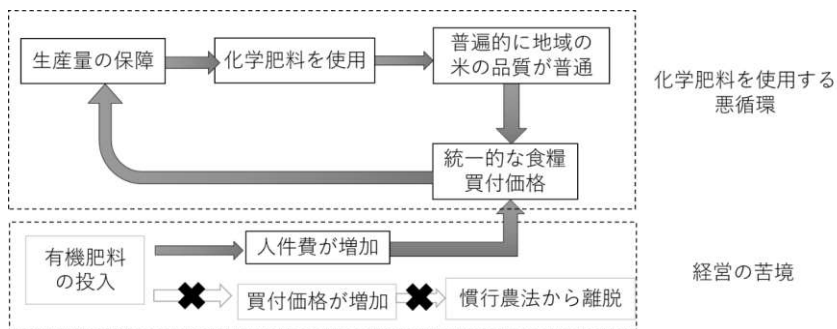


図 5. 肥料使用を制約する構造的要因・化学肥料を使用する悪循環と大戸が直面する経営の苦境（現地調査により筆者作成）

また、インタビュー調査から、大規模農家と中小農家の関係性も描き出すことができる（図 6）。まず、大規模農家は基本的に、コンバインやトラクターといった農業機械を持っている。研究協力者のア氏、イ氏、ウ氏、エ氏はいずれも農業機械を購入しているが、彼らへの聞き取りによれば、持っていない大戸もいるという。農業機械と農業資材を提供する専門企業が存在するが、現状において農業機械を持つ大戸は農村全体（小農と中農）に対し、農業機械といったサービスを提供することになっている。また、小農のうち、大規模農家へ請負権を貸している土地提供者がいるほか、大規模農家でバイトをすることで土地・労働力提供者にもなる。

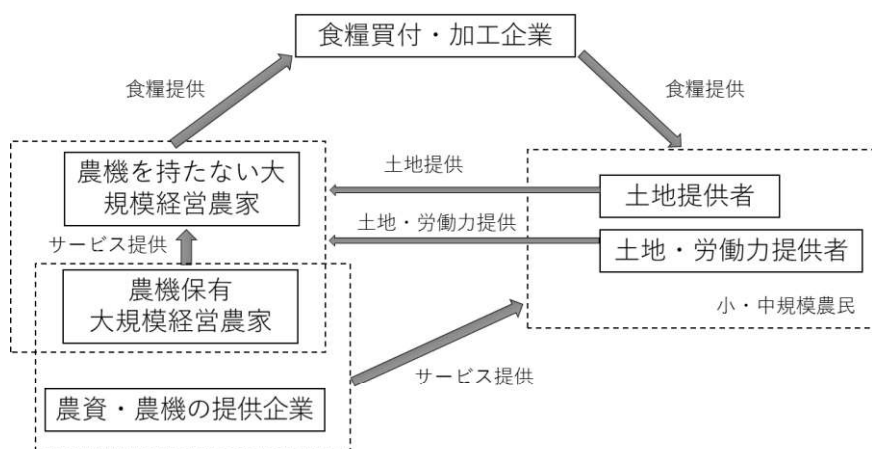


図 6. 内陸農村における農業関係主体の関係図

(陈 (2015) と現地調査に基づき筆者作成)

3) 中小規模農民の施肥行為の表と裏

小・中規模耕種農民は、農業を唯一、あるいは最重要な生計手段として経営するのではなく、むしろ農地を最後の生存手段・保険のように保有し続ける一方で、主要な収入源は工業のバイトや出稼ぎなどであることが分かってきた。前者の場合は、田んぼの面積の大きさにより肥料の使用に際し、流通やコスト、市場など構造的制限を大きく受けている。後者は、肥料の選択において発揮できる余地が大きく残されている。その詳細を以下のように述べていく。

現在、在地の農地が明確に「田」と「地」に分けられており、それぞれ集団農業時代における「集団農地」と「自留地」に対応している⁵。呼び方が「田」と「地」に略され、施肥の習慣も異なる。穀物作物に主要な肥料として化学肥料を施肥しており、1 ムーあたり尿素 20kg と複合化学肥料 30～40kg

⁵ 「田」と「地」の地形的な区別については、水が保てる地形で植物（稲）を栽培する農地を「田」とし、水が保てる地形をあまり必要としない植物（ジャガイモ、野菜など）を栽培する傾斜地などを「地」としている。

の使用量に安定している。

本調査から新たに分かった事実として、集団農地である「田」にも有機的な農法が根強く残されていた。まず、豆の栽培で土地の涵養を図っている。また、自分の家から排出される人畜糞便はもちろん、家禽を飼育する農民と水田を持つ農民とが相互扶助し、家禽の糞便が水田の肥料になっている。また、知り合いの大規模飼育場からもらう畜産廃棄物、鎮の搾油工場で低価格で購入する油粕などが重要な肥料源として広く使用されている。ただし、これらの肥料の量や入手の可能性すら不安定である。そのため、図7に示された種類のうち、その場・その時点に入手できるあり合わせの肥料源を使いこなしている特徴がある。前述したフォーマルな入手ルートとは別に、農民は多種類の伝統的な肥料を自分で製造あるいはインフォーマルなルートから調達し、肥料のサブシステムを構築している。サブシステムでは、少量でありながら、市販有機肥料の空白を自ら補っていると言える⁶。

なお、伝統肥料の入手先（関連主体）は、地縁か血縁関係を有する相手がほとんどである。各主体間の地理的な距離は近く、肥料の「流通」はすべて狭域内で完結している特徴も見られ、地域により種類が異なる可能性も考えられる。

⁶ しかしながら、大規模農家の農産物も自家用であり、小規模農家の農産物も販売用にすることは普遍的に存在する。販売/自家用という目的の違いで農法の使い分けがされているというわけではない。

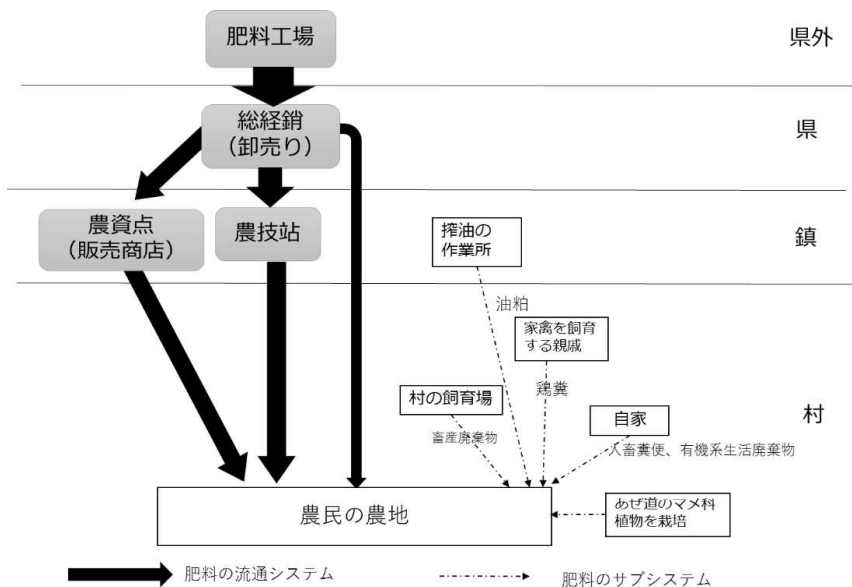


図 7. 内陸農村における肥料流通システム・
フォーマルルートとインフォーマルルート
(現地調査により筆者作成)

方言で見えてくるもうひとつの「真実」がそこにあると言える。農民は日常的に田回りをしており、作物の成長状況を観察し、また「何月何日」という固定された日付ではなく、自身の観察に基づき施肥しており、「肥料」に関する「知識」は実に豊富である。具体的には以下の語りからも垣間見られる。

穀物は妊娠する時に、野菜は花の時に（中国語：麦澆 *lutong* 菜澆花）ということわざがあるのよね。例えば、小麦はね、このぐらいの長さになったら、肥料をやれば、買う実がいい。*lutongzi* (稲が「妊娠」後、出穂直前あるいは出穂しはじめる時期を比喻する方言)に施肥するの

が一番良い。野菜だと、花が咲いている時期で肥料を追加すればすぐに早く成長する。じゃないと、病んでいるように元気がなくなる。

(2019年8月に17ksさんへのインタビューより)

また、調査地では、表5のように、「有機肥料」や有機農法があるにもかかわらず、農民が施肥について聞かれる際に「知らない」「使わない」というように答えてしまう。実際には、現地において、「有機肥料」という概念や言葉は存在せず、その代わりに方言で極めて多種多様な表現が使用されている。

表5. 有機肥料・有機農法に関する農民の方言

分類	現地の表現	日本語訳
具体的な肥料	草皮子	草地・芝草
	打蒿草	野草を刈る
	草皮灰	野草や草地を焼いた後の灰
	毛灰	かまどの灰
	土灰	草地やかまどの灰などを広く含める土
	烧灰	焼かれた後の灰
	土木灰	草木灰
	猪屎糞	豚糞
	鸡糞	鶏糞
	小便	小便
	茅缸糞	トイレ糞
	人畜糞	人畜糞
	石膏	石膏
	油饼子/菜籽饼	油粕の塊
	河泥	河の沈泥

農家肥	农家肥 机肥 农机肥 人造肥 自然肥 自身的肥料	農家肥 機肥 農機費 自分で作った肥料 自然の肥料 「自身」の肥料
施肥方法を含 めた行為の全 体の表現	Zuodang 糞 shuidui 糞 秒口肥/打 ginchao 时候的肥料	麦の種を植えた後に草木灰を使用することを表現する全体の施肥システム 液体の農家肥・有機肥料 「秒」の時に使用する肥料、元肥

(聞き取り調査により筆者作成)

自家製の有機肥料を意味する「農家肥」や「農機肥」はもちろん存在するが、「自身的肥料」の表現があるように、化学肥料のように外側から与えられた「栄養素」に頼るのではなく、農村の有機質(生活廃棄物・農業廃棄物・野草など)で土壌の肥力を回復していくことを農民は重視している。「自然肥」も「自身的肥料」と同様な意味合いで、現地にて使われている。また、農民の肥料に関する知識は、基本的に経験から蓄積されてきたものであるため、肥料の原材料名が入った具体的な表現が多く使用されている。例えば、豚糞、鶏糞、野草、河の沈泥などが安徽省南部農村地域で代表的な肥料であるが、「有機肥料」という抽象的な「外来語」で表現せず、かわりに原材料名の方をそのまま使用する。

さらに特筆すべきことは、方言で言われている施肥システムである。たとえば、表 5 に挙げた「秒口(chaokou)肥」は、中国の伝統的な「耕-耙-耘-秒」システム(図 8)であり、「秒」のステップにおいて、元肥を与えているので、「秒口肥」は基本的元肥と同等な意味で使用されているが、主に肥料は実は伝統的な農家肥、特に緑肥、「人畜糞」、「土灰」、「毛灰」などを指して

いる場合が圧倒的に多い。また図 8 で示したように、「耕-耙-耘-耖」耕作システムにおいて、農民の施肥が耕作の各段階とかかわり、耕作システムに深く埋め込まれている。例えば、「耕」の前に、レンゲソウが緑肥として栽培されており、レンゲソウをそのまま土に耕して田んぼの元肥とする。その後、追い肥は「耘」の段階に行われ、2 回に分けて実施されることが多い。また、1 回目の追い肥は石膏、2 回目の追い肥は人畜糞便や土灰が使用されていた。下記の麻村の農民 Z 氏の語りから具体的な施肥の手順とやり方が読み取れる。

豚糞、人畜糞に水を入れて、作物に対してやるのではない。作物を植えていない田んぼだと、水を入れなくてもいい…田んぼの「打 ginchao (=耖口 (chaokou))」の時に、乾田（乾いている田んぼ）ね、落水後、耕してから糞を撒けて、四五日の日光に晒さして、乾いていたら、水を入れて、浸けてから、機械、トラクターとかでひっくり返す。あれはやばいほど良いのよ！…裂け目ができるまで晒さしてね、後で根に力がつく。そうしたら稲がすごいよ。それこそ「農機肥」だね…蒿子をやって、梅雨明けの時になったら、苗は黄色っぽくなりやすいから、そこで石膏をやる。尿素も硫酸アンモニウムもなかった時代だからね…今は蒿子なんかをやる人はいないよね。化学肥料、リンとかを買う時代になった。

(2019 年 8 月に 22ks さんへのインタビューより)

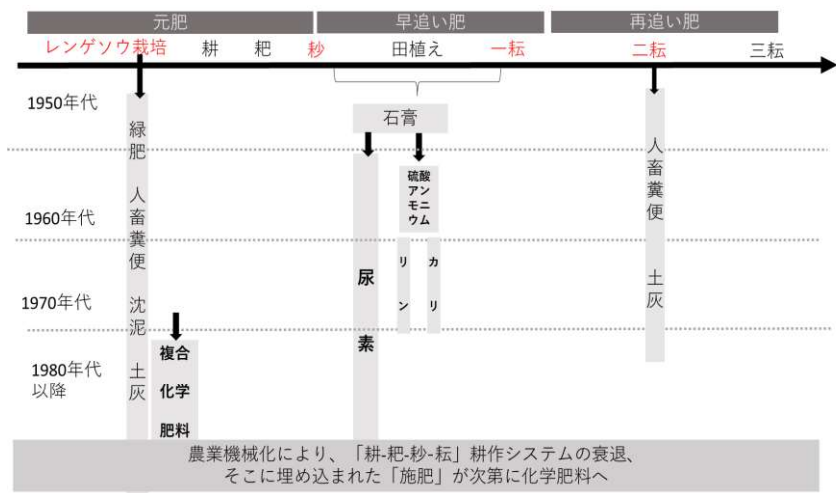


図 8. 「耕-耙-転-秒」耕作システムと肥料との関係
(『南陵志』と聞き取り調査により筆者作成)

こういった有機的な伝統肥料の一部は次第になくなってしまったが、その知識と経験が現在の肥料認識に影響を及ぼし続けている。例えば、農民は化学肥料と農家肥を常に比較しながら肥料を認識している。

化学肥料はいいものではない。カリウムを施肥したら、茎が鉄のように伸びるが、土が死んでしまう。

(2018 年 8 月に 14ks さんへのインタビューより)

今の土はね、化学肥料に壊されてしまった。今の土だと、複合成化肥料をいれないと、野菜は大きくならない……化学肥料は西洋薬のようなもので、効果は早いけれど、1 回使うと、毎回使う必要がある。量もどんどん多くなっていく。量を減らすと、稲は実らない。農家肥は違う、農家肥は漢方薬、ゆっくり効いてくるが、力が長持ちするし、地力を守っている。農家

肥が一番いい。

(2019 年 8 月に 12ks さんへのインタビューより)

あの時の農地はいまのよりずっといい。化学肥料を使えば使うほど農地が壊された。

(2019 年 9 月に 23ks さんへのインタビューより)

化学肥料を多くやったあとすぐ落水したら、その水がため池に流れるんだけど、ため池の魚は全部死んでしまったのだ！それはあれだよな？

(2018 年 2 月に 13ks さんへのインタビューより)

これらの語りからも、化学肥料と農家肥のそれぞれの長短所を自分なりに把握している様子が見えてくる。農家肥には化学肥料に代替できない内実があると農民が認識しているために、水田の複合生業と副次的な農法を通して、できる限り地力を保持する工夫を凝らしている。ただし、農家肥の使用が最も望ましいとは分かりつつも、現実には様々な制限が立ちはだかる。例えば、家族を養うための現金収入を得るために、調査協力者はほとんど都市への出稼ぎや「半工半耕（農業と農業外職業を同時にする）」をしていた。最低限の「田」と「地」を営んでいるが、飼育は少数の家禽類だけに減っている。つまり高齢化と子孫の離農の影響があり、農業に費やす時間と精力が低下したほか、収集できる農家肥の量や種類も激減している。

しかし、農家肥の減少は事実であるものの、その使用は中断せず副次的農法として続けられていることは特筆すべきである。現在、農家肥といえど、人畜糞便を発酵して水で希釈した液体肥料を指しており、少量であっても、農民はそれを大切な資源として「地」の野菜の施肥に優先的に活用している。また、「地」の野菜は余剰分を販売用に転用する現象も存在するが、主に農民自家用として営まれているため、都市向け商品作物栽培とは性質が異なる。

こうして野菜への農家肥の使用が継続されてきたのは、元々野菜の水遣りには人力が掛かるので、農家肥の使用を通して水遣りと施肥が同時にできる

という理由もある。つまり、「地」の方は、いまだに有機的な伝統農法で生産され続けているものの、その面積と割合は小さいため、これまでの研究において、見過ごされてきたのではないかと推察される。

4. まとめ

本稿では、農民の視点から見た大規模耕種農民（大戸）と中小規模耕種農民（中農・小農）の肥料に関わる実情について、現地調査を中心に述べてきた。

マクロなデータ及び肥料の実際の使用状況からみれば、耕種農民は確かに化学肥料を多用しているように思えるものの、単に生産量を求めるために機械的な施肥を行うこととは異なる。むしろ客観的な構造的制限下の唯一な選択なのである。つまり、耕種農民の施肥行為は構造的制限に囚われており、また構造的制限の度合いは、耕種の規模あるいは生計状況に伴い異なっている。ここでいう「構造的制限」は、大戸の場合、主に「半機械化」や統一的な食糧買付価格などを指すが、中農・小農の場合、商品化有機肥料の市場の空白、農家肥の量の激減、「半工半耕」の生計モデルなどである。それにもかかわらず、調査協力者の大戸は、構造的制限がありながらも農法を改善する試みを確実に行っていた。つまり、中農・小農は、地（「自留地」）にて伝統的な農家肥をできる限り施肥していることなど、肥料のインフォーマルな入手ルートで示したように、選択肢が構造化されながらも、主体的に商品化有機肥料市場の空白を補う試みがなされていたのである。

農民が農家肥に対して、経験知に基づいた深い理解があるにもかかわらず、科学知識や標準語に基づいた研究者の設問に対して、その理解を言葉にすることが困難である。これらの経験知は、いずれも農民の方言を手掛かりにしてこそ、明らかにできるのである。そこで、農民の学歴や識字率の現状から、農民を研究する際には、参与観察や聞き取り調査などを通じた、農民の立場に立った質的調査の重要性・必要性が筆者の調査により再確認された。

農民が農業に対して体験と認識、及び問題を解決するための認識に基づく

試みは、農民の「主体性」であることは間違いない。ただし、その「主体性」が明らかに存在しているにもかかわらず、この事実は方言の壁といった原因により、他者から認識されないこと、また政府の政策から排除されていることも事実であると言えよう。さらに中国において、こうした現象が普遍的に存在しているものの、これまでこの現象を説明する概念・命題が見当たらなかったのである。

そこで、こういった現象を説明するために、筆者は農民の主体性の「隠在性(Hidden autonomy)」を、新たな概念として提起してみたい。この「隠在」された「主体性」を描き出すことが真の農民の姿を捉えること、農民への理解のために不可欠であると考えている。

「隠在性」とは、主体性が存在し、発揮されてもいるが、隠れた場所にある状態を表す筆者の造語である。ここで主体性の「隠在性」を用いて強調したいのは、構造的制限に直接に影響されやすく、変化が著しい「産業としての農業」に注目が集まるが、農民の主体性はそれとは区別した「農」にあるということである。しかし、前述するように、「農」の部分のマイナー性や方言の壁により、行為レベルだけでは辿りつくことが難しいために捨象されてしまった特徴であることを強調したい。実際に、農民は意識的に農業を生計手段として取り入れて、生存を確保したうえで、「農」を維持することに努めてきた。それゆえに、「農」が広義的な農業活動(農業+「農」)と生活とが重なりにあるような構造を呈しているという意図せざる結果に至ったのである(図9)。

このような構造の元で、不離土不離郷・半工半耕下の「農業」と「農」の関係は、従来の論考と異なる点も明らかにすることができた。つまり、既存研究では「農」と「農業」は、明確に切り分けられており、農業の主体である農民が自ら選択することができるとされている。一方で、個々人がむしろ種々の制限に応じること、つまり収入を確保することを前提に「農」を維持している姿が見えてくるのである。よって、両者はむしろ緊密に関係しているのである。

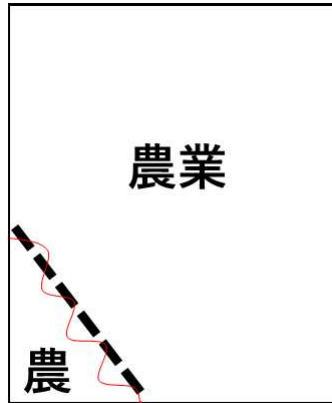


図 9. ポスト「郷土中国」ならではの主体性の「隠在性」（筆者作成）

しかし、この「隠在性」をもっても、「選択し得ない」行為を包括することが難しい。そこで「選択し得ない」行為の裏にはどのような「主体性」が存在しているのかについて建国以来の農民の施肥行為を検討した既報の結果（張 2020）、「はじめに」でも触れたように、当時の農民は、主体性（Agency）を超えた「創発性（Autonomy）」を有していたものの、構造的制限下の選択の結果、時代とともに変化してきたことが分かっていた。そこで、もう一つ概念として農民の主体性の「潜在性（Potential autonomy）」をここで併せて提起しておく。

上述したポスト「郷土中国」における農民の主体性の様態を踏まえて、農民の主体性を集成した「農」について、ここで再定義を試みたい。社会変容に応じて、職業と居住地が農業と農村から離れても（「離土離郷」）、「なにか」をもって「農民である」という時、その「なにか」のすべてをまとめて「農」とあると考えている。それを具体的に述べるならば、外在的形式と内面化された本質とに分けられる。

まず、外在的な形式について、経済的目的を超えた生き方、特に代表的なのは、伝統的な「農家肥」をあえて工夫を凝らして維持してきたことである。外在的な形式を頼りに、農民の主体性が発揮されているかどうかを確認でき

る。

また、内面化された本質は、「郷土中国」からポスト「郷土中国」の連続性を生きる中で、土との深いかわりの歴史から培われた経験知および土地への執着である。こういった本質的な部分は、土地にかかわる生活を送るうちに自然と出来上がってくるものであり、農民自身でも意識されないところもある。また、「郷土中国」からの継承性があるゆえに、農的暮らし、菜園家族、定年帰農、市民農園、などの近代的な産業としての農業への反省から主体的に新しい生産様式を選択する新しい小農層（秋津 2019）と根本的に異なることを断っておきたい。

ただし、ポスト「郷土中国」の農民が直面する種々の社会状況により、外在的な部分が影響されやすい。例えば、「農業」や工が前面に出て、「農」にあたる部分がマイナー化している場合が多く見受けられる。ただし、「農」と「農業」の関係を調整すること、もしくは生計維持を「農業」に頼りにすること自体が、むしろ、「農」を主体的に選択したい時の妥協の戦略であろう。「農」の内面化された本質が存在する以上、たとえ客観的制限があるにしても、「農」が衰退せず、農民の人生に貫徹し、随時顕在化していく可能性があるのではないかと筆者は考えるからである。例えば筆者らの既報では「アウトロー」的「農」の事例から、限られた都市空間において、あえて従来の人間関係と農家肥を活用する農民の顕在化した主体性が見られた（張・胡・三好 2022）。

一方、「農」がこれまで見られてこなかった根本的な原因については、農民へのステレオタイプな見方による偏見であると考えられる。この偏見は、特に代表的な例として、「農民は無知なため、機械的に化学肥料を多用している」ことが挙げられる。こうした視点に立脚すれば、農民を見る際にまた行為レベルの化学肥料にのみ注目するという視角に固まってしまう、結果的に農民の行為はやはり無知であると判断するような、農民に対する「偏見の再生産」が生じてくるのである。

しかしながら、本稿で提示した「隠在の農」と「潜在の農」から再考すると、上述したステレオタイプが表すものは、あくまでも農民の行為レベル、

あるいは一側面に過ぎないと言える。さらに「農」こそが、農民に貫かれて
いる本質であることに注意すべきである。ただし「潜在／隠在」はその名前
の通り、容易に気づかれない部分でもあり、農民への理解の断片化が形成さ
れやすいことにも繋がってしまうのである。

引用参考文献

和文

安室知 2008「前栽畑と市民農園の類似性」『農業および園芸』83(1)、127-132
頁。

秋津元輝（編） 2019『村落社会研究 第55集 小農の復権』農山漁村文化
協会。

王瞻 2018「農民工にみる中国近代化の圧縮性—個人化論を分析の土台とし
て—」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』26、55-71 頁。

梶田幸雄 2012「中国安徽省・長江デルタ地域の投資環境およびビジネス交
流可能性調査」『環日本海経済ジャーナル』88、10-21 頁。

坂本賢三 1982「機械と、人間の主体性」『教育と情報』295、2-7 頁。

田原史起 2019『草の根の中国』東京大学出版会。

張曼青・胡毓瑜・三好恵真子 2022「中国皖南都市公共スペースでの「アウ
トロー」農業—「県城」で生活する離土離郷人々がなぜ農業から離れないの
か—」『アジア太平洋論叢』24、25-43 頁。

張曼青 2020「中国小規模耕種農家の化学肥料依存の施肥行為に影響する
「習慣的経験」に関する一考察」『日本現代中国学会関西西部会発表レジュメ』

徳野貞雄 2011『生活農業論—現代日本のヒトと「食と農」—』学文社。

野口憲一 2016「経済性を追求する産業的農業の「非経済的な意味」—ネギの生産に特化した農業法人経営者の語りから—」『日本労働研究雑誌』675、47-58 頁。

藤原厚作 2019「減農薬稲作技術の社会的形成と農家の主体性—福岡県における減農薬運動を事例に—」『村落社会研究』26、1-12 頁。

前田比呂子 1998「中国における戸籍の移転と経済的価値についての分析枠組み」『一橋論叢』120 (2)、236-252 頁。

山田七絵 2012「太湖流域における農村面源対策とその実施過程：基層自治組織の役割に注目して」大塚健司（編）『中国太湖流域の水環境ガバナンス—対話と協働による再生に向けて—』アジア経済研究所、77-125 頁。

中文

陈航英 2015「新型农业主体的兴起与“小农经济”处境的在思考——以皖南河镇为例」『开放时代』5、77-87 頁。

费孝通 1985 [1947]『乡土中国』生活·读书·新知三联书店。

贺雪峰 2013『小农立场』中国政法大学出版社。

陆益龙 2017『后乡土中国』商务印书馆。

吴桂英 2013『生存方式与乡村环境问题』中央民族大学博士学位论文。

周平 2016『食品安全与一家两制』中国农业出版社。

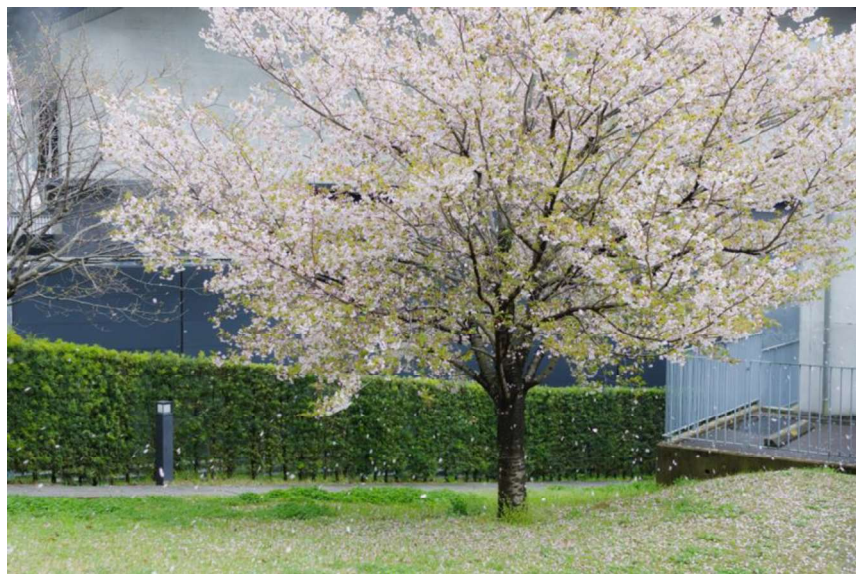
欧文

Wu,Y.Y., Xi,X.C., Tang,X., Gu,B.J., et al., 2018 “Policy distortions, farm size, and the overuse of agricultural chemicals in China,” *Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America*, 115 (27) : 7010-7015.

Chang, Kyung-sup. 2010 “The Second Modern Condition? Compressed Modernity as Internalized Reflexive Cosmopolitization”, *British Journal of Sociology*, 61(3) : 444-464.

第三部 <全体討論>

それぞれの出来事をいま振り返る意味



(長崎県防空本部跡 2021 年 ©Teppei Yoshinari)

ディスカッサント①

邪推と忖度を排し、「共業」のビジョンを語り合う 日中経済関係の発展に期待を寄せて

許 衛東*

この度、2022 年度「21 世紀課題群と東アジアの新環境」第 1 回シンポジウムの開催が実現されたことは実に喜ばしい限りである。

大阪大学経済学研究科で「経済地理」と「アジア企業の経営事例分析」を担当している教員の一人として、私に与えられた課題は、日中国交正常化以降に中国政府派遣の国費留学生として来日し、ちょっとした行き違いで日本の大学研究者となり、中国の経済躍進・大国化を日本と中国の双方の視点から見てきた体験を述べてほしいとのことであつた。目まぐるしく変化するデジタル技術と情報化社会の渦中にあって遠慮無ければ近憂ありというが、将来のことは見当もつかないのではないかと思うものの、ここでは現場で気づいた私見だけを述べておきたいと思う。

白駒の隙を過ぐるが如し、1982 年（昭和 57 年）に来日してから知らず知らずのうちに 40 年以上も日本で過ごしてきた。

私の故郷は中国最南端の海南島という僻地であるが、ベトナム戦争中、中国が支援するベトナム共産軍の幹部養成キャンプが置かれ、いわば米中対立の最前線であつた。幼少期から防空壕に避難する練習も日常茶飯事である。

普通に短波ラジオを付ければ、マレーシア、フィリピン、カンボジア、ミャンマーなどの共産ゲリラと政府軍の戦闘ニュースが双方の中国語放送か

* 大阪大学経済学研究科経営学系専攻経営情報講座・准教授

ら発表されたのを記憶している。一方、直接の戦闘は止んだが、朝鮮半島と台湾も軍事政権の支配下にあった。そんな状況のなか、平和な日本だけは一際目を引く別格の存在であった。なにしろアジア唯一の先進国であり、ほとんどのアジア諸国が属する第三世界と峻別されて第二世界ゆえの民主主義社会という定評も不動であった。いつか留学したいという淡い願望があった。

1980 年秋に中国広州の中山大学に入学したが、半年後日本留学の派遣指示を受け、迷いもなく一年の日本語予備教育と留学生統一試験に挑み、結果文科省の指示により筑波大学に配属された。以来日中関係の 50 年の大部分を日本から眺めることになるのである。

ここで、特に人的交流の量的変化と質の問題、および新興国関連の日中交流への期待を述べさせて頂く。

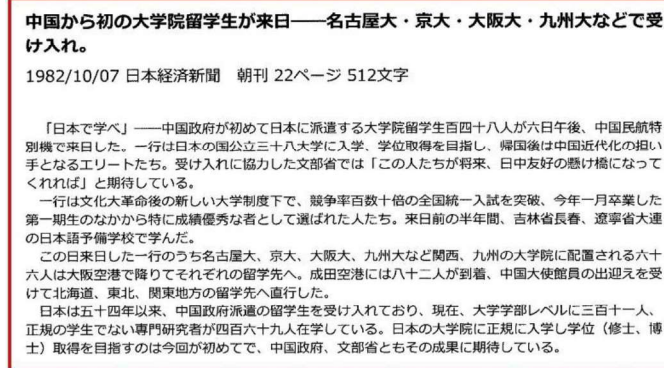


図 1 1982 年秋に中国からの大学院留学生が来日の報道記事

2023年度博士前期課程入学試験(夏季)受験状況

専攻名	志願者数		受験者数 (筆記)	筆記 合格者数	受験者数 (口頭)	合格者数
	コース別計	専攻別計				
経済学専攻(定員55名)		209	180 (1)	91 (1)	90 (1)	67 (1)
内訳 経済学コース	179	(1)	153 (1)	79 (1)	78 (1)	37 (1)
応用経済コース	21		19	7	7	26
経済制度・事例分析コース	9		8	5	5	4
経営学系専攻(定員28名)		168	153 (4) <2>	45 (4) <2>	45 (4) <2>	32 (4) <2>
内訳 経営研究コース	94	(3)	89 (3)	26 (3)	26 (3)	19 (3)
ビジネスコース	74	(1) <2>	64 (1) <2>	19 (1) <2>	19 (1) <2>	13 (1) <2>
合 計		377	333 (5) <2>	136 (5) <2>	135 (5) <2>	99 (5) <2>

	日本人	留学生	合計
経済学専攻(定員50名)	51	158	209
内訳 経済学コース	35	144	179
応用経済コース	16	5	21
経済制度・事例分析コース	0	9	9
経営学系専攻(定員33名)	10	158	168
内訳 経営研究コース	4	90	94
ビジネスコース	6	68	74
合計	61	316	377

()は内数で筆記試験及び口頭試験免除者。

・早期修了プログラム 計5名

<>は内数で筆記試験免除者。※口頭試験は受験必須

・工学研究科BE専攻からビジネスコースへの志願者 計2名

図2 大阪大学経済学研究科大学院修士課程受験者数(2022.10に集計)

図1は1982年秋に中国から派遣された大学院生留学生の来日を報道する新聞記事(各誌あり、一例として日本経済新聞)である。総数は148名で、半年早く日本に着いた私のような学部留学生100名と合計すると約250名という計算になる。

図2は、大阪大学経済学研究科が2022年夏季に行った23年度の修士課程入試の受験者数である。377名中、留学生は316名で、うち約8割に相当する250名は中国国籍であった。

このように40年が経って、一大学の一学部(部署)の中国籍受験者数が日中交流初期の年間来日留学者総数に匹敵するほど、留学という名の日中間教育交流のパイプの太さはもはや雲泥の差といえよう。

急速に拡大する人的交流を促す最大の要因は経済において他になかろうかと思う。例えば、2021年の日中間貿易規模(日本の通関統計)は3,914

億米ドルに達し、40年前の1981年の104億米ドルの37倍にもなる。当時ほとんどなかった在中国の日系企業も現在では約1万2,700社（2022年6月、帝国データバンクの調査）を数える膨大な数を誇っている。

なかでも、トヨタに代表される日本自動車産業の中国投資の収益額は6,320億円（2019年）と高く、タイの4,091億円と合わせれば対世界投資の収益規模の6割を占めるほどである¹。ちなみに内閣府の調査によれば自動車産業は日本国内産業の付加価値の4割を稼ぎ出していると言われる²。

明らかに経済面における日中相互の依存関係の深化は一目瞭然である。私が大阪大学大学院で担当する「ケーススタディ（アジア企業）」の講義で毎年大阪大学周辺の有名企業の現場訪問を実施しているが、コマツ建機、資生堂、日清食品、アサヒビールのどれも中国市場の販売シェアを上げるグローバル市場戦略を取り入れている。

それにもかかわらず、内閣府が主催する「外交の世論調査」で集計される「中国に親しみを感ぜない」層は1980年代初期の20%未満から下降一直線で直近の2021年では74%という高い比率を表している。日本に親しみを感ぜない層が6割超という中国側の調査結果も相互不信という同様の問題を浮き彫りにしている。

また、メディアは、企業の自主判断に基づく投資の市場成果である通常の「貢献」もしくは「達成」の表現をわざわざ回避し、「中国依存」という地政学のフィルターをかけた概念装置にすり替えて、中国は厄介な国であるという恐怖感を散布している。

筆者が大阪大学で担当する共通教育の科目「経済の世界」という授業で中国経済分析の基礎を扱っている。この講義は元々大阪外国語大学時代に開設した「東アジアの社会と文化」からの読み替えて、大学統合当初関心を持つ受講生が大勢いたが、受講者数は2008年度146名、09年度222名、10年度

¹ 細尾忠生（2022）：「サプライチェーンの再編と中国市場への向き合い方」『中国経済レポート』No.65、pp.1-6。

² 『産業構造ビジョン2010』（内閣府）

220 名、11 年度 172 名、13 年度 91 名、14 年度 60、15 年度 33、17 年度 77、18 年度 79 名、19 年度 15 名、22 年度 21 名となり、年々減少している。

同様の微妙な変化は中国にも生じている。筆者は長らく JICA の大阪オフィスで中国専門家研修団向けの日本中小企業政策と知財戦略のレクチャーを担当してきたが、2012 年以降この種の招聘が日本サイドでストップされ、代わりに中国側が独自の企画で「華南大講座」のような地方官僚・起業家向けの講習場に呼ばれ中国出張の形で交流を維持することになった。しかし、18 年以降、日本に対する関心が薄らいだという理由で中国も相次いで取りやめている。

浮世は回り持ちのごとく、2010 年の日中間の GDP 規模の逆転を契機に、相互のナショナリズムの高揚が逆の相互不信をもたらしている。2007 年に PHP 総合研究所 の「日本の対中総合戦略」研究会が 2020 年の中国像として、1) 成熟した大国シナリオ（望ましいシナリオ）、2) 覇権的な大国シナリオ（望ましくないシナリオ）、3) 未成熟な大国シナリオ（もっとも蓋然性の高いシナリオ）、4) 不安定な大国シナリオ（望ましくないシナリオ）、5) 秩序崩壊のシナリオ（蓋然性は高くないが、危機管理上、考慮しておくべきシナリオ）を公布した際、まだ余裕さえ感じられた日本のメディアは、実際 2020 年代を迎えた現在になって挙って「覇権中国」論調の一本やりに徹しているように豹変している。

どうやら、日中の相互不信の深層は「現代化」、すなわち近代化の理解の相違にも由来しているように思う。

1987 年の第 13 回中国共産党大会において、78 年以來の改革路線を掲げる鄧小平は三段階発展戦略（三步走）を提起し、すなわち第 1 段階では 1990 年までに国民経済の倍増を通じて、「温飽」（衣食）問題を解決し、次の第 2 段階では、20 世紀末までに「小康」（まずまずの生活）を実現し、さらに第 3 段階では、21 世紀半ばまでに、1 人あたり GDP は中クラスの先進国の水準に達し、人々の生活は比較的「富裕」となり、基本的な現代化を達成する、という「現代化」論であった。

この「現代化」は経済学のいう「発展」や「開発」の概念に近いもので、特に経済水準の上昇は人々のライフスタイルを変化させ、社会や政治にも多様な影響を及ぼしていく可能性をも含んでいる。

しかし、中国は社会主義を標榜している以上、先行する実践に追従できないイデオロギーの硬直化は宿命である。特に習近平体制を確立した 2012 年の中国共産党第 18 回全国代表大会で、「トップ・レベル・デザイン」（顶层设计）という指導原則が発表され、党中央による統一的な指導を強化するようになっている。この枠組みの下、中央トップダウンのデザインは地方のボトムアップに対して以前よりも厳しい統制を敷いて、市場改革の遅延と不透明感を印象付ける懸念材料となっている。

とはいえ、2017 年の第 19 回党大会において、習近平も「三步走戦略」目標を提起し、なかでも終局として 2035 年から 21 世紀中葉にかけて、中国は調和のとれた社会主義現代化強国になるという近代化路線の継承を再確認している。

しかし、この中国式「現代化」の中身について、中国自身の説明不足は明白であるが、他方、戦前・戦後を問わず、近代日本における最も基本的な政治的綱領の 1 つである「脱亜入欧」論の基底的感覚からすれば、ウェスタン・インパクトの拒絶姿勢と映り、日本社会の共感が伴わないすれ違いとなっている。同様の構図は、近代化を急ぐアジア諸国と日本の関係においてもみられつつある³。

実際、アジアの新興諸国は、インフラ整備、開発のノウハウ、人材育成など、経済大国として並行する日中の同時的・協業的・効果的関与を求めているし、日中双方に少子高齢化対策やカーボンニュートラルやイノベーションなどの共通の苦悩や課題も多く存在する。米中デカップリングの不確実性問

³ 時事通信社（2023.2.12）によれば、オーストラリアのシンクタンク、ローウィー国際政策研究所が、「2023 年アジア・パワー指数」報告書でアジアにおける日本の影響力は低下しており、防衛力を拡大しても補えないとの分析を示しました。

題を差し引いても、日中の「乱闘」よりも「共業」への高い期待はアジア地域の一般的な見方である。

目下の課題点検は、中国の社会変容の通史的意義を日本の近代化論の相対化という作業から再確認・再構成することに尽きる。

この迷いについて、大阪生まれの経済官僚・評論家だった故堺屋太一は、かつて一刀両断して名文を残している。すなわち、「中国は既に、アメリカに勝るとも劣らぬ巨大な、そして多様な関係で繋がれた経済パートナーになっているのだ。これからの成長力や地理的な近さを考えれば、将来はますます重要な関係になるだろう。

実際、私たちはアメリカについては多くを学んでいる。中学生から英語を学び、アメリカの映画やテレビドラマを見、メジャーリーグの野球やアメリカンミュージックにも歓声を上げる。歴代大統領の名前も都市の位置も大企業の商品もよく憶えている。

これに比べて、中国のことは忘れられた。漢文を読める学生も減ったし、現代中国の簡体字を知る者も少ない。伝統的教養として中国の歴史や書物に親しむ人も減った。

要するに、今の日本人は、今の中国を知らない。中国について語られていることの多くは、歴史や文化から切り離された統計数字や耳学問的な話だ。きわめて重要な経済パートナーとなった中国と付き合うためには、より積極的に中国を学び中国を語るべきであろう。」⁴との鋭い指摘である。

偉人の功績を思い出しながら、シンポジウムの成功を願ってやまない。

⁴ 堺屋太一（2003）：『中国大活用』NTT出版、IV—V。

1972 年の二つの遺産

小林 清治*

1. はじめに

1972 年 2 月、過激派武装組織である連合赤軍のメンバー 5 人は、長野県軽井沢の保養所に人質をともなって籠城し、警察当局との銃撃戦を展開した。いわゆる「浅間山荘事件」はその後、218 時間ぶりに人質が救出され、5 人全員が逮捕されることで幕切れとなった。

1960 年代後半、日本の各地の大学では、大学当局の非民主的運営やベトナム戦争の拡大などを背景に、学生の叛乱が始まった。とくに、「セクト」と呼ばれる旧来の活動家組織に属さない一般学生が自発的に参加する「全学共闘会議」（全共闘）は影響力を拡大して、学内や街頭で抗議活動を展開し、社会的に注目を集めた。

しかし、大学の運営の改革など一定の目標が達成され、最大の政治課題であった 70 年安保闘争も、日米安保条約が自動改定されることで不発に終わると、闘争の目的は見失われていった。そして、セクトの活動家たちが影響力を回復するために、過激な武装闘争を志向して内ゲバを繰り返しつつ、勢力を減少させていった。その行き着いた先が「あさま山荘事件」であり、それは若者たちの叛乱の季節の終焉を告げるものとなった。

* 大阪大学人間科学研究科・准教授

1972 年 2 月当時、小学 6 年生であった私は、この事件が意味するものを理解できなかった。しかし、それから 50 年が経過した今の時点から振り返ると、全共闘世代が残した思想的遺産は、私の人生に大きな影響を与えていることに気づかされた。その思想的な遺産についてお話ししたい。

2. 「1970 年パラダイム」

この一連の出来事について、『1968』（新曜社、2009 年）という大著を刊行した歴史社会学者の小熊英二は、反乱した若者たちが残した思想的遺産を「1970 年パラダイム」という標語でまとめている。つまりこの時期に、平和運動や市民運動にかかわる陣営のなかでパラダイムの転換が起きており、それは (1) 「戦後民主主義」の肯定から否定へ、(2) 「近代合理主義」の肯定から否定へ、(3) 「被害者意識」から「加害者意識」へ、の転換であった、とされる。そしてこうした転換とともに、在日コリアンや被差別部落、公害被害者、女性などのマイノリティへの注目や、アジアにたいする戦争責任への問題意識が生じてきた、とされる。

全共闘世代の若者たちは、彼らに先行する敗戦直後から 1960 年安保闘争にかけての多様な運動や思想を、「戦後民主主義」というカテゴリーで一括して捉えていた。彼らにとって、その「戦後民主主義」は戦争被害者としての体験に内閉し、また、60 年安保闘争の際に明らかになったこととして、議会制民主主義に固執して直接行動を躊躇するという意味で、支配体制の変革者というよりは、むしろその補完者に見えた。こうした「戦後民主主義」の限界を乗り越えていくために、マイノリティや戦争責任の問題を積極的に取りあげていくべきだ、と彼らは考えたのだった。そして、高度経済成長によって経済大国となった日本社会を、経済的安定と引き換えに自由を奪う、息苦しい「管理社会」であると批判したのだった。

1978 年に大学に入学し、その後大学院に進学して研究生生活を始めた私は、高度経済成長による日本の社会の変化とその経済的豊かさの背後に潜む諸問題を明らかにしたいと思っていたが、その際に、いまから思えば「1970

年パラダイム」の所産となるいくつかの文献から多くの示唆を受けとることになった。代表的なものとしては、鶴見良行の『バナナと日本人』（岩波書店、1982 年）や中村尚司の『豊かなアジア貧しい日本』（学陽書房、1989 年）などが挙げられる。これらの文献は、豊かな日本社会の影の部分の私に教えてくれた。

そして 1994 年に私が就職した大阪外国語大学国際文化学科の開発・環境専攻では、途上国の開発や環境問題に関心をもつ学生たちを教育する立場として、これらの参考文献を大いに活用することができた。私は、街頭での直接行動を通じて社会主義革命を実現するという全共闘世代の実践的なラディカリズムには共感できなかったが、経済的な安定や豊かさのなかで見えにくくなっている支配や抑圧を可視化するという意味での思想的なラディカリズムには恩恵を被ってきたといえる。

3. 「1970 年パラダイム」と今日

ところで、50 年を経過した今日の時点で、この「1970 年パラダイム」をどのように評価できるのか。小熊は、このパラダイムは経済成長を前提にし、そして「管理社会」批判を中心にしていることを根拠に、すでにその説得力は失われていると断じる。1990 年代に経済の停滞状況が生まれ、さらに脱工業化の進展により、大量の非正規雇用労働者が発生し、「格差社会」が問題化している。そうした変化によって、社会のマジョリティに新しい問題状況が生まれているにもかかわらず、もっぱらマイノリティに関心を向けてきたこのパラダイムからは、新しい問題を抱えた当事者によびかける言葉はもはや生まれてこない、と小熊は指摘する。そして、現在有力な新自由主義に対抗する新たなパラダイムが必要である、と。

私は、この小熊の指摘を若干の留保つきで支持したい。そもそも、全共闘世代が先行する「戦後民主主義」を乗り越えるべき対象とみなしたときも、彼らの考えた「戦後民主主義」とは多様な思想を単純化してイメージしたものであったと、小熊自身が指摘している。よく考えてみれば、私が示唆を受

けた文献も、全共闘世代よりは年長の著者によるものが多い。本シンポジウムの基調報告で鄧燦先生が言及された家永三郎や、吉成哲平さんが言及された小田実も、そうした上の世代に属する人びとであった。思うに「1970 年パラダイム」とは、特定の世代のというよりも、その時代の所産のことだと考えるべきではないだろうか。そして、その内実を論じる際には、「戦後民主主義」の担い手だった世代と全共闘世代の相互の影響関係を、もう少し丁寧にみていく必要があるのではないだろうか。

4. 「福祉国家」パラダイムへ

以上のような留保を付したうえで、新たな対抗パラダイムを考えるとすれば、「福祉国家」がそのヒントになるかもしれない。

1972 年は、田中角栄内閣が誕生した年でもある。田中内閣は、高齢者の医療無料化や年金の物価スライド制導入など社会福祉政策を充実させ、翌年に「福祉元年」を宣言した。それは、日本政府がヨーロッパ型の「福祉国家」路線に転換することを意味した。しかし、その後の低成長期への移行に伴い、自民党政府は「福祉国家」路線を放棄した。一方、対抗勢力の社会党や共産党は当時、資本主義の延命策にすぎないという見地から「福祉国家」に対して否定的であった。そのため、戦後日本政治史において、「福祉国家」路線は政策の選択肢として真剣に検討されることはなかった。しかし、21 世紀になって深刻化してきた格差・貧困問題に取り組む人びとのあいだで、新自由主義に対抗する構想として「福祉国家」路線を再評価する動向が出現してきた。（福祉国家と基本法研究会編著『新たな福祉国家を展望する』旬報社、2011 年など）。

「新たな福祉国家」が、膨大な非正規雇用者の生存権を保障するとともに、ジェンダーやエスニシティの観点からみて多様な人びとに開かれ、さらには自然と人間の非敵対的な関係性を志向するものとなりうるとすれば、それは 1972 年の二つの遺産を今日において継承することになるだろう。

「境界」を越えた研究に向けて

周 雨霏*

多種多様なバックグラウンドを持つ研究者が分野横断的な対話を行なったことが、今回のシンポジウムの特徴である。それは、近年、日本の大学院の急速なグローバル化と深く関係している。平成 20 年代頃、日本の大学院に在籍している留学生の人数は既に 3 万人を越えていた¹。加えて、留学生の国籍が多様化していくとともに、あらゆる研究分野でユニークなテーマに携わる外国人研究者も増えつつある。筆者個人の経験では、人と知識人の流動が加速化している背景により、日本の大学院に在籍しながらも、複数の研究分野から学び、国際的に活躍している研究者と交流する機会が増えている。そのおかげで、今回、歴史学、社会学、経済学など多様な専門分野のご報告を伺うことができた。そしてお話を伺っている際に、加速しているグローバル化と不安定になっている国際情勢の中で、我々次世代の人文・社会科学研究者、とりわけ、「越境」の経験を持ち複数の社会で学んでいる若手研究者の役割と任務をめぐって、二つの問題を強く意識するようになったのである。

まずは、曖昧化しつつある「境界」の問題である。吉成哲平氏のご報告で

* 帝京大学外国語学部国際日本学科・専任講師

¹ 独立行政法人日本学生支援機構「平成 30 年度外国人留学生在籍状況調査結果」
<https://www.nisshinkyo.org/news/pdf/B-30-2.pdf>

取り上げられた写真家東松照明は、戦後日本の急速なアメリカニゼーションの文脈から、戦前と戦後、日本とアメリカの「境界」に置かれる諸個人の葛藤を見つめつづけたのである。吉成氏のご指摘の通り、東松は戦後の暮らしの中で、圧倒的な武力で日本を占領するアメリカと日本にデモクラシーの種を蒔いたアメリカという二つの顔を発見し、戦後日本の人々の「内なるアメリカ」の両面性を敏感に感じ取っていた。東松が描いたのは、おそらく、敗戦と占領を経験した世代が他者としてのアメリカに向き合った時の共通する感覚かもしれない。また、国家としての「フォーマル」なアメリカと消費文化に代表された「インフォーマル」なアメリカとの間を行き来する東松の視線²も、当時の日本人に共有されていたのかもしれない。しかし、戦後を生きた世代にとって、「他者」としてのアメリカとの出会いはいかに鮮烈であったとしても、戦後日本における「単一民族神話」が揺らいだわけではない。むしろ、対米従属下での経済大国化により、一層強化されたと言っても過言ではない。

一方、「短い 20 世紀」の終わり頃に生まれた我々の世代にとって、「他者」との出会いはいかなるものだろうか。2020 年度の国勢調査によると、中长期在留資格を持つ外国人は 280 万人を超えている³。義務教育段階においても、外国にルーツを持つ子供が 6.9%を占めていると報道されている。我々が直面しているのは、多文化共生社会であり、「自己」と越境する「他者」の間の境界が徐々に曖昧になっていく。今回、登壇してくださった多くの方々が複数の国・地域で勉強・研究したという貴重な経験を持っている。それらの経験から得られた独特な視座を活かして、研究テーマに新たな光を当てたのである。とりわけ、第二部「話題提供」のセッションにおいて、衛娣氏は日系企業の中国進出を背景に、改革開放以来、中国家電産業の発展を語

² 吉成哲平、三好恵真子「「インターフェイス」から捉え続けたひとびとの暮らし：写真家 東松照明の眼に映り込んだアメリカニゼーション」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』第 48 号（2022 年）、147-180 頁。

³ 総務省統計局「令和 2 年国勢調査—人口等基本集計結果からみる我が国の外国人人口の状況」『統計 Today』, no. 180. <https://www.stat.go.jp/info/today/pdf/180.pdf>

ることにとどまらず、日中両国の家電産業の国境を超える連動の通時的な変遷まで明らかにしたのである。

次は異なる分野の間の「境界」という問題である。周知の通り、東アジアにおける近代学問の発端は 19 世紀半ば頃に遡ることができる。初期段階において、分野の間の境界線がまだ明確にされておらず、経済、社会や個人の有り様について、分野横断的な議論がよくなされたのである。しかしながら、人文社会科学諸分野が制度的に細分化・専門化が進むにつれて、分野の間の壁が著しく高くなり、異なる分野間の対話も非常に難しくなっている。今回、鄒燦氏のご報告「国交正常化以降の日中戦争研究の動向と戦争認識の変化」を伺い、改めて分野を横断することの困難さを痛感している。鄒燦氏は日中戦争研究の動向をめぐって、日本の日本史、日本の近現代中国史、そして中国の中共党史、中国の近現代日本史、中国の民国史など、さまざまな学者コミュニティによる新しい研究を紹介し、大変示唆的だと思う。それと同時に、それらの学者コミュニティが言語の壁、問題意識のズレや研究スタイルの違いで、同じテーマとの向き合い方がかなり異なっていることも実感した。実際、戦争の歴史のみならず、多くの研究課題を遂行するには複数の分野からの視点が求められている。例えば、環境と自然の歴史、食べ物、衣装や嗜好品の歴史、知識の生成、変遷と移転など。「話題提供」のセッションで言及された大気汚染問題と中国の農民問題もまさに分野横断的な視座を求める課題である。筆者をはじめとする若手研究者は研究歴が浅いからこそ、自分が取り上げている課題をめぐって、他の研究分野と研究領域からご意見を伺い、主体的に分野の壁を緩やかにして、新たなパラダイムの確立に努める責任を持っていると考える。

2022 年に日本と中国の国交が正常化された 50 年を迎えている。しかし、世界経済成長の減速、拡大しつつある貧富の格差、そして増大する紛争リスクを背景に、学問や知識の生産をめぐる状況の見通しも不透明となっていく。むろん、以上提案したように、ネーション、アイデンティティーや既存の思考枠組みの「境界」を越えて、開かれた学問へ向かうことが重要だが、一般向けに正しい情報を確実に伝達することも人文社会系の研究者にとって不

可欠な仕事である。とりわけ、今現在、東アジアの情勢は緊張が高まって、国民感情も多少悪化していく傾向を否めない。こういう時代だからこそ、草の根レベルで、研究者、学生や市民のレベルで、交流を続けて、深めていくことが極めて大切だと思う。我々デジタルネイティブ世代と呼ばれる若手研究者はソーシャルメディアを活用して、日頃の研究成果を広くかつ正しく発信して、異なる文化・集団・伝統の間の橋かけの役割を果たすべきだと思う。

日本・中国の知的連帯を求めて——自然と共存する アジア的理性の創出

冷 昕媛*

1. はじめに

今回第1回目のシンポジウムは、「この50年の歩みを共に考える——それぞれの出来事をいま振り返る意味」というテーマで企画された。その中で、特に環境問題が東アジアの共通課題の一つとして取り上げられ、筆者の問題関心と一致している。

東アジアの環境問題の発生は、国家主導の経済開発によるものだと考えられてきた。つまり、急速な工業化のもとでの「負の経験」、アジアの中で戦後いち早く経済復興を遂げた日本の公害経験に重ね合わせながら、欧米先進諸国のキャッチアップによる目覚ましい経済成長の陰で生じた問題とする(小島・藤崎編 1993)。中国でも改革開放以降、積極的な経済の成長、強力な指導のための集権的政治の推進が至上命題となっており、環境問題への対応が追いつかない状態になってしまう。一方、筆者自身は東アジアの環境問題の原因を急進的な国家開発主義に限定されると物足りなさを感じており、なぜならば環境問題を創出する産業資本主義システムが普及する以上、環境問題の解決は途上にあると言えるからである。そこで、産業資本主義システ

* 大阪大学人間科学研究科・博士後期課程

ムの思考様式に目を向けること、つまり「西洋の近代化原理」をもう一度考え直す必要があると考えている。例えば、国際政治学者の宇野重昭（2016）は、「近代的欧米が基本的に追求していく点は、結局利益の追求であり、人間の欲望の肯定が基礎と考える。そしてそれは利害関係を背景とする合理的「自己抑制」および弱者・貧者救済の憐憫の情はあっても、本質的抑制を促す価値観は存在しない」と鋭く指摘している。そこで、上記の思考様式を克服するために、西欧的アプローチと異なり、それぞれアジア的「理性」を創出しながら「自然」と共存する方法を模索し、知的交流の内実を豊かにすることが期待されると述べている。

本稿は、環境問題の発生の考え方―西洋近代化の原理から出発しつつも、日本と中国両国ではいかに環境問題の実相を認識し、また実践経験の蓄積の中で形成されてきた自然との共存の方法を論じていく。以下は、それぞれ公害の原点とよばれる水俣病とそこから日本社会学者鶴見和子の内発的發展論及び筆者による現地 NGO 調査、そして中国における環境保護の取り組み、特に改革開放以降、民間の力である中国環境 NGO による奮闘を紹介する。最後のまとめとして、日本と中国は人間と自然と共存するアジア的「理性」を創出することができるか、その未来を展望してゆく。

2. 日本：水俣病の衝撃による鶴見和子の内発的發展論とキーパーソン

水俣病は、世界的にも環境問題の現実的脅威として広く知られている。鶴見和子らを中心とした研究者団は、現地に赴き、悲惨を極めた光景に衝撃を受けた。ただ生きる希望を失った現場の人の自殺、胎児性水俣患者の人間として生きようとするもがき、共同体の親密関係をズタズタにされている様相などは、内発的な發展論の理論化の第一歩となっている。内発的な發展論の目的は、西欧先発国をモデルとした近代化によってももたらされる弊害を、修復するかまたは未然に防ぐ道を模索するということである。ここで内発的な定義（鶴見 1989: 49）を引用したい。

「自発的發展とは、目標において人類共通であり、目標達成への経路と、その目標を実現するであろうと社会のモデルにおいては、多様性に富む社会変化の過程である。共通目標とは、地球上のすべての人々と及び集団が、衣・食・住・医療の基本的必要を充足し、それぞれの個人の人間としての可能性を十分に発現できる条件を作り出すことである。それは、現在の国内および国際間の格差を生み出す構造を、人々が協力して変革することを意味する。」

「そこへ至る経路と、目標を実現する社会の姿と、人々の暮らしの流儀とは、それぞれの地域の人々および集団が、固有の自然生態系に適合し、文化遺産（伝統）に基づいて、外来の知識・技術・制度などを照合しつつ、自立に創出する。」

そして、このような内発的な發展の可能性を具現化していく鍵となる人がキーパーソンである。このキーパーソンとは、鶴見（宇野・鶴見編 1994: 9）によれば「生活と政治と結ぶ架け橋であり、民衆自治の担い手」である。上記の定義にしたがい、ここで筆者の調査対象である水俣地域の企業組合エコネットみなまた（以下エコネットと呼ぶ）の専務理事・永野隆文さんというキーパーソンの話を取り上げたい。

永野さんは 1950 年生まれであり、高校生の時から水俣病患者・濱本二徳さんの話を聞き、水俣病事件に首を突っ込むこととなった。彼はエコネットを立ち上げる理由として、やはり水俣病事件からの教訓である。一度破壊された環境は元へは戻らないこと、化学物質の人体への影響は計り知れないこと、地域において差別などで引き裂かれた人間関係の修復の難しさなどを心得て、環境に配慮した商品づくりを通して、地域の福祉充実に取り組むことを決意した。そこで、農薬や化学肥料に頼らないみかん類の加工などを手掛ける、一般的な就労が難しい障害者が働く「就労継続支援 B 型事業所」を開設した。特に、エコネットの仕組みは一般の企業とは異なり、「社会的事業所」を目指している。

「ここでは働くものが出資し、運営が管理する、される関係ではなく対等な関係で行い、同時に障害者も健常者も一緒に議論を積み重ねながら事業活動をおこなってきた」（2022 年 12 月 15 日聞き取りによる）

ここでは、永野さんらがエコネットという事業活動を通じて、水俣の教訓を生かし、西洋近代化の自由競争という価値中立的な原理から自然との共生、人々の共生という価値明示的な原則を作り出している。

3. 中国：環境 NGO の参加経歴とそこから見えてくる中国式発展

筆者のこれまで関心は、改革開放以降中国環境権威主義体制の下での環境 NGO（中国語：社会組織）の成長と参加である。特に 90 年代では、社会主義市場経済体制を確立し自由競争の市場原理が導入してから、環境問題の爆発と環境 NGO の発生がほぼ同時期に起きている。特に注意すべきなのは、中国の環境 NGO が置かれた状況は日本の民主主義体制とは異なり、その参加は政府の態度に密着している。日本の内発的発展論の相違点として、宇野（2016: 31）は以下のように説明している。

「日本の内発的発展論と中国の模式論には、論理形成された時期と場、発展過程、現実社会との関係などからいって、大きな相違がある。中国模式論は、民族運動がリーダーシップをとった政党・政府と必然に一体化してきた歴史から、理論と現実が国家的発展方式そのものに密着して進行してきた。これに対して、日本の内発発展論は、政府が欧化政策第一主義をとって以来、政治から離れた学術的理論として発展し、国家権力とは明確に距離を置いた。」

上記の前提条件を踏まえた上で、ここでは筆者ら（冷・林・三好 2023）の研究を引用しつつ、中国環境 NGO の年代歴と参加方式によって三つの段階を整理し、そこから中国式発展をまとめてゆく。

1) 環境 NGO の立ち上げと環境教育の普及

1978 年末の第 11 期三中全会の開催を受け、経済・政治体制改革がはじめられた。「分権化」(中国語：分権譲利)——政府が市場や社会に権限を委譲する改革が行われ、基層社会では政治機能と経済機能を分離する「政社分離」(中国語：政社分開)政策が実施された。しかし、1989 年の政治事件の後、政府は民間結社の取り締まりに舵を取り、NGO の正式登記は登録機関の民政部と業務機関(環境保護の場合は環境局)の双方の承認を必要とする二重管理制度の管理下に置かれた。

それでも、初代 NGO は 90 年代半ばに立ち上げられ、合法性を持たないまま活動していた。そこには、NGO の独自の策略があり、一般的に法人資格登録、活動範囲という二つの側面で現れている。まず、法人登録では、「掛靠」(附属)とあるように、官製系組織の支部として登録したり、政府職員との私人関係で口頭を通じて合法性をもらったりするのである。たとえば、NGO「自然の友」は、全国政治協商会議委員の梁从誠が自ら所属した「文化書院」(官製系組織)の支部としてデビューした。1996 年 NGO「緑家園」が中央テレビのジャーナリストである汪永晨と中国環境科学研究所の金嘉満によって成立され、未登録のまま(2008 年に登録)当時の環境保護局の局長、記者、科学者を招待して活動していた。また、その NGO 活動範囲では、「政府の希望通りの方向で役たつ」と自粛し、環境紛争という敏感な議題をさけ、一般市民への環境教育中心に環境保全イベントを行った。

2) 環境 NGO の拡大とネットワーク化活動

四川省大地震の影響により、民間の力が覚醒し、環境 NGO も増加し続けている。たとえば、環境保護局の元局長である曲格平は、定年後、政府内部や社会の有力者を誘い、中華環(境)保(護)連合会(英文名：All-China Environment Federation, 略称 ACEF)の設立に力を注いだ。政府と民間環境 NGO との間の交流・連携に関わるプラットフォームの構築といえる。また、2004 年には企業や社会起業家による NGO「阿拉善 SEE 生態協会」が成立し、2008 年には「阿拉善 SEE 基金会」が立ち上げ、現在は環境 NGO の中間支

援組織として活躍している。

有力な環境 NGO が政府の環境政策に影響を与えた事例が続出しており、これらの事例ではネットワーク化することにより重大な公害事件の情報公開と解決を促進し、環境制度と市民による環境保護意識の向上を促した。たとえば 2004 年には、国家發展改革委員会が推進する怒江ダム建設に対して、環境 NGO の「綠色流域」、「綠家園」、「自然の友」などが中心になってネットワークを形成し、環境保護運動を展開した。その結果、国家プロジェクトである計画が一旦棚上げになるという出来事があった。北京などの中心地域以外、より多くの地域に専門特化する団体も成立している。2008 年以降、環境情報公開の制度化につれ、IPE（公衆環境研究中心：Institute of Public and Environmental Affairs）を中心としたグリーン・サプライチェーン運動が起きている。筆者の聞き取り調査では、IPE は上記の取り組みをもとに、中国各地の環境 NGO のネットワーク（「綠色選択連盟」、英語名：Green Choice Alliance）を通じて、現地調査の依頼、情報の共有などで協力を深めようとしている。

3) 若者の参加と環境公益訴訟の参加

80、90 年代生まれの若い世代は徐々に社会に進出しはじめ、個人メディアの普及、中間支援組織の発展の状況下で、彼ら、彼女らは環境 NGO の発展に新たな活力を注いだ（李 2018: 62）。若手を中心とする団体が、SNS を利用して汚染写真やブログをアップロードしたり、監視や評価を関連の環境部門に報告したりするなど多様な実践活動を創出している。例えば、2010 年に SNS のウェーバー（中国語：微博）で集結した若者団体「天津緑領」は、インターネットユーザーから提供され環境汚染情報をもとに、現地への調査を行い、また地方環境部門と連携することで、一連の問題解決を促した。

同時に制度環境の改革では、NGO による環境公益訴訟が行えるようになった。告発の原告の多くは、政府と関係をもつ官製組織の ACEF と中国生物多样性与绿色发展基金会、それに民間の「自然の友」、CLAPV（公害被害者法律援助センター）など、資金と弁護士人材などを備えている有力な環境 NGO である。しかし最近、上記以外の有力 NGO も、若者団体に向けた法律

能力育成の学習会や財力の支援にも取り組んでいる。

4) 環境 NGO の発展経歴からみる中国式発展

中国本土の環境 NGO の発展は国外の組織様式、活動手段を参照しているが、巨大な政府の力を前で、環境 NGO は最初から政府の敵ではないと公言し、補助役として自らを位置付けた。その活動手法も社会運動のようなものではなく、より穏健的な特徴を持っている。具体的に、国家の環境制度の方向性に同調したり、政府との個人関係を利用したりしている。上記の非公式的な実践は環境 NGO に合法性を獲得させ、NGO に関する公式な制度の改革を促進している。たとえば近年来、従来の二重登録制度が直接登録制度に改革されたり、環境ガバナンスの体系化が行われたりした。

同時に中国共産党や政府による「持続可能な発展」から「生態文明」の政策転換が、その啓蒙独裁の組織の一貫性にも関わらず、時代と場所における実質的変化の経緯を評価する姿勢において注目できよう。

4. 新しい中国・日本の知的連帯：自然と共生するアジア理性の創出

これまで見てきた通り、人間の欲望を肯定的に捉える西洋近代化の原理により、環境問題だけではなく、社会格差などの弊害をもたらしている。しかし、ここでは西欧社会の主要価値には重大な欠陥が存在するものの、西欧的価値の合理的部分は吸収すべきであると考ええる。強調すべきなのは、内発的発展論も中国式発展も、近代化の本質的価値の側面は認識しつつ、抑圧の現実には批判的な精神を守っている。そこで、今後いかにして中国・日本の知的連帯を深め、自然と共生するアジア理性を創出するのかを展望する。

今回日中復交 50 周年を機に企画した第一回目のシンポジウムでは、中国文化フォーラムに関わる若手研究者を中心に、それぞれの 50 年の歩みを振り返ってきた。そこから、日中は経済、政治、文化交流などが盛んに行われ

ており、徐々に運命共同体となりつつあると明確に見えてくる。上記のアジア理性の創出も多様な交流活動の継続の中で生まれてくることを心から願っている。

引用参考文献

和文

小島麗逸・藤崎成昭（編） 1993『開発と環境—東アジアの経験』アジア経済研究所。

宇野重昭 2016「世界に向かう「内発的発展論」から考える中国「模式論」

宇野重昭・江口伸吾・李曉東（編）『中国式発展の独自性と普遍性—中国模式の提起をめぐる』国際書院、27-72 頁。

宇野重昭・鶴見和子（編） 1994『内発的発展と外向型発展—現代中国における交錯』東京大学出版会。

鶴見和子 1989「内発的発展論の系譜」鶴見和子・川田促（編）『内発的発展論』東京大学出版会、43-64 頁。

李妍焱 2018『下から構築される中国「中国の市民社会」のリアリティ』明石書店。

冷昕媛・林礼釗・三好恵真子 2023「中国社会転換期における環境 NGO と環境ガバナンスに関する再考—「国家-社会」から「制度-生活」へのパラダイムの転換—」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』49、印刷中。

東北出身の結婚移民女性の語りをどう捉えるのか ——「典型的単位社会」を一つの手掛かりとして

王 石諾*

1. はじめに

この度、多様な分野の研究者が集まる極めて貴重なこの場に参加することができ、勉強をさせて頂くのと同時に、わたし自身の研究課題との繋がりを考えつつ多くの啓発と刺激を得た。本シンポジウムで、沖縄復帰、日中国交正常化や日台断交などそれぞれの歴史的な出来事を各発表で振り返ることができ、この 50 年間に於いて、国家・地域間の関係から人々の生活の隅々に至るまで、その歴史の響きが続いていることは改めて感じていた。

殊に、話題提供③の張曼青さんの発表では、肥料の使用における主体的選択を切り口として、中国皖南の農民一人ひとりのライフストーリーを踏まえた上で、激動する中国社会を生きる中での個々人の姿を再現した。全体討論のセッションでは、「53 人に対する聞き取り調査を実施したが、ご発表の中に登場する 3 人の中国農民のライフストーリーを選ぶ理由は何か」というわたしの質問に対する発表者の張さんの回答の中で、中国の集団農業時代からの複数の社会転換を肌身で経験してきた高齢者の人生に着目したいというポイントが、特に印象深かった。実は私自身もライフストーリーの聞き取り

* 大阪大学人間科学研究科・博士後期課程

調査を行っており、張さんがインフォーマントを選ぶ際に重要視するポイントと自分の考えとが共通する部分もあった。それゆえに、本稿では、まず自分が取り組む研究課題を紹介し、またその重要な背景である中国東北の社会文脈を「典型的単位社会」という角度から接近し、さらに当事者に対するライフストーリー調査手法の適応性をめぐって論じてみたい。

2. 日中国際結婚における女性移民をめぐる議論と課題

わたしは国際結婚における女性に関心をもち、取り組む研究課題では中国東北出身そして日本の東北地方に結婚移住する女性に目を向けている。国際移民女性化¹が進んでいく中、女性移民をめぐる議論は盛んになってきた。マクロな視点からみると、グローバル化による中心・周辺地域の社会的・経済的構造の差異の下で、女性移民の「周辺から中心へ」の移動は、再生産労働における国際的な分業の一環であり、中心地域における再生産労働力の欠乏問題の改善策として捉えられている（邱 2005）。1972 年の日中国交正常化ないし 1978 年の改革開放政策を機に、80 年代から日中国際結婚が活発化してきた。それに伴い、中国出身の女性移民に関する議論も始まり、初期の段階では単にその構造的な枠内に留まっていた。即ち、高度経済成長期による日本農村社会の「男性結婚難」の問題に対して、「外国人嫁の受け入れ」を日本の行政から民間まで積極的に取り組んでいたのである。その中で、経済的には「周辺地域」に見えるアジアからの女性移民が多く、また、彼女らの適応問題や彼女らが日本農村社会にもたらす影響など、すなわち受け入れ側社会を中心にする視角が主流であった（王・三好 2022）。

続いて 2000 年代に入ると、西洋研究からの影響を受けることと同時に、日本での中国人研究者による研究が活躍になり、女性移民の主体性に関する研究が徐々に蓄積され、母語で行うライフストーリーの聞き取り調査が行わ

¹ 国連の 2002 年の国際移民報告では、1960 年代から、女性が総移民人口数の 46.6%を占め、2000 年に割合はさらに 48.8%にも至り、その値は継続的に増加していくと指摘した。

れるようになった。こうした女性の人生経験に基づきながらの国際結婚の分類ができており、その中で「南北型」と「文化交流型」の類型がよく知られている(賽 2014)。「文化交流型」の女性は、都市在住、自由恋愛での出会い、高学歴という特徴を持つ一方、「南北型」の女性は、農村在住、業者婚(仲介型結婚 **commercially arranged couples**)、中低学歴という特徴を持っている。しかし、時代の変遷に伴い、定型化した形が打破され、さらなる多様性も見えてきた(Li 2019)。

しかしながら、女性移民のライフストーリーを捉える際に、出身国さらに出身地域の社会的背景を踏まえて論じることが見られるものの、経済的な格差や「日本と繋がるルート²がある」といった記述に留まってしまうことがほとんどである。それは、国際結婚のメカニズムそのものに、研究者たちの関心が置かれていたためだと考えられる。とはいえ、個人の主体性を重視しつつある現在、来日後の暮らしだけに留まらず、出身地社会も含む女性移民の生活経験の全体性を捉える重要性も浮上してきた。

実に、張さんの回答からも理解されるように、中国農民の施肥行為の変容の裏には、数十年に及ぶ中国社会の激変があった。同様に、わたしが注目する東北出身の女性移民を捉える際に、中国の近代化プロセスにおいて東北はどのような位置に置かれているのか、ということを手がかりの一つとして重要視すべきできないかと考えている。中国東北は、建国前後、最も早く計画経済体制に入り、工業の発展が他地域より先行している。しかし、改革開放後の社会転換期において、計画経済体制があまりにも浸透しすぎることにより、東北は一転して経済発展の遅れ側に逆転してしまったのである。その歴史的な経緯を次節にて東北社会の特徴の一つである「典型的単位制社会」を巡って述べてい。

² 中国東北地域では、過去「旧満州」として植民支配を受けさせられ、戦争後も中国残留日本人などで日本と繋がるルートが民間に存在し、また日中結婚の仲介所も点在している。

3. 「典型的単位制」が根ざされた「老工業基地」である東北社会

「単位 (work unit)」というのは、中国語の「工作单位」の略称で、都市住民に就職の場を提供し、職員の住宅や福祉サービスなどを包括的に整備するユニークなものとなされ(柴・劉 2003)、中国革命後、社会的統合を実現するために制度化された組織形態であり、社会的・経済的・政治的機能を備える三位一体の閉鎖的な「小さな社会」とも言われる(唐 2001)。いわゆる、「国家」と「個人」の間に「単位」が位置され、社会資源は国家から直接、個人へということではなく、「単位」を通じて個人へというようにイメージすればよいと思う。特に計画経済時代の中国では、経済的領域では高度な計画化に至っていないが、社会的領域では高度の組織化が実現され、「老工業基地」と言われる東北の典型的単位制はその代表の一つである(田 2007)。田(2007)はその特徴について、地理的空間の「単位社区化」³、社会的空間の「排他性」と「優越感」⁴、社会的整合の「家族化」⁵などを挙げられた。

歴史的な流れに沿って見れば、1948年に東北は戦争から先に解放され、先に述べたとおり全国の他の地域より最も早く計画体制に入った地区になり、公的組織・国営企業を中心に工業産業が発展され、1949年建国後も「単位制」推進のモデルとされた。1953～1957年の「一五計画」期間、ソ連の援助により建設された計156の大型工業プロジェクトの中、1/3が東北地域に位置され、さらに旧植民地期にもたらされたインフラ整備もある程度に残されていた。こうした基盤の中で、計画経済時代の東北地方では、石油や炭鉱などの伝統的な原材料生産が集中し、国営経済の割合が高く占めており、都市化レベルも高いため(李 1998)、長期的に全国経済の先頭に立っており、

³ 建物は短時間に相対的に集中的な空間に建設され、単位と社区とは地理的に重なることを意味する。

⁴ 仕事から生活までも「単位」で保障されたため、職員は比較的に閉鎖的な社会空間でコミュニケーションを取り合っている。

⁵ 職員自身から家族までも「単位」の中に受け入れることで、個人—家庭—単位という社会的ネットワークを意味する。

さらに 1978 年に、東北経済規模は全国の 13.21% も占めた（喬・路 2019）。しかし、1978 年の改革開放を機に、東北が速い経済発展を迎えたのにも関わらず、中国全域における経済的優位性は次第に沿海の東南地方へと変わっていた。特に 1990 年代以来、改革開放の深化による社会転換期に、体制転換と産業調整などの複合的影響により、国营企業が主導する東北地方では、市場化への転換が比較的遅れ、国营企業職員の失業問題が普遍的になった（李 1998）。続いて 21 世紀の初期に、東北の市場化経済を推進するために、中央政府が「東北振興」の政策を打ち出したが、結局中央政府と地方政府とのズレ⁶で望まれた成果には至らなかった。

以上の転換下で、「単位制」が弱体化しつつあるとはいえ、東北社会に与える影響が現在でも続いている。それについて、謝（2019）は、商売への軽蔑及び「熟人ネットワーク・熟人社会（人脈ネットワークとそれを中心にする社会）」の定着を指摘した。商売への軽蔑は、80 年代改革開放初期に顕在化し、すなわち、単位のルールを守り生涯の安穩を求める「単位人」は理想的である一方、商売人は社会の「境界人」にすぎないというのが当時の普遍的な考え方である。「熟人ネットワーク・熟人社会」に関して、90 年代末期の国营企業の弱体化及びそれ以降の「東北振興」のための地方政府介入の背景の下で、不安定にインフォーマルな就職をするのか、あるいは「良い仕事（quality job）」とみられる少数の大型国营企業⁷で就職するのか、という両極化の就職構造が顕してきた。その「良い仕事」を手に入れるためには、地域社会の人脈の重要性が強調され、定着化してきた。こうして、計画経済の工業化が先行された東北地方は、市場化経済の深化に伴い、従来の場面を打破するよりも、皮肉なことに、人脈づくりを中心にする社会環境の定着及びその局面を打破できない若者の「東北離れ」が逆に進んできた（謝 2019）のである。

こうした激しい東北色を帯びた社会転換を経験してきた個々人は、20 世

⁶ 実際に東北地方政府により、資金がまた効率の低い大型国营企業に投入され、中小民間企業の市場成長空間がさらに減らす。

⁷ 「東北振興」政策による中央からの投資が、地方政府により一部の大型国营企業に集中されたことで、こうした少数の国有企業の権力は再度拡大された。

紀 50、60 年代の「ベビーブーム」に生まれ、60、70 年代に成長し、改革開放初期に就職し、90 年代末の工場解体を経験した。その人々に目を向ける重要性は、内部の共同体だけでなく、歴史上の起承転結の役割にもあると謝 (2022) は指摘している。

4. 東北の激動を経験しつつ移動を選んだ女性たち

前述のように、従来の日中国際結婚の分類は、女性移民自身の特徴を即して、学歴や出身地域をめぐって「文化交流型」や「南北型」などといった類型が挙げられた。しかしながら、実に現存の分類に収まらないケースが多々存在し、より複雑な実態があることを、わたしは現地調査で痛感した。

例えば、東北の地方都市で生まれ育った B さんは、「紙媒体の黄金時代」と言われる 90 年代に大学を卒業し公的な雑誌社に就職した。彼女はいわゆる恵まれた「単位人」に見えるものの、実際のところ、90 年代末期の国営企業の解体に影響されたため、彼女は「単位人」の保障を享有せずに「単位」で働いた状況であった。それでもマスコミ界への熱意に駆られて働き続けた B さんは、その後職場での打撃を受け、結局、仕事を辞めて姉の移住先の日本へ留学することを決意した。来日後間もなく、姉の斡旋により今の日本人夫と結婚した。ここで留意しておきたいのは、B さんが高学歴でもあり都市出身でもあるが、実は来日する時点では日本語がいつさいできず、つまり日本文化に対する興味で自発的に来日するという「文化交流型」の議論に回収できない側面である。また、似たような経験を持つ W さんは、同じく東北の地方都市出身で 90 年代に大卒して「単位人」になり、仕事関係で日本人夫と知り合って結婚移住した。W さんの場合は、実は社会的な保障がしっかり整備されていた、すなわち実質的な「単位人」と言えるが、結局優越的な母国の生活を諦めて移住した裏には、「人脈強調」の職場に飽きた側面が大きいことが分かってきた。

一方、先述の例と対照的に、東北農村出身の Y さんの事例を紹介したい。Y さんは長女として 13 歳から家計に手伝い、厳しい生活状況の中に家族を

支えてきた。80年代に結婚し、夫の給料だけで徐々に「暮らしもできない」窮境に陥ったため、Yさんは専業主婦をやめて商売を始めた。社会変動が激しい90年代に入って間もなく、夫はリストラさせられ、その一方、市場経済の発展により、Yさんの商売が好調に進み、家の大黒柱にもなっていた。2000年代に入ってから夫が病死したため、友人の斡旋により、Yさんは商売を辞め、福島県の日本人男性と結婚した。結婚相手は農家の長男であるため、再婚後のYさんは家で認知症の義母を介護する責任を背負ってきた。Yさんのストーリーは一見すると、母国農村出身の女性が業者婚で日本の農村に移住し再生産労働をする、すなわち典型的な「南北型」ではないかと思われるだろう。しかし実に、経済的な動機で来日ではなく、母国社会で再婚しにくい局面を打破したい、日本で「老後の伴侶」を見つけたいという素朴な思いがあった。そこには、経済的な構造の不平等が強調された「南北型」とは異なった文脈が見えてきた。Yさんは中国の急速な経済発展に恵まれたのと同時に、「女性が一家の大黒柱になれば家屋が落ちてしまう」という伝統的な価値観が自分の中に強くあった。さらに、商売への軽蔑という当時の東北社会の中、Yさんの中には常に揺らいていたという。

以上を踏まえ、「単位人」であるBさんとWさんは、一見すると豊かな暮らしを送っていたが、その「単位社会」の裏に満ちた不確実性と「人脈強調」の弊害に苦しんでおり、結婚移住の決定にはある意味で現実逃避の性格も帯びている。他方、「単位社会」の周辺に生きるYさんは、80、90年代の急速な経済発展とそれに追いつかない個人の精神的な世界との間に、揺らぎながらその打開策を探しつつある。こうした個人の移住経緯はいずれにしても、出身地の東北社会の固有性が強く見出された。従来「文化交流型」や「南北型」の分類は、間違いなくこれまで国際婚の図鑑に迫ることは重要な視点を提供してきた。しかし、その類型化に拘りすぎると、先述した人々の生きる社会の地域性や変遷、ないしはそれらによる葛藤を安易に見逃してしまう恐れがあると考えている。

5. 締め括りに

本稿では、「典型的単位社会」という点から東北社会に接近し、さらに東北社会の地域性が女性移民への影響について事例紹介を通じて議論を展開した。ただし、今日の東北社会を理解するためには、「単位社会」だけでは足りず、多民族居住地、移民社会や旧満州の記憶など中国建国前の地域史も押さえなければいけない。こうした複雑な要素から構成された東北社会を把握した上で、より一層女性移民たちの深層に寄り添うことができるだろう。

張さんの報告では、農民の施肥行動を解釈することにより、建国以来中国郷土社会の農業変遷や「都市—農村」の二元構図などの社会構造が丁寧に説明された。そこから、農民の世界観を反映するライフストーリーの研究手法を通じて、個々人が暮らしの中に自分自身と社会構造との関係を巧みに営んでいく姿を描き出した。さらに無論、ライフストーリーの聞き取り調査では、聞き手と語り手との信頼関係の構築や方言などには、調査者の工夫も重要である。以上のことから、中国社会のいわゆる「圧縮の近代化」を経験してきた個々人は、皖南の農民にせよ東北の結婚移民の女性にせよ、いずれも自分と激変する社会との間に自分の位置付けを調整し続けている。こうした個人のライフストーリーを踏まえた上で、暮らしにおける小さな営みに目を向けることは、複雑な中国社会の実情に接近していく視点の一つとして、これまで既に研究者の方々は実践されてきて、今後にもさらに多様な社会的課題での応用を期待できると考えている。

引用参考文献

和文

王石諾・三好恵真子 2022「国際結婚で福島県に嫁いだ中国人女性の主体性とその形成過程」『アジア太平洋論叢』24(1)、97-112 頁。

賽漢卓娜 2014「国際結婚した中国出身母親の教育戦略とその変容—子ども

の成長段階による比較」『異文化間教育』39、15-32 頁。

柴彦威・劉志林 2003「中国都市における単位制度の変化と生活活動および都市構造への影響」『東京大学人文地理学研究』16、55-78 頁。

唐燕霞 2001「計画経済期の国有企業：社会学の視点からの考察」『北東アジア研究』2、49-61 頁。

欧文

LI, Yan. 2019 “International Marriage in Contemporary Japan A Review Essay on Japanese-Chinese Couples,” 『共生学ジャーナル』3, pp.153-186.

中文

邱淑雯 2005「再生产与女性移民：日本东北农村的亚洲新娘」『性别与移动』巨流图书公司（高雄市）、199-240 頁。

田毅鹏 2007「“典型单位制”的起源和形成」『吉林大学社会科学学报』47(4)、56-62 頁。

谢雯 2019「历史社会学视角下的东北工业单位制社会的变迁」『开放时代』6、25-44 頁。

谢雯 2022「变迁中的社会与个体生命——以我国东北地区研究为例」『公共管理评论』4(3)、157-166 頁。

李培林 1998「老工业基地的失业治理：后工业化和市场化——东北地区 9 家大型国有企业的调查」『社会学研究』4、1-12 頁。

乔榛・路兴隆 2019「新中国 70 年东北经济发展：回顾与思考」『当代经济研究』11、5-12 頁。

日中国交正常化 50 年と日中相互認識

林 礼釗*

1. はじめに

1972 年は、沖縄本土復帰、人間環境宣言採択、日中国交正常化など、歴史に残る重要な出来事が多くあった。それから 50 年、沖縄についていえば、在日米軍基地から派生する事件や事故などの被害はいまだ後を絶たず、普天間基地移設問題をめぐる県と国の対立は深まったままであり、当時期待されていた「本土並み」の実現には多くの課題が残されている。また、四大公害病といったかつてのような公害問題は減ったとしても、大気汚染や地球温暖化などはグローバルな規模で展開し、新型コロナウイルスは今も依然として全世界的に猛威を振るっている。そして、日中関係についてみれば、冷戦終結後、経済的相互依存関係が深まりつつあるなかで、歴史認識問題や領土問題が顕在化し、日中関係の良好な発展に影を落としている。

このような背景のもと、大阪大学グローバル日本学教育研究拠点 2022 年度拠点形成プロジェクト「21 世紀課題群と東アジアの新環境：実践志向型地域研究の拠点構築」による 1 回目のシンポジウム「この 50 年の歩みを共に考える—それぞれの出来事をいま振り返る意味」が企画・開催された。シンポジウムの趣旨にもあったように、このシンポジウムでは、異なる専門領

* 大阪大学人間科学研究科・特任研究員/法学研究科・招へい研究員

域の若手研究者たちが協働してこの 50 年の歩みを共に振り返り、一人ひとりが考えてゆくべき事柄を共に分かち合い、未来を展望してみた。シンポジウムの開催を機に、参加者の一人として、本稿では、日中国交正常化の 50 年を振り返ったうえで、世論調査から読み解いた日中相互認識を手がかりに、初歩的ながら日中関係の課題と方途を考えてみたい。

2. 日中国交正常化 50 年

周知のように、中ソ対立とベトナム戦争の泥沼化を背景に実現した米中和解にともない、これまで「以民促官」（民間交流によって政府間の交流を促す）などによって維持されてきた「半官半民」の日中関係も大きく進展した。1972 年 9 月 29 日、周恩来と田中角栄との間で日中共同声明が調印され、日中国交正常化が実現し、「72 年体制¹」が成立した。

1972 年 10 月、日中国交正常化の記念として中国から日本に 2 頭のパンダが贈られ、日中友好のシンボルとなった。1978 年 8 月 12 日、日中平和友好条約が調印され、両国は歴史の新たな一頁を開くこととなった。日中長期貿易取り決めの締結、両国首脳相互訪問、対中 ODA の供与、文化の相互往来など、日中「蜜月時代」を象徴するエピソードが多々あった。こうして国交正常化から天皇訪中までの 1972-1992 年は、日中関係が飛躍的に発展した 20 年間であり、「日中関係黄金期」とも呼ばれた。汪（2020）によれば、この間、政治的には、日中共同声明および日中平和友好条約を通じて両国の関係を発展させる法的枠組みが構築され、両国の指導者の頻繁な相互訪問によって多様な次元とルートを通じて協議と対話が重ねられた。また、経済的に

¹ 「72 年体制」について、杉浦はその 3 つの特徴を以下のように指摘している。すなわち、①公式（日本外務省、中国外交部）、非公式のルート（政界、経済界、知識人、日中友好団体）が混在していること；②戦略性を帯びない「日中友好」概念に基づく援助一被援助の関係が重視されていること；③日中間の外交的紛争を「暗黙の合意」や「不同意の同意」といった政治的解決によって事態を深刻化させないメカニズム、である（杉浦 2020b:279-281）。

は、貿易・投資・技術・資金などの諸領域において、協力関係が迅速に発展し、両国の関係を強化する重要な絆が築かれた（汪 2020:38）。

他方、1980年代になると、歴史教科書問題（1982、1986年）や靖国神社参拝問題（1985年）といった、それまで国内問題であった歴史問題が「国際化」していくこととなる。しかし、問題が表面化しても、「両国の政治指導者が問題の拡散を防ぐための指導力を備えていた」（波多野 2020:17）とされる。たとえば、当時の日本政府は、「近隣諸国条項」を新設することで歴史教科書問題の収拾を図ったのである。

張・村田（2016）が指摘しているように、日中友好の背景には、双方の経済的利益の一致があったことはいうまでもない。改革開放に乗り出した中国は平和な国際環境と、日本の経済的、技術的な協力を必要としており、一方、国際政治の力学や経済的な利益に鑑みて、日本にとっても日中関係が日米関係に次いで重要であることは明らかであった（張・村田 2016:302）。1989年6月に発生した天安門事件によって国際的な制裁を受けた中国に対し、日本政府は、いち早く中国への経済制裁を解除しつつ、一時停止していた円借款を再開し、経済関係の修復に乗り出した。1997年のアジア通貨危機の際にも、日中両国は緊密に連携して対応していた。

21世紀に入ると、靖国神社参拝などをめぐって歴史問題が過熱し、中国人の反日感情を刺激するような事件が相次いだ。アジアカップでの反日騒動（2004年）、歴史教科書問題（2005年）、日本の国連安保理常任理事国入り反対署名運動（2005年）、靖国神社参拝に端を発する大規模な反日デモ（2005）など、日中関係が悪化し、「政冷経熱」と呼ばれるようになった。2006年9月第一次安倍政権が成立すると、安倍総理はただちに中国を訪問し、「氷を砕く旅」で日中関係の改善を図った。その後、日中両国は戦略的互惠関係という新たな段階に至ったとされる。

しかし、2010年9月の尖閣諸島（釣魚島）海域で起きた漁船衝突事件や2012年9月の日本政府による尖閣諸島国有化により、これまで実質的に「棚上げ」されてきた領土問題が再浮上し、日中関係はかつてないほど冷え込み、各種の交流が中断された。悪化した日中関係を改善するため、2014年11月

に日中両政府は3年ぶりに首脳会談を行い、「政治・外交・安保対話を徐々に再開し、政治的相互信頼関係の構築に努める」ことが盛り込まれた「四項目合意²」を発表した。その後も、国交正常化45周年（2017年）、平和友好条約締結40周年（2018年）を契機に、日中両国の首脳交流が軌道に乗りはじめ、関係改善が徐々に進んでいる。とはいえ、歴史認識問題と領土問題は依然として日中関係の良好な発展の大きな妨げとなりかねず、日中関係は協調と対立の時代にあるといえる。

3. 世論調査と日中相互認識

上述した日中国交正常化50年における「友好と離反」、「親密と疎遠」は、内閣府が実施している「外交に関する世論調査」（図1）からも読みとれる³。

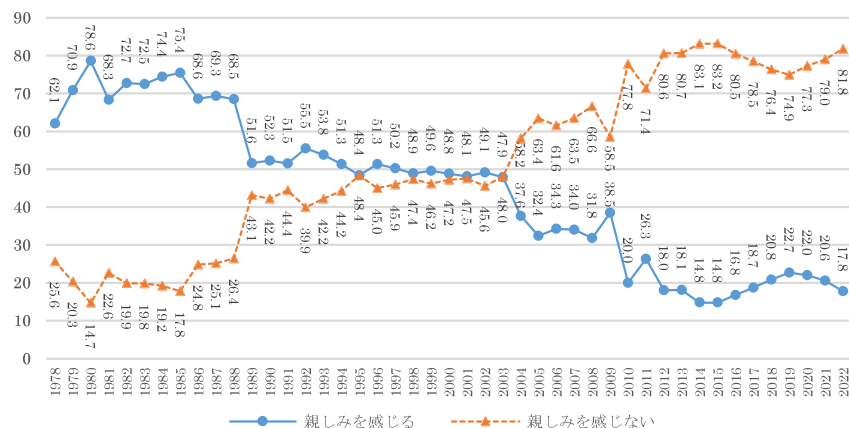


図1 中国に対する親近感：1978-2022年（単位：%）

出典：内閣府「外交に関する世論調査」（<https://survey.gov-online.go.jp/index-gai.html>）をもとに筆者作成

² 「四項目合意」の内容については、「日中関係の改善に向けた話し合い」2014年11月7日、日本外務省のホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page4_000789.html）を参照されたい。

³ 当該世論調査を利用して日中関係の変化や日本人の対中認識の変化を論じた研究は少なくない。たとえば、国分ほか（2013）；園田（2021）などがある。

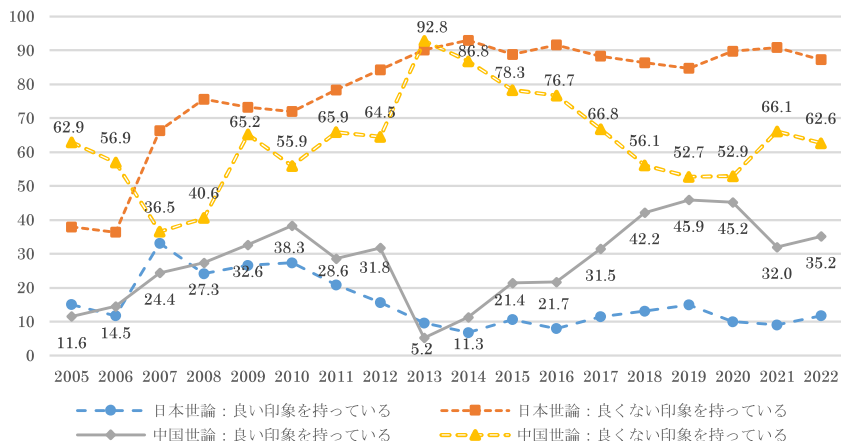


図2 相手国に対する印象：2005-2022年（単位：％）

出典：言論NPOホームページ（<https://www.genron-npo.net/world/archives/13950-2.html>）をもとに筆者作成

中国人の対日認識についてこのような長期データは存在しないが、言論NPOによる「日中共同世論調査」（図2）がある。当該調査は2005年から毎年実施し、日中関係に関する様々な質問を行い、日中の相互認識を明らかにしてきた。

図1から明らかなように、1972年から1978年までのデータが欠如しているものの、日中友好ムード一色だった1978年から1988年まで、中国に対して「親しみを感じる」とする回答はおおむね70-80%に達し、「親しみを感じない」とする回答を40-60ポイント近く上回っていた。馬場（2020）によれば、1980年代は、日本「民間の庶民層」においては親近感のある楽観的な中国像が形づくられ、中国においても日本映画の上映が人民の間に日本に対する憧れを醸成させ、日中は民衆レベルでは「相思相愛の蜜月の時代」であった（馬場 2020:103）とされる。

最初に変化が生じたのが1989年であった。天安門事件によって日本人の対中感情が大いに悪化し、「親しみを感じる」とする回答が前年の68.5%から51.6%まで下落し、「親しみを感じない」とする数字が約17ポイント上昇

して、43.1%となった。1992年の天皇訪中で「親しみを感じる」とする割合が55.5%まで上昇したが、2003年まで「親しみを感じる」と「親しみを感じない」が約半数と拮抗していた。

日中「政冷経熱」の時代に入ると、1980年代とは反対に、「親しみを感じない」とする回答が約6割近くを占めるようになった。各地で起きた反日デモにおける中国人の激しい日本批判に触れ、日本人の対中感情は大きく悪化することとなった。そして、2010年の尖閣諸島漁船衝突事件と2012年の国有化問題に起因する中国での大規模な反日デモが日本の世論を強く刺激し、「親しみを感じる」とする数字は18.0%まで落ちる（2012年）など、日本人の対中感情が極めて悪化した。他方、同時期の中国人の対日感情も大いに悪化し、図2に示された2013年のデータを見れば、日本に対して「良い印象を持っている」とする回答が前年の31.8%から5.2%まで下落し、逆に「良くない印象を持っている」が約30ポイントの上昇で、92.8%となった。

2014年以降、急増する中国人観光客が、「爆買い」現象を起こし、また、SNS上で好意的な発言をすることで日本製品の良さなどが伝わり、中国人の対日認識は改善傾向にあった（図2）。また、観光客の増加や、民間の様々な交流により中国人の存在が身近になったことから、2015年から2019年まで、「親しみを感じる」とする回答が14.8%から22.7%まで上昇し、日本の対中感情もわずかながら改善傾向が見られた（図1）。いわゆる直接交流によるイメージ改善である。しかし、「日中共同世論調査」によれば、国民の直接交流がコロナ禍によって制限されるなかで、米中対立の影響とも相まって、2021年には、中国の日本への印象が8年ぶりに悪化した（図2）。また、ここ数年、中国に対して「良くない印象を持っている」とする回答が約9割近く推移しており、日本の対中認識は完全に改善されなかった。コロナ禍にともなう中国評価も、日本人の対中認識を改善させない原因となっている（園田 2021:135）と指摘されている。

戦後日本人の中国観について、馬場（2020）の議論をまとめると、次のようになる。すなわち、戦後日本人の中国論は、戦後処理と国交回復という二大論題が絡み合い、複雑な形成要因（情報源、中国論の担い手、読者対象や

論調、世論工作の4つの多様性)が作用した。それによって内外情勢の変化にともなって絶えず揺れ動き、多元的な中国像が形成された。それは、暗転と好転、親密と疎遠の間を揺れ動く日中関係の変動とも連動していた。1970年代の国交正常化を契機に、かつての革命中国像・社会主義中国像が大きく後退し、「ただの国としての中国像」が優勢を占めていった。1980年代の経済的な相互依存関係の深まりを背景とした「蜜月時代」を経て、1990年代以降は、急速に巨大化する隣国の威勢に対して恐怖・脅威のイメージがともなうようになり、「脅威としての中国像」が強まってきた。この脅威イメージは、後に歴史問題や靖国神社参拝問題をめぐっての不信感を醸成し、次第に中国に対する疎遠の感情や嫌悪の感情へとエスカレートしていった(馬場 2020:92-93、103-108)とされる。

汪(2020)は、戦後(1945-1992年)における中国人の日本観⁴の変遷を4つの時期に区分し、国交正常化以降については次のように分析している。日中の戦略的友好期(1972-85年)においては、中国人の日本観が大きく変化し、一般民衆の日本に対する好感度は非常に高まり、「日中友好」は人々の間に広く浸透した。むろん、日本の侵略がもたらした苦痛の記憶は依然として存在しており、当時の日本観の重要な一部分を形づくっていた。そして、冷戦終結前後(1985-92年)においては、日本が歴史問題について不当に対処したことに、中国の民衆は強烈な反発を示し、中国人の日本観は「親」から「嫌」へと変化しはじめたものの、1992年の天皇訪中まで、中国人の日本観は全体として友好的かつ肯定的であった(汪 2020:31-32)としている。

天安門事件や冷戦体制の崩壊によって求心力を失いつつある社会主義イ

⁴ 中国人の日本観にはおおむね、政治家および外交官の日本観、民衆の日本観、メディアと知識人の日本観の3つの類型に区別できる。改革開放以後、多くの中国人が日本での留学・労働・旅行を経験し、彼らの日本観は直接的な生活体験から形づくられ、中国人一般の日本観にも一定の影響を及ぼした。また、メディアと知識人の日本観は、中国政府の対日政策や一般民衆の対日感情にも影響を及ぼすが、同時にそれらからの影響も多かれ少なかれ受けている、とされる(汪 2020:30-31)。

デオロギーの代わりに、中国共産党は、1994 年から「愛国主義教育⁵」を展開することで、一党支配の政治的正統性の再調達を図ろうとした。これは必ずしも日本だけを敵視するものではなかったが、結果的に日中相互イメージを悪化させる一因ともなった。愛国主義の名のもとで横行する一部の民衆の暴走に対する反省として、2002 年末、歴史問題にこだわらず、未来志向の対日関係を進めるべきだとする「対日新思考」が中国知識人らによって提唱された。この「対日新思考」は、「日中関係をめぐる議論に新たな視点を提供しただけではなく、歴史教育における自己中心的な観点に対する反省や、マスメディアにおける対日報道の変容をもたらしている」（周 2016）とされる。

言論 NPO による「第 18 回日中共同世論調査」（2022 年）によれば、日本人が中国に「良くない」印象を持つ最も大きな理由は、中国の「尖閣諸島周辺の侵犯」が 58.9%と最も多く、「政治体制に違和感を覚える」が 51.5%で続いている。他方、中国人が日本に「良くない」印象を持つ最も多い理由は、日本が「侵略した歴史をきちんと謝罪し反省していないから」が 78.8%と 8 割近くを占め、「魚釣島周辺の国有化で対立を引き起こした」が 58.9%で続いている⁶。歴史認識問題と領土問題が日中関係の最も大きな課題となっていることはいうまでもない。と同時に、「政治体制に違和感を覚える」こと、つまり中国の権威主義体制（民主化の課題）と日本人の対中認識との関連性にも留意しておく必要がある。換言すれば、中国民主化の未成熟さが日中「歴史和解」を阻む理由の 1 つとしてしばしば指摘されている（王 2022:202）ことである。

⁵ 王は、中国の愛国主義教育について、①反日教育ではないこと；②中国のナショナリズムは決して「官製民族主義」ではないこと；③中国のナショナリズムは民主化運動を阻止する選択肢の 1 つであること、という 3 つの側面を理解する必要があると指摘する（王 2022:201-202）。

⁶ 詳細は「第 18 回日中共同世論調査」2022 年 11 月 30 日、言論 NPO ホームページ（<https://www.genron-npo.net/world/archives/13950-2.html>）を参照されたい。

4. 締め括りに

国交正常化前の日本政府は、日米のはざまで揺れ動く、本土と違った沖縄の現実と歴史への責任を内在的に抱えながら（吉成報告）、日米安保体制の維持・発展を外交戦略の要とし、対中政策では、中華民国（台湾）との外交関係を維持しながら、経済関係を中心に、中国との関係改善を模索してきた（「政経分離」）。中には中華人民共和国、中華民国の双方と国交を樹立する「二つの中国」を構想するものもいたという（杉浦 2020a:214）。しかし、日中国交正常化による「72 年体制」の形成は、日本と中華民国との関係の再定位を意味していた。1952 年に結ばれた日華平和条約は存続の意義を失い、日本と中華民国は断交した。これにより、在日華僑には身分や生活環境に重大な変更が生じ、国籍をどうするかなど困難な選択を迫られた（岡野報告）。国交正常化後、日中両国の経済交流は活発化していく。ODA をはじめとする日本の対中援助は中国の改革開放政策を支援・促進し、中国の近代化に大きく寄与した。中国の経済発展もまた日本に経済的利益をもたらし、双方の利害が一致していた（衛報告）。天安門事件後の 1992 年、中国は全面市場化に舵を切り、高度経済成長の時代に突入していった。張・村田（2016）によると、当時天安門事件を論じるメディアやチャイナ・ウォッチャーが、権力闘争、学生リーダーや知識人エリート動きばかりに視点を集中させがちで、民主化運動と離れた地方都市や農村の動向には関心がなかった（張・村田 2016:319）。その意味においては、当時の中国の農村問題や環境問題にも目を向ける研究（張報告、許報告）が貴重であり、大きな意義を有すると考えられる。また、国交正常化交渉は、終戦処理としては不完全なものであり、その結果、後に歴史認識問題や領土問題といった禍根を残した（馬場 2022:102）とされるように、歴史問題と関連して、新たな日中戦争像、歴史像の再構築が求められているはずである（鄒報告）。

本稿では、シンポジウムで得たこれらの知見をもとに、先行研究を踏まえながら、日中国交正常化 50 年の歩みと日中相互認識を概観することによって、日中関係の課題を再確認してみた。

最後に、日中関係の次の 50 年を展望し、その方途について考えるにあたって、波多野（2020）の議論を紹介しておく。波多野は日中両国が平和的な未来を共有するために、下記のように提言している。すなわち、①歴史認識問題に限れば、日本側は、「パブリック・メモリー」（公共的記憶）が形成できなくとも、「侵略戦争」に関する一定の公的総括と反省が必要であり、中国側は日本の成功も失敗も含めた「戦後経験」に学ぶ姿勢が重要であること；②学術や教育のレベルで近代の日中関係史に関する研究・教育交流を着実に進めること；③日中双方の国民に、小説、映画、演劇、書画、音楽など、双方に良好な感情が通い合うような歴史的な作品を発掘し創造する営為が必要であること；④先人の残した古典的資産を、「文化的公共財」として再評価し、双方の他者認識を歴史に遡って総点検する作業⁷が欠かせないこと（波多野 2020:22-23）である。その意味では、本シンポジウムは、まさに異なる専門領域の若手研究者たちが協働してこれらの提言を実践している 1 つの場でもある、といえよう。

引用参考文献

和文

王広濤 2022『日中歴史和解の政治学—「寛容」と「記憶」をめぐる戦後史一』明石書店。

汪朝光 2020「戦後日中関係の展望と歴史認識—1945-92 年—」波多野澄雄・中村元哉（編著）『日中の「戦後」とは何であったか—戦後処理、友好と離反、歴史の記憶—』中央公論新社、24-45 頁。

国分良成ほか 2013『日中関係史』有斐閣。

⁷ こうした試みは『日中の 120 年 文芸・評論作品選』（全 5 巻、張競・村田雄二郎編、岩波書店、2016 年）によってすでに実施されていることを特筆しておきたい。

周妍 2016「現代中国知識人の日本論—その構造と変容—」大阪大学 2016 年度博士論文。

杉浦康之 2020a「日中国交正常化前史」川島真・小嶋華津子（編著）『よくわかる現代中国政治』ミネルヴァ書房、214-215 頁。

杉浦康之 2020b「『日中友好』時代の再検証—『72 年体制』下の日中関係—」前掲書『日中の「戦後」とは何であったか』、274-301 頁。

園田茂人 2021「日中相互認識の非対称性？—日本で対中認識が改善しないのはなぜか—」園田茂人・謝宇編『世界の対中認識—各国の世論調査から読み解く—』東京大学出版会、107-137 頁。

張競・村田雄二郎編 2016『日中の 120 年 文芸・評論作品選 5—蜜月と軋み 1972-—』岩波書店。

波多野澄雄 2020「戦後日中関係と歴史問題」前掲書『日中の「戦後」とは何であったか』、14-23 頁。

馬場公彦 2020「戦後日本人の中国観の形成と変化—1945-92 年—」前掲書『日中の「戦後」とは何であったか』、92-109 頁。

シンポジウムでの閉会挨拶から

田中 仁*

「この 50 年の歩みを共に考える—それぞれの出来事をいま振り返る意味」が、拠点プロジェクト「21 世紀課題群と東アジアの新環境：実践志向型地域研究の拠点構築」第 1 回シンポジウムとして開催された。

「50 年」前の 1972 年には、(1)沖縄の本土復帰、(2)日中国交正常化、(3)国連人間環境宣言があった。また「この 50 年」の東アジアには、(1)日本から NIEs・ASEAN を経て中国に拡大・深化する経済発展、(2)1990 年代以降、日本から台湾・韓国・フィリピン・インドネシアなどに広がった政治的民主化、そして、(3)経済的発展と政治的民主化に連動するヒト・モノ・カネ・情報の往来の飛躍的拡大が見られた。

シンポジウムの第一部・基調報告「歴史的出来事から現在への射程」では、吉成哲平氏は、1945～72 年アメリカ施政下の沖縄の現実を通して、戦後日本の責任を提示した（報告①）。鄒燦氏は、1972 年の日中国交正常化・日華断交によって日中戦争の捉え方に関わる枠組みの組み換えがあったことを前提に日中戦争研究・戦争認識の変化を俯瞰した（報告②）。この課題は今日の東アジアの歴史問題に繋がる重要な論点であると言える。岡野翔太氏は、「1972 年体制」下の日本において「華僑」はどのような現実と直面したのかを報告者自身のアイデンティティと関連づけながら考究した（報告③）。

第二部・話題提供「社会転換期に暮らす生の営み」は、1972 年の国連人

* 大阪大学・名誉教授

間環境宣言、さらにプロジェクトにある「21世紀課題群」と通底する。「この50年」、世界の成長センターとしての東アジアは日本の高度成長がNIEsとASEANに波及し、そしてそれは、中国では1980年代に始まる改革開放から21世紀のグローバル大国化を招来した。衛娣氏が家電産業と日系企業との関わりから中国経済の躍進を（話題①）、許俊卿氏が中国都市部の大気汚染を（話題②）、張曼青氏が中国農民の葛藤と選択を（話題③）を、それぞれ論じている。検討対象がいずれも21世紀のグローバル大国化した中国であること、そして話題提供者の三人は日本で研究する若い中国人研究者であることを特筆しておきたい。

第三部・全体討論「それぞれの出来事をいま振り返る意味」では、許衛東氏と小林清治氏がそれぞれの50年を、日中国交正常化後の国費留学生として来日以降の経緯から、および正常化前後日本におけるカウンター文化の衝撃から、さらに周雨霏氏は思想・文化の転移という観点から論点提起を行った。

この「いま」を2020-22年と捉えたとすれば、それは(1)コロナ・パンデミックがヒト・モノ・カネ・情報の往来を阻害した（している）こと、(2)ウクライナ戦争が第二次大戦後国際秩序の動揺を招いていることがあげられるが、さらに中共二〇全大会を加えることができるかもしれない。それは、「改革・開放」の鄧小平時代とは異なる習近平時代の開幕を意味することになるであろう。

このような従前とは様相を異にする「いま」、わたしたちがそれぞれのバックグラウンドをふまえた相互啓発・発見をめざし、その際大阪大学という「場」を活かすことはとりわけ重要になる。今回のシンポジウムが拠点プロジェクトのキックオフ・セミナーとして実現できたことを喜びたいと思う。